

# 新型コロナウイルス感染症対策の記録

令和6年3月

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部

# 目 次

はじめに	1
------	---

## 第1 市の対応経過

1 市対策本部の対応	2
2 各部局の取組み	11
3 市独自の取組事例等	25
4 地方創生臨時交付金実績	27
5 専門者会議	30
6 長野県との連携	33
7 感染症庁内対策チーム	38
8 主なイベント等のコロナ対応	41
9 市民への感染症対策等の呼びかけ	57

## 第2 陽性者の状況

1 陽性者数	62
2 陽性者の内訳	63
3 入院者数	63
4 病床使用率	64
5 宿泊療養者数	64
6 自宅療養者数	65
7 死亡者数	65

## 第3 松本市保健所の対応

1 第4波（R3. 3. 1～6. 30）	66
2 第5波（R3. 7. 1～12. 31）	69
3 第6波（R4. 1. 1～6. 30）	72
4 第7波（R4. 7. 1～9. 25）	74
5 第8波（R4. 9. 26～R5. 5. 8）	76
6 松本市保健所の対応件数	78
7 松本医療圏における新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の構築（「松本モデル」）	80
8 今後の感染症発生及びまん延対策に向けて	81

## 第4 市立病院の対応

- 1 外来患者数（R2.4～R5.5）・・・・・・・・・・84
- 2 入院患者数（R2.2～R5.5）・・・・・・・・・・85
- 3 職員体制・・・・・・・・・・86
- 4 PCR検査・・・・・・・・・・87
- 5 新型コロナウイルス感染症に対する広報・啓発活動・・・88

## 第5 ワクチン接種

- 1 接種の経過・・・・・・・・・・90
- 2 職員体制・・・・・・・・・・98
- 3 接種等の状況・・・・・・・・・・99
- 4 集団接種（R3.5～R5.10）・・・・・・・・・・100
- 5 巡回接種・・・・・・・・・・111
- 6 動員・応援体制・・・・・・・・・・112
- 7 接種業務に係る主な契約・・・・・・・・・・113
- 8 職域接種・・・・・・・・・・114

## 第6 学校・保育園等

- 1 市教育委員会の対応・・・・・・・・・・115
- 2 感染状況（小中学校）・・・・・・・・・・117
- 3 成人式開催の判断と経過・・・・・・・・・・118
- 4 こども部の対応・・・・・・・・・・121
- 5 感染状況（臨時休園・クラス閉鎖数）・・・・・・・・・・126

## 第7 社会経済活動

- 1 生活等支援・・・・・・・・・・127
- 2 時短要請・事業者支援・・・・・・・・・・134

## 第8 公共施設の対応

- 1 休館・休止対応・・・・・・・・・・141
- 2 感染症対策・・・・・・・・・・144

## 第9 災害時の感染症対策

- 1 避難所対応・・・・・・・・・・145
- 2 染症対策物資の調達・・・・・・・・・・148

## 資料

- 資料1 新型コロナウイルス感染症に係る経過・・・・・・・・・・149
- 資料2 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する松本市  
議会の取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・172
- 資料3 公益財団法人日本都市センター機関紙「都市とガバ  
ナンス」第37号 2022年・・・・・・・・・・188
- 資料4 経過表（国、県及び市の動き）・・・・・・・・・・193

## はじめに

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、令和2年1月に日本国内で初めて感染者が発生し、2月25日には松本保健所管内で長野県内初の感染者が確認されました。

松本市では、同日に市長を本部長とする「松本市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の位置付けで5類感染症に移行されるまでの間、国、県、医療・福祉分野、教育分野、経済産業分野等の関係の皆様と連携して、様々な対処すべき事項について協議、調整を図り、協調して各種対策を実施しました。

初期段階においては、ワクチンや治療薬もない、未知なるウイルスに対し、外出の自粛や飲食店等への営業時間短縮に関する協力依頼、小中学校の臨時休業など、感染の拡大を防ぐための対策に重点を置かざるを得ませんでした。

令和3年3月以降は、新型コロナウイルスのワクチン接種が本格化し、新たな段階となる中、本市は、4月1日の中核市移行により松本市保健所を設置し、市の保健衛生施策と感染症対策全般を主体的かつ総合的に実施しました。

以降、本市では感染拡大防止と社会・経済活動との両立を目指し、様々な取り組みを行ってきましたが、3年余りの間に8回に及ぶ感染拡大の波を乗り越えることができたのは、医療関係者をはじめとするエッセンシャルワーカーの皆様、社会経済を支えた事業者、関係機関・団体の皆様のご尽力とともに、ご理解とご協力をいただいた市民の皆様のお陰です。改めて深く感謝を申し上げます。

本記録は、この経験を次代へとつなぎ、再び同様の事態が生じても、松本市職員が一つになって、市民の皆様と共に、困難を乗り越えるための道標となることを願い、まとめたものです。

## 第1 市の対応経過

### 1 市対策本部の対応

#### (1) 対策本部・開催による対応

令和2年2月25日から令和5年5月7日まで対策本部を設置。適宜会議を開催し、市の感染症対策等について情報共有、協議調整により全体統制を行った。

#### 市対策本部の対応

回数	日付	対策本部会議の主な内容
第1回	令和2年 2月26日(水) 午前8時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況について</li> <li>・新型コロナウイルス対策への対応について</li> </ul>
第2回	3月3日(火) 午前9時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発生状況について</li> <li>・新型コロナウイルス対策への対応について</li> </ul>
第3回	3月12日(木) 午後4時45分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の対応方針について</li> <li>・その他</li> </ul>
第4回	3月24日(火) 午前10時40分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の対応方針について</li> <li>・その他</li> </ul>
第5回	3月30日(月) 午後1時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回対策本部以降の経過</li> <li>・新たな発生状況について</li> </ul>
第6回	4月3日(金) 午前10時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後の対応について</li> </ul>
第7回	4月16日(木) 午前9時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設の貸館業務について</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策専門者会議について</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策に係る優先業務(BCP)について</li> <li>・庁内対策チームの設置による体制強化(案)について</li> </ul>
第8回	4月20日(月) 午後3時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県の緊急事態措置等に対する本市の対応について</li> <li>・緊急事態宣言に伴う今後の職員体制について</li> <li>・児童福祉施設の感染拡大防止措置について</li> <li>・誘客施設の対応について</li> <li>・屋外体育施設の使用制限について</li> </ul>
第9回	5月5日(火) 午後4時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・政府及び県の方針について</li> <li>・小中学校の対応について</li> <li>・市有施設の対応について</li> <li>・庁内対策チームの取組状況について</li> <li>・専門者会議各部会からの報告について</li> <li>・各部局からの報告について</li> </ul>

市対策本部の対応

回数	日付	対策本部会議の主な内容
第10回	5月12日(火) 午後5時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市の状況等</li> <li>・市有施設の対応について</li> <li>・各部局からの報告について</li> </ul>
第11回	5月27日(水) 午前10時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・6月1日以降の本市の事務事業執行方針(案)について</li> <li>・6月1日以降の本市の方針に対する各部会から意見報告について</li> <li>・小中学校の対応について</li> <li>・6月1日以降の市有施設、イベント及び会議の対応(案)について</li> <li>・庁内対策チームの状況報告について</li> <li>・各部局からの報告について</li> </ul>
第12回	7月30日(木) 午前11時15分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県の感染警戒レベル引き上げに伴う本市の対応について</li> <li>・各部局からの報告について</li> <li>・庁内対策チームの状況報告について</li> </ul>
第13回	11月30日(月) 午後5時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県及び松本圏域の動向</li> <li>・感染症・感染警戒レベルの基準の変更</li> <li>・松本圏域における医療・検査体制の現状と今後の対応</li> <li>・今後の感染予防対策のポイント</li> <li>・今後の対応方針(案)</li> <li>・新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の実施(非公開)</li> <li>・庁内対策チームの取組み状況</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第14回	12月18日(金) 午前10時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国、県及び松本圏域の動向</li> <li>・今後の対応方針(案)</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第15回	令和3年 1月5日(火) 午後3時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状について</li> <li>・今後の対応について</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第16回	1月8日(金) 午後4時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」の対応方針(案)</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第17回	1月20日(水) 午後4時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」延長の対応方針(案)</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第18回	2月3日(水) 午後3時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・新型コロナウイルス感染症「特別警報Ⅱ」の解除に伴う対応方針(案)</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>

市対策本部の対応

回数	日付	対策本部会議の主な内容
第19回	2月26日(金) 午後5時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・3月1日以降の対応方針(案)</li> <li>・庁内対策チーム</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第20回	3月29日(月) 午後3時15分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内、松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・4月1日以降の対応方針(案)</li> <li>・ワクチン接種体制</li> <li>・松本市保健所の体制</li> </ul>
第21回	4月9日(金) 午後5時30分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内、松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・4月10日以降の対応方針(案)</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第22回	4月22日(木) 午後4時00から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内、松本圏域及び市内の感染状況等</li> <li>・感染警戒レベル4の対応方針(案)</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第23回	8月11日(水) 午後4時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域及び市内の感染状況等について</li> <li>・感染警戒レベル5の対応方針(案)について</li> <li>・各部局からの警告</li> </ul>
第24回	8月30日(月) 午前10時10分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月3日から12日までの対応方針(案)について</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第25回	9月10日(金) 午後6時から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9月13日以降の対応方針(案)について</li> <li>・各部局からの報告</li> </ul>
第26回	令和4年 1月27日(木) 午前9時00分から	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延防止等重点措置に伴う対応方針(案)について</li> <li>・各部局からの協議・報告</li> </ul>



松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

(2) 対策本部・書面による対応

本部長(市長)決裁により、指揮本部から本部員(各部局長)に市の対応方針等を伝達し、庁内での情報共有と対策の協調実施を図った。

対策本部・書面による対応

回数	日付	主な内容
第1回	令和3年 5月7日(金)	○5月10日以降の本市の対応方針について ・市の「警戒期」の取組みを5月23日まで延期すること。 ・高齢者福祉施設等のPCR検査に対する補助対象期間を5月21日までとすること。 ・変異株による急激な感染拡大を防ぐためのお願いを市民・事業者へ呼びかけること。
第2回	5月24日(火)	○5月24日以降の市の対応方針について ・「警戒期」の取組みを5月31日まで延長すること。 ・基本的感染症対策の徹底及び高齢者や基礎疾患患者を持つ家庭への注意喚起について市民・事業者へ呼びかけること。
第3回	5月31日(月)	○6月1日以降の市の対応方針について ・「警戒期」の取組みを当面継続すること。 ・基本的感染症対策の徹底及び高齢者や基礎疾患を持つ方の家庭内感染に注意を呼びかけること。
第4回	7月1日(木)	○7月1日以降の松本市の対応方針について ・7月末まで、通常に戻るための準備期間「日常回復期」とすること。 ・基本的感染症対策の徹底及び高齢者や基礎疾患を持つ方の家庭内感染に注意を呼びかけること。
第5回	7月30日(金)	○8月1日以降の松本市の対応方針について ・8月31日までを「警戒期」と位置付けること。 ・基本的な感染防止対策及び感染拡大地域への往来をできるだけ控えていただくよう市民・事業者へ呼びかけること。
第6回	8月5日(木)	○8月6日以降の松本市の対応方針について ・感染警戒レベルを8月5日にレベル4に引き上げたこと。8月末までを「警戒期」と位置付けること。 ・基本的な感染防止対策の徹底を市民・事業者へ呼びかけること。
第7回	9月29日(水)	○10月1日以降の松本市の対応方針について ・感染警戒レベルを2に引き下げたこと。10月1日からは「日常回復期」として取り組むこと。 ・市有施設では10月1日からは感染防止対策を徹底した上で活動していただくこと及び基本的な感染防止対策を市民・事業者へ呼びかけること。

回数	日付	主な内容
第8回	10月8日(金)	<p>○10月8日以降の松本市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日常回復期」を継続し、基本的な感染防止対策を徹底した上で、外出や会食、旅行などの行動を促進することを呼びかけること。</li> </ul>
第9回	12月22日(水)	<p>○新型コロナウイルス感染症に対する年末年始の体制について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年末年始観光客の受入れをする施設に感染防止対策の徹底を指示すること。連絡体制の事前確認をすること。</li> <li>・基本的な感染防止対策の徹底を市民・事業所に呼びかけること。</li> </ul>
第10回	令和4年 1月14日(金)	<p>○1月15日以降の松本市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染警戒レベルを5に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出すること。感染拡大をできる限り抑えつつ社会経済活動を継続するため感染症対策を徹底した上で各種事業に取り組むこと。</li> <li>・市有施設は原則として通常開館・開場とし、必要に応じて入場制限を行うこと。貸館については新規予約停止、予約済の案件は延期、中止の検討を依頼すること。屋外施設については原則開場とすること。</li> <li>・市主催のイベントはゼロ密環境の対策が困難なものは延期、中止の検討すること。</li> <li>・市民への基本的な感染症防止対策の徹底や県外との往来を控えることの周知を行うこと。</li> </ul>
第11回	2月21日(月)	<p>○2月21日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「まん延防止等重点措置」が3月6日まで延長されたこと。</li> <li>・利用の一部制限等により感染対策の徹底可能な市有施設は原則開場、屋内運動施設等で人との距離が確保できない場面が想定される施設等は原則休止、屋外施設は原則開場とすること。</li> <li>・市主催の事業はゼロ密環境の困難なものは延期及び中止を検討すること。</li> <li>・県の要請を踏まえ基本的な感染防止対策の徹底や外出、移動の自粛等の周知を行うこと。</li> </ul>
第12回	3月18日(金)	<p>○3月19日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月21日全国すべての都道府県で「まん延防止等重点措置」が解除となり、3月19日から4月10日までを「感染対策強化期間」とすること。</li> <li>・家庭や職場のさまざまな場面で引き続き感染防止対策を継続した上で社会経済活動の取組みに協力をお願いすること。</li> </ul>

回数	日付	主な内容
第13回	3月30日(水)	<p>○3月30日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染警戒レベルは新基準においてもレベル5が継続されるため「重症化リスクの高い方を守ることを」を対策の重点とし医療体制のひっ迫を防ぎつつ社会経済活動の取組みに協力をお願いすること。</li> </ul>
第14回	4月11日(月)	<p>○4月11日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月10日をもって「感染対策強化期間」は終了したが、感染対策は継続すること。</li> <li>・感染警戒レベル5は継続中のため、基本的な感染防止対策の徹底や重症化リスクの高い方を守ることを対策の重点とし、医療提供体制のひっ迫を防ぎつつ社会経済活動の維持に努めること。</li> <li>・ワクチン接種の速やかな追加接種を呼びかけること。</li> </ul>
第15回	4月21日(木)	<p>○4月21日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・4月20日に全県に対して「医療警報」を発出したこと。</li> <li>・基本的な感染防止対策の徹底や重症化リスクの高い方を守ることを重点とし、医療提供体制のひっ迫を防ぎつつ社会経済活動の維持に努めること。</li> <li>・ワクチンの速やかな追加接種を呼びかけること。</li> </ul>
第16回	5月24日(火)	<p>○5月24日以降の市の対応方針について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「医療警報」を5月23日に解除し、感染警戒レベルを3に切り替えたこと。</li> <li>・基本的な感染防止対策及びワクチン追加接種を呼びかけること。</li> <li>・主な変更項目・移動:県境をまたぐ移動についての制限はなし。飲食:人数や時間の制限はなし。</li> </ul>
第17回	7月21日(木)	<p>○7月21日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染警戒レベル4への引き上げに伴い、「ご自身が感染しない。他者を感染させない。」ことを心がけるよう呼びかけること。</li> <li>・学校:感染対策を徹底した上で行事等実施すること。</li> <li>・保育園:感染対策を徹底した上で開園すること。</li> <li>・イベント:感染対策を行った上で実施すること。</li> <li>・市有施設:全施設を開館すること。</li> </ul>
第18回	7月29日(金)	<p>○7月29日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療特別警報発出及び感染警戒レベル5への引き上げに伴い長野県知事発出の「感染警戒レベル5の圏域の皆様へのお願い」及び「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」で市民へ呼びかけること。</li> </ul>

回数	日付	主な内容
第19回	8月9日(火)	○8月9日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について ・長野県全県への医療非常事態宣言の発出及び感染警戒レベル6への引き上げに伴い、長野県知事発出「医療非常事態宣言」発出にあたってのお願いで市民へ呼びかけること。
第20回	8月25日(木)	○8月25日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について ・8月24日長野県が9月4日を期限に全県に対して「BA.5対策強化宣言」発出したことに伴い、長野県発出の「BA.5対策強化宣言」発出にあたってのお願いで市民へ呼びかけること。
第21回	9月5日(月)	○9月5日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について ・「BA.5対策強化宣言」は9月4日をもって終了しましたが、医療提供体制には大きな負荷がかかっている現状など踏まえ、「医療非常事態宣言」は継続されたこと。 ・長野県発出の「医療非常事態宣言」継続にあたってのお願いで市民へ呼びかけること。
第22回	9月14日(水)	○9月14日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について ・長野県の確保病床使用率は9月6日に50%を下回り、9月13日に「医療非常事態宣言」を解除し、医療アラートを「医療特別警報」に切り替えたこと。松本圏域の感染警戒レベルはレベル5に引き下げられたこと。 ・長野県発出の「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」及び「感染警戒レベル5の圏域の皆様へのお願い」で市民へ呼びかけること。
第23回	9月22日(木)	○9月23日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について ・長野県の確保病床使用率は9月14日に35%を下回り、9月22日に「医療特別警報」を解除し、医療アラートを「医療警報」の切り替え、松本圏域の感染警戒レベルは4に引き下げられたこと。 ・長野県発出の「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」及び「感染警戒レベル4の圏域の皆様へのお願い」で市民へ呼びかけること。
第24回	10月5日(水)	○10月5日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について ・県は10月4日に「医療警報」解除し、松本圏域の感染警戒レベルは3に引き下げられたこと。 ・県発出の「新型コロナ第7波における県民の皆様へのお願い」で市民へ呼びかけること。

回数	日付	主な内容
第25回	10月21日(金)	<p>○10月21日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県の確保病床使用率が医療警報発出基準の25%に達し、医療への負荷がかかりつつあることから、全県へ医療警報を発出し、松本圏域の感染警戒レベルを4に引き上げたこと。</li> <li>・10月20日長野県知事発出の「新型コロナ第7波の感染拡大を踏まえた県民の皆様へのお願い」で市民へ呼びかけること。</li> </ul>
第26回	11月5日(土)	<p>○11月5日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県の確保病床使用率が医療警報発出基準の35%に達し、医療提供体制のひっ迫が懸念される状況となっていることから、全県へ医療特別警報を発出し、松本圏域の感染警戒レベルを5に引き上げたこと。</li> <li>・11月4日長野県知事発出の「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」で市民へ呼びかけること。</li> </ul>
第27回	11月15日(火)	<p>○11月15日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県の確保病床使用率は50%を超え、医療への負荷が増大し、県民の生活に影響を及ぼすことが懸念されることから、県は医療非常事態宣言を発出したこと。</li> <li>・11月4日長野県知事発出の「感染警戒レベル5の発出に伴うお願い」で市民へ呼びかけること。</li> </ul>
第28回	令和5年 2月1日(水)	<p>○2月1日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域の新規陽性者数は県独自の感染警戒レベルにおいて、レベル5の目安となる基準を下回り、感染拡大のリスクが低下したと認められることから、感染警戒レベルを4に引き下げたこと。</li> <li>・県内の確保病床使用率は1月20日以降継続して基準の50%を下回っていることから、「医療非常事態宣言」を解除し「医療特別警報」に切り替えたこと。</li> <li>・政府は感染症法の位置づけを5月8日に5類に引き下げることを決定したことから、松本市としては、地域のあらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう可能なものについては先行して制限等を解除していくこと。</li> <li>・1月31日長野県知事発出の「医療特別警報発出に伴うお願い」で市民へ呼びかけること。</li> </ul>

対策本部・書面による対応

回数	日付	主な内容
第29回	2月7日(火)	<p>○2月7日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本圏域の感染警戒レベルを3に引き下げたこと。</li> <li>・1月31日長野県知事発出の「医療特別警報発出に伴うお願い」で市民へ呼びかけること。</li> <li>・松本市としては、地域のあらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう取り組みを進めること。</li> </ul>
第30回	2月11日(土)	<p>○2月11日以降の松本市の新型コロナウイルス対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県は「医療アラート」を解除したこと。</li> <li>・2月10日長野県知事発出の「医療アラート解除に伴うメッセージ」で市民へ呼びかけること。</li> <li>・松本市としては、地域のあらゆる場面で日常を取り戻すことができるよう取り組みを進めること。</li> </ul>
第31回	3月9日(木)	<p>○3月13日以降の松本市の新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3月13日からはマスク着脱は自由(個人の判断)、会食や旅行を楽しむ、基本的な感染対策の継続、重症化リスクの高い人は速やかに医療機関に相談・受診、ワクチン未接種の方に接種の検討を呼びかけること。</li> </ul>
第32回	5月1日(月)	<p>○松本市新型コロナウイルス感染症対策本部の廃止について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられ、4月18日の庁議において市対策本部は5月7日をもって廃止すること。あわせて新型コロナウイルス感染症庁内対策チームを同日で解散すること。</li> <li>・5月8日以降国及び長野県が講じる対策等は各部局対応とすること。</li> <li>・変異株の出現や感染の再拡大した場合は、関係部局による庁内連絡会議を開催し、情報共有するとともに対応を協議すること。</li> </ul>

## 2 各部局の取組み

市対策本部体制により、各部局で実施した主な取組内容一覧

【総合戦略局】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	DX推進本部	・テレワークの推進	・既に設置されていたサテライトオフィスを四賀支所、梓川支所及び情報創造館の利用促進 ・感染症拡大防止や業務継続性の担保を目的としテレワークを推進 ・モバイルワーク、在宅勤務を推進	R2.2.25	継続	・通信機能付きノートパソコン 160台導入 ・リモート接続ツール 340台分導入 ・モバイルワーク用パソコン 5台導入 ・テレワーク延べ実施人数 R2年度 715人 R3年度 2,018人 R4年度 1,170人	
2	DX推進本部	・テレビ会議システムの拡張	・テレビ会議の需要に対応するため利用環境の整備 ・出先機関所属の部課長及び地域づくりセンターに対してタブレットを配備し、庁内会議のテレビ会議化による円滑なコミュニケーションを促進	R2.2.25	継続	・Zoom等テレビ会議システム10ライセンス ・MAXHUB 6台導入 ・部課長用テレビ会議用タブレット 39台導入 ・地域づくりセンターテレビ会議用タブレット 48台導入 ・テレビ会議パソコン 12台導入	
3	DX推進本部	・電子申請の推進	・市民が行う手続を電子化することにより、「来庁不要」で、「待ち時間ゼロ」、「24時間対応可能」とするため、申請書の電子化を推進 ・マイナンバーカードの普及と合わせたマイナポータル(びったりサービス)の対応にも積極的に取組み、26業務が対応済み		継続	R3年度フォーム数 850件 R4年度フォーム数 1,292件	
4	DX推進本部	・キャッシュレス決済の導入	・市窓口手数料の非接触による支払い方法の追加	R3.12.10	継続	・令和3年2か所導入 ・令和4年68か所拡充 ・令和5年30か所拡充	
5	DX推進本部	・公共施設案内・予約システムへのクレジット決済機能の追加	・インターネットを利用した(オンライン)決済手段に対応するクレジットカード決済機能を追加	R5.4.1	継続	・市直営89施設に導入	
6	DX推進本部	・地元企業のデジタル化支援	・企業が「市への支払請求の電子化」「オンライン会議」「テレワーク」を日常的に、かつ効果的に使いこめるよう、マインド醸成のためのセミナーの開催、企業の伴走型支援を実施	R4.10.26	継続	・活動拠点「デジベース松本」の開所 ・セミナー等の開催 7回 ・市へ電子請求を実施した企業数 34社(522件)	
7	お城まちなみ創造本部(都市政策課) 維持課	・街場のえんがわ作戦(コロナ占用特例)	・テラス営業やベンチ設置等のための道路占用許可基準の緩和措置	R2.7.2	R5.3.31	9路線7団体が参加	期間終了後も別制度により、同様の措置を継続
8	アルプスリゾート整備本部	・施設(キャンプ場)の休業補償	・感染拡大防止のため施設(キャンプ場)を休業したことに伴う指定管理者への休業補償	R3.9.3	R3.9.12	・3施設(各10日間) ・休業補償額 688,453円	

## 【住民自治局】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	人権共生課	・生理用品の無償配布	・新型コロナウイルスに伴う長期的不況による生理的貧困に対し、生理用品を配布するもの	R3.5.13	R5.3.31	・R3年度 446バック 66,839円(防災備蓄、市予算で対応) ・R4年度 457バック 97,898円(市予算で対応)	配布場所:5か所 (北部・南部・西部保健センター、女性センター、まいさぼ)
2	市民相談課	・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業	・新型コロナウイルス感染症の影響が長期化となり、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯に対し、一定要件に基づき「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するもの	R3.7.1	R4.12.末	・R3年度 310世帯 総額48,240,000円支給 (国補助金10/10) ・R4年度 214世帯 総額48,820,000円支給 (国補助金10/10)	
3	人権共生課	・トライあい・松本の貸館休止	・トライあい・松本の貸館休止	R2.4.21	R2.5.21		国の非常事態宣言発出及び長野県の非常事態宣言発令の期間中
4	人権共生課	・トライあい・松本の新規貸館受付業務の中止	・トライあい・松本の新規貸館受付業務の中止	R3.1.18	R3.2.4		県:松本市の感染警戒レベル5の期間中
5	人権共生課	・トライあい・松本の新規貸館受付業務の中止	・トライあい・松本の新規貸館受付業務の中止	R4.1.15	R4.2.20		県:松本市の感染警戒レベル5の期間中
6	人権共生課	・トライあい・松本の一部講座中止	・新型コロナウイルス感染防止のため、一部の講座を中止	R2.4.1	R4.3.31	・R2年度:10講座中止 ・R3年度:4講座中止	
7	人権共生課	・啓発動画の作成	・新型コロナウイルス感染症に起因する誹謗・中傷の発生防止を目的とした啓発動画を作成	R2.9.4	R2.12.20	・市ホームページに動画を公開 ・35地区公民館に動画を配布	
8	人権共生課	・市民イベントの中止	・「人権を考える市民の集い」「男女共同参画を考える市民のつどい」の中止	R2.8.4	R3.12.20	・R2年度:「人権」「男女」の開催を中止 ・R3年度:「男女」の開催を中止	
9	地域づくり課	・福祉ひろば事業及びサークル使用の中止または延期	・閉館はしないが、福祉ひろば事業及びサークル使用の中止または延期。屋内におけるすべての事業を中止	R2.4.17	R2.5.21		・国の非常事態宣言発出及び長野県の非常事態宣言発令の期間中 ・福祉ひろばは閉館せず、相談業務を継続実施
10	地域づくり課	・福祉ひろば事業及びサークル使用について地区判断	・地区福祉ひろば事業推進協議会役員等地区一帯となってそれぞれの事業再開日の決定する	R4.5.22			
11	地域づくり課	・福祉ひろば事業の開催検討及びサークル使用の休止	・新型コロナウイルス感染防止のため、一部の事業を中止	R4.1.15	R4.2.20		・県:松本市の感染警戒レベル5の期間中 ・福祉ひろばは閉館せず、相談業務を継続実施

## 【総務部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	行政管理課	・特別定額給付金事業	・国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として対象者1人につき10万円を給付	R2.5.1	R2.10.7	[支給済/給付対象] 世帯 106,124/106,626件 対象者 237,886/238,437人 給付額 23,788,600,000円	
2	行政管理課	・指定管理者制度導入施設の新規予約停止又は休止に伴う利用料金減少額の補償	・指定管理者の申告に基づき協議の上損害額等を決定【補償額＝利用料金の減少額－支出を免れた費用】	R元年度	R4年度	各課対応	
3	行政管理課	・施設利用キャンセル時の使用料等還付	・施設利用申請者が感染症拡大防止を理由に施設利用をキャンセルする場合に、全庁的に使用料、利用料金を全額還付	R2.2.25		各課対応	終期は各課判断

## 【財政部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	財政課	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予算対応	・新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用による財源の確保	R2.5.1	R5.3.31	R2 3,411,858,000円 R3 356,687,000円 R4 2,689,652,000円	コロナ関連経費の補正予算編成回数 令和2年度:10回 令和3年度:11回 令和4年度:9回
2	契約管財課	・庁舎の感染対策	【主な取組み】 1 各課窓口飛沫感染防止パネル 2 各課窓口飛沫感染防止シート 3 職員デスク用飛沫感染防止パネル 4 換気対策(大型扇風機、CO2モニター等) 5 庁舎入口サーマルカメラ  【その他】 ・庁舎入口等に手指消毒液を設置 ・庁内緊急消毒用セットの配備、貸出 ・日常拭き用消毒液の各課配布	R2.5月	R5.5月	1 3,674,000円 2 1,468,000円 3 3,892,000円 4 477,000円 5 924,000円	
3	契約管財課	・庁舎のコールセンター設置準備	・大会議室等の電話工事等	R2.10.20	R2.12.4	映像配信配線 704,000円 電話工事 715,000円	
4	契約管財課	・入札方法の変更	・入札参加者が一堂に会する入札を中止し、郵送、FAX等による入札方法に変更	R2.8.25	R4.2.16	緊急事態宣言、まん延防止等重点措置等に伴い、期間中に3度実施	
5	契約管財課	・入札参加資格有効期間の延長	・入札資格の有効期間の終期を1年間延長(工事、コンサル、委託、物品)	R3.6.1	R5.5.31	感染拡大の影響等に伴い実施	
6	市民税課	・市民税・県民税・国民健康保険税申告相談会場の変更	・感染症拡大防止のため、会場を市役所本庁舎から勤労者福祉センターに変更	R3.2.16	R5.3.15	3年間(期間1か月)実施	
7	市民税課	・市民税・県民税・国民健康保険税の申告期限の延長	・感染症拡大防止のため、簡易な申請により申告期限を1か月延長	R3.3.16	R5.4.15	3年間(期間1か月延長)実施	
8	市民税課	・法人市民税の申告期限の延長	・感染症の影響により、期限までに申告ができないやむを得ない理由がある場合、簡易な申請により、その理由が止んだ日から2か月を限度として延長	R2.6.1		継続中 申請件数:437件(R6.2未現在)	

9	市民税課	・軽自動車税種別割の減免申請期限の延長	・身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免申請期限を1か月延長	R2.6.1	R4.6.30	3年間(期間1か月延長)実施	
10	資産税課	・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の特例措置の創設	・厳しい経済環境にある中小事業者等に対して、令和3年度に限り売上高の減少により、固定資産税及び都市計画税を軽減する特例措置を実施	R3.4.1	R4.3.31	・適用件数:1,931件 ・軽減税額:542,016千円(全額交付金で補填済)	根拠法令 地方税法附則第63条
11	資産税課	・新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、固定資産税を軽減する特例措置を実施	R3.4.1		令和3年度 ・適用件数:3件 ・軽減税額:2,435,000円 令和4年度 ・適用件数:13件 ・軽減税額:3,997,000円 令和5年度 ・適用件数:15件 ・軽減税額:5,486,000円(全額交付金で補填済)	根拠法令 (旧)地方税法附則第64条
12	納税課	・新型コロナウイルスによる徴収猶予の「特例制度」対応	・地方税法の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が制度化され、申請により1年間に限り市税の徴収を猶予	R2.5.8	R3.2.1	・猶予件数 466件 ・猶予金額 366,707,000円  内訳 生活支援 猶予件数 250件 猶予金額 23,796,000円 事業者支援 猶予件数 216件 猶予金額 342,911,000円	

【危機管理部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	危機管理課 保健総務課 (健康づくり課)	・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	・対策の総合的な推進に関する事務の実施	R2.2.25	R5.5.7	本部会議を26回開催	
2	危機管理課	・新型コロナウイルス感染症対策専門委員会代表者会議の開催	・医療福祉部会、子ども教育部会、経済観光部会からなる専門委員会代表者会議の開催	R2.4.9	R5.5.7	代表者会議を開催(1回)	
3	危機管理課	・感染症防止対策に関する呼びかけ等に関する長野県との連携	・時短要請の呼びかけ ・街頭啓発	R2.8.11	R5.5.7	街頭啓発等に11回参加	
4	危機管理課	・新型コロナウイルス感染症市内対策チーム	・新型コロナウイルス感染症市内対策チームの設置 ・各グループの統括 ・各グループの活動状況報告	R2.4.22	R5.5.7	毎週、または隔週で市内に活動報告を共有	
5	危機管理課	・ワクチン接種状況の把握	・会場手配 ・接種状況とりまとめ	R3.6	R3.9	5団体(アルプス山岳郷、松本流通センター協同組合ほか、松本市旅料飲食団体協議会ほか、松本市小中学校教職員、アルビコホールディングス(株))の状況とりまとめを実施	
6	危機管理課	・公共施設の休館、休止対応	・公共施設の休館、休止・制限などの統括、広報	R2.3.4	R5.5.7	公共施設の休館、休止状況をまとめ、市HPによる周知を実施	
7	危機管理課	・避難所対応	・避難所ガイドラインの改正 ・避難所の調整			令和2年7月及び令和4年3月に避難所ガイドラインを改正	

8	消防防災課 (健康づくり課)	・新型コロナウイルス感染症コールセンター	・感染症に関する市民からの問い合わせ、苦情等に健康づくり課で対応していたものを全庁体制で対応するため、大会議室に必要機器を配置しコールセンターとして対応したもの ・感染者の対応等については、松本保健所を案内	R2.4.24	R2.6.1	・給付金関係 1,422件 ・休業要請、経済関係 509件 ・健康相談等 114件 ・その他 279件 計2,324件	・庁内動員体制 ・期間以降は、コールセンターの電話を健康づくり課に置き対応 ～2023.5.7
9	消防防災課	・松本市消防団員への新型コロナウイルスワクチン早期接種対応	・令和3年6月11日、長野県が早期接種対象を例示したため、消防団員の早期接種を実施 ・早期接種対象職種例示 教員、警察、消防職員・団員、交通インフラ関係、観光・飲食業 等	R3.8.6	R3.8.27	・対象 49歳以下の団員 ・早期接種申請団員数 153名 ・参考 松本市消防団員数 1,887名(R3.4.2現在)	

※ 1～6については、松本市新型コロナウイルス感染症対策本部指揮本部としての取組み

【健康福祉部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	福祉政策課	・松本市灯油購入費等給付金(市1万円)	・原油価格の高騰等による市民の経済的負担の軽減及び市民福祉向上のため、冬期暖房費用等の一部として給付金を支給するもの	R3.12.27	R4.4.14	12,666世帯に対し合計1億2,666万円を支給	
2	福祉政策課	・住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(国10万円)	・令和3年度、4年度住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給するもの	R4.2.2	R4.12.13	24,962世帯に対し合計24億9,620万円を支給	
3	福祉政策課	・松本市電気料金物価高騰対応分給付金(市1万円)	・原油価格の高騰等による市民の経済的負担の軽減及び市民福祉向上のため、夏場の冷房に要する電気料金等の一部として給付金を支給するもの	R4.9.1	R4.12.22	13,985世帯に対し合計1億3,985万円を支給	
4	福祉政策課	・松本市原油価格高騰対応公衆浴場事業者特別支援金	・原油価格の高騰等により経営が圧迫されている公衆浴場事業者に対し支援金を支給するもの	R4.10.26	R4.11.21	8事業者に対し合計420万円を支給	
5	福祉政策課	・電力・ガス・食料品等価格高等緊急支援給付金(国5万円+市1万円)	・令和4年度住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給するもの	R4.12.8	R5.3.16	21,789世帯に対し合計13億734万円を支給	
6	福祉政策課	・長野県・松本市生活困窮世帯緊急支援金(県3万円+市1万円)	・令和4年度住民税所得割非課税世帯等に対し、支援金を支給するもの	R4.12.20	R5.3.14	3,919世帯に対し合計1億5,676万円を支給	
7	障がい福祉課	・福祉サービス事業所におけるPCR検査等自主検査費用補助金	・事業所が自主的に実施したPCR検査、抗原抗体検査等の費用に対して補助金を交付するもの	R3.3.30		R2 5件 372,000円 R3 28件 7,479,000円 R4 18件 4,686,000円	補助金交付要綱を一部改正の上、R5も実施
8	障がい福祉課	・障害福祉サービス事業所に対するサービス継続支援事業補助金	・障害福祉サービスの提供を継続するために必要な取り組みに要する経費に対して補助金を交付するもの	R5.3.30	R5.5.7	R4 2件 10,625,000円	
9	障がい福祉課	・社会福祉施設等原油等価格高騰対策支援金	・価格高騰の影響を受けている社会福祉施設の事業の継続を支援するため、支援金を交付するもの	R4.12.19		R4 6件 260,000円	R4と同内容でR5も実施予定
10	障がい福祉課	・新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス等の臨時的な取扱い	・事前に市村に届出を行い、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等できる限りの支援の提供を行った場合は、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものと認め、報酬請求の対象としたもの	R2.4.24	R5.5.7	届出のあった事業所数 69事業所	
11	障がい福祉課	・身体障害者手帳及び療育手帳(再判定)の取扱い	・令和2年3月1日から令和3年2月28日までに再認定(再判定)の期日を迎える方は期日を1年間延長するもの	R2.4.24	R3.2.28	再認定延長通知対象者91名	

12	障がい福祉課	・精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な取扱い	・令和2年3月1日から令和3年2月28日の間が有効期限を迎える方で、診断書添付が必要なお方について、1年間診断書の提出猶予するもの	R2.4.24	R3.2.28	診断書提出猶予申出者56名	
13	障がい福祉課	・自立支援医療(精神通院・更生医療)の受給者証の有効期限延長	・令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期限を迎える方は、1年間有効期限を延長するもの	R2.4.20	R3.2.28	-	受給者証の期限読み替え(本人手続き無)
14	障がい福祉課 こども福祉課	・障害福祉サービス事業者等集団指導	・障害福祉サービス事業者等への対面での集団指導を中止し、集団指導用資料の動画をホームページへ掲載し指導するもの			対象事業者数 R3 279件 R4 300件	R3年度 R4年度
15	高齢福祉課	・福祉サービス事業所におけるPCR検査等自主検査費用補助金	・事業所が自主的に実施したPCR検査、抗原抗体検査等の費用に対して補助金を交付するもの	R3.1.8		R2 6事業所 99件 549,000円 R3 63事業所1,960件 11,952,000円 R4 153事業所9,815件 22,904,000円	補助金交付要綱を一部改正の上、R5も実施
16	高齢福祉課	・社会福祉施設等原油等価格高騰対策支援金	・価格高騰の影響を受けている社会福祉施設の事業の継続を支援するため、支援金を交付するもの	R4.12.19		R4 5件 636,000円	R4と同内容でR5も実施
17	保険課	・傷病手当金(新型コロナウイルス感染症)	・国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給	R2.1.11	R5.5.7	R2 2件 73,423円 R3 26件 1,487,331円 R4 146件 5,358,400円	
18	保険課	・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び後期・介護保険料の減免	R2.7.15	R5.3.31	国保 738件 142,598,800円 後期 63件 4,795,300円 介護 215件 13,746,640円	
19	保健総務課	・感染拡大に備えた高等学校と保健所間の連絡体制整備	・県保健福祉事務所、長野県中信地区高等学校校長会と連携し、松本圏域内の高等学校と24時間連絡が取れる体制を構築した。	R3.5.13	R5.3.31	大町保健福祉事務所、松本保健福祉事務所、木曾保健福祉事務所、高等学校26校、松本市保健所	第4波
20	保健総務課	・保健所派遣職員オンライン報告	・LoGoフォームによる派遣職員氏名等の報告を開始。事務処理を簡略化	R3.7.9	R4.5.31	保健師以外の日替わり派遣職員の全員が利用	第5波
21	保健総務課	・GoogleマップによるPCR検査所の案内(日本語・英語)	・松本市内の地理に不慣れな方や、日本語での会話が難しい方向けに、日英併記のGoogleマップを作成し、簡単に理解していただけるようにしたとともに、長い時間を要する電話での案内を減らした。	R4.1.11	R4.10.31	閲覧数:804回	第6波
22	保健総務課 スポーツ推進課	・島立運動広場駐車場の貸借	・スポーツ推進課の協力で、派遣職員、受託社員の駐車場を確保した。 ・二次元コードとGoogleマップを利用して場所を案内することにより、利用者の利便性を高めた。	R4.1.29	R5.5.7	兼務・併任職員以外の派遣職員、受託社員の多くが利用	第6波
23	保健総務課	・新型コロナウイルス感染症保健所業務オンラインアンケート	・保健所業務について市役所から派遣された職員の意見をLoGoフォームにより収集し、事務改善に結びつけた。	R4.3.8	R4.3.22	意見数:96件	第6波
24	保健総務課 保健予防課	・二次元コードとホームページによるPCR検査結果の通知	・二次元コードでリンク先を受検者に周知。個人情報に配慮したうえで検査結果をホームページで公開することにより、即時に受検者に通知した。 ・職員による夜間の架電事務を大幅に削減した。	R4.4.11	R4.10.31	受検者数: 2,685人 通話料金削減:約17,6千円 人件費削減:約500千円	第6波

25	保健総務課 保健予防課	・松本市宿泊・自宅療養 証明書のオンライン発行 申請受付	・LoGoフォームによる証明書 の発行依頼を受付開始した。	R4.4.12	継続中		第6波
26	保健総務課 保健予防課	・スマホファーストを意識 した電話対応	・市民が知りたい情報を全て ホームページに掲載し、市民か らの電話に対応した職員が自 分のスマホでそのページを見な がら、検索ワードで市民にも案 内できる手引書を作成すること により、市民がホームページで 十分に情報を得られるようにし た。	R4.4.19	R4.10.5		第6波
27	保健総務課	・新型コロナウイルス自宅 療養期間オンラインセルフ チェッカー	・自宅療養期間を陽性者自身 で判断できるよう、LoGoフォー ムを活用してセルフチェッカー を作成し、ホームページに公 開。 ・療養期間が変わるごとに改定	R4.7.26	R5.5.7		第7波
28	保健総務課 保健予防課	・新型コロナウイルス陽性 者オンライン申請	・検査キットによる自己検査の 結果、陽性となった場合にホー ムページから申請ができるよう にした。 ・LoGoフォームの入力時に、対 象外の方が入力できないように 工夫し、事務効率を向上。 ・制度が変わるごと改定	R4.8.2	R5.5.7		第7波
29	保健総務課	・BMIオンラインセルフ チェッカー	・陽性オンライン登録申請時に、 ハイリスク患者を抽出するた め、申請者自身でBMIをLoGo フォームで確認できるようホー ムページに公開した。	R4.8.2	R5.5.7		第7波
30	保健総務課 健康づくり課	・新型コロナウイルス検査 キットオンライン申込み	・主に夏休み中の帰省客を対象 に健康づくり課が検査キットを 配布 ・予約システムをLoGoフォー ムで作成し、電話受けを大幅に 減少させた。	R4.8.8	R4.8.15	申込数:983件	第7波
31	保健総務課	・新型コロナウイルス感染 症の無料検査等オンライ ンセルフチェッカー	・様々な方法でコロナ無料検査 ができるようになったため、 LoGoフォームでどの検査が受 けられるかセルフチェッカーを 作成し、ホームページで公開 ・制度が変わるごとに改定	R4.8.9	R5.5.7		第7波
32	保健総務課 保健予防課 学校教育課 松本市内小中 学校	・松本市小学校中学校新 型コロナウイルス陽性者 発生状況オンライン報告	・電話、FAX、メールに換えて LoGoフォームにより学校での 陽性者発生状況報告できるよ うにし、即時性を持たせた。 ・報告事項を定型化すること により双方の事務効率を向上さ せた。	R4.8.18	R5.5.7	報告数:324件	第7波
33	保健総務課 保健予防課	・療養者支援物資オン ライン申請	・支援が必要な方が24時間申 請できるようにしたと。 ・LoGoフォームの機能を活用 し、申請者がGoogleマップで 住居の場所を明示できるように し、物資を届けに行く職員が住 宅地図で住居を探す作業をなく した。	R4.9.16	R5.5.7	令和4年10月以降の物資 配布数:352件(オンライン 以外での申請も含む)	第7波
34	保健総務課 保健予防課	・宿泊療養施設入所希望 オンライン申請	・入所希望者が24時間申請で きるようにした。 ・LoGoフォームの機能を活用 し、申請者がGoogleマップで 住居の場所を明示できるように し、迎えに行く職員が住宅地図 で住居を探す作業をなくした。	R4.9.17	R5.4.30	令和4年10月以降の宿泊 療養者数:557人(オンライ ン以外での入所手続きも含 む)	第7波
35	保健総務課	・動画視聴による応援職 員への業務説明	・日替わりで派遣された職員へ の保健所職員による毎朝30分 以上の説明を動画視聴に換え、 大幅に事務を削減した。				
36	保健総務課	・ホームページの更新	・頻繁に変わる制度の説明や、 日々お受けする質問への回答 などをほぼ毎日更新し、必要 な情報を市民に提供した。		R5.5.7	コロナ関連18ページ中13 ページを管理	

37	保健総務課	・GoogleマップによるPCR検査場所の案内(日本語・英語)	・松本市内の地理に不慣れな方や、日本語での会話が難しい方向けに、日英併記のGoogleマップを作成し、簡単に理解していただけるようにした。 ・長い時間を要する電話での案内を減らした。	R4.1.11	R4.11.1	閲覧数:804回	
38	保健総務課	・電話回線の増設	・疫学調査、健康観察の体制を強化するため、電話回線の再配線、機器及び電源を増設したもの	R3.8.30			第5波
39	保健総務課	・インターネット光回線の導入と無線LANの敷設	・通信が不安定なモバイルルータに代え、光回線を導入			導入後、オンラインミーティングやブリーフィングで回線が落ちることは皆減	
40	保健総務課	・保健所事務室のレイアウト変更	・保健所大会議室を受付窓口専用とし、事務室内の待合エリアを事務室に転用した。			プライバシーに配慮し、かつ派遣職員約30名での執務環境を整えた。	第5波
41	健康づくり課(消防防災課)	・新型コロナウイルス感染症コールセンター	・感染症に関する市民からの問い合わせ、苦情等に健康づくり課で対応していたものを全庁体制で対応するため、大会議室に必要機器を配置しコールセンターとして対応したもの ・感染者の対応等については、松本保健所を案内	R2.4.24	R2.6.1	・給付金関係 1,422件 ・休業要請、経済関係 509件 ・健康相談等 114件 ・その他 279件 計2,324件	・庁内動員体制 ・期間以降は、コールセンターの電話を健康づくり課に置き対応 ～2023.5.7
42	健康づくり課	・松本市PCR検査センター	・県と共同設置し、ドライブスルー方式によるPCR検査	R2.9.14	R4.10.31	R2:1,245件(市外含む) R3:5,055件( // ) R4:2,329件( // )	R4.11～休止 R5.3廃止
43	健康づくり課	・新型コロナウイルスワクチン(特例臨時)接種	・感染拡大防止及び市民の健康を守るため、予防接種法に基づく特例臨時接種として実施 ・コールセンター設置、予約システムの導入、接種券発送、ワクチン管理配送及び集団接種の実施等、接種体制確保に係る事業の運営	R3.2.17	R6.3.31	新型コロナワクチン関係データ一覧表のとおり	
44	保健予防課	・新型コロナウイルス感染症患者対応	・発生動向調査や積極的疫学調査により感染症の発生状況の正確な把握と分析を行うとともに、市民や関係機関への迅速な情報提供を行い、感染症の拡大予防に努めるもの。24時間対応の受診相談センターの設置や濃厚接触者へのPCR検査の実施、患者の入院や療養の調整を行い、対応方法や体制を変化させながら、迅速な対応に努めるもの	R3.4.1	R5.5.7	新型コロナ関係データ一覧表のとおり	

【こども部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	保育課	・感染警戒レベルに応じた保育園・幼稚園での新型コロナウイルス対応マニュアル作成	・感染警戒レベルに応じた保育園・幼稚園での感染対策の実施	R2.7.1	R5.5.7	対策マニュアルをもとに感染対策を毎日実施	
2	保育課	・保育料・副食費の還付	・感染拡大に伴い休園、登園自粛や感染により欠席した場合、保育料・副食費の還付を実施	R2.3.2	R5.3.31	令和2年3月から令和5年3月までの対象保育料・副食費について実施	
3	保育課	・私立保育園・幼稚園等価格高騰対策支援事業	・コロナ禍における原油価格及び物価高騰の影響を受けた事業者等に、安定したサービスの提供を維持することを目的に、支援金を支給	R4.4.1	R5.3.31	私立園50施設に対して支援金を支給	

【環境エネルギー部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	環境・地域エネルギー課	・松本キッズ・リユースひろばのリユース品回収	・各地域づくりセンターにおける回収の中止	R2.3 R3.1 R3.10 R4.2	R2.6 R3.3 R3.11 R4.3		
2	環境保全課	・市営葬祭センターの感染対策	・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼 ・施設や霊柩車の利用制限 ・新型コロナウイルス感染者の時間外火葬対応	R2.3.27	R5.5.7		
3	環境業務課	・公衆衛生確保のために、新型コロナウイルス感染症で自宅療養している方等のごみの排出方法を変更した。	資源物について、 (1) 焼却できる資源物を「可燃ごみ」として出す。 (2) 焼却できない物は、療養期間や感染の疑いのある期間を終えてから1週間程度の期間を空けて、直近の収集日に出す。	R2.4	R5.5.7		
4	環境業務課	・直営・委託業者の収集における感染対策	・対策 (1)乗車前の体温検査 (2)乗降車時の手指消毒の徹底 (3)回収時のベアの固定 (4)運転中の窓を10cm程開け、換気を行う (5)収集後の車内消毒(ハンドル等) (6)玄関前でしっかりホコリをほらう (7)作業終了後の手洗い、うがい	R2.4	R5.5		一部現在もやっている対策あり
5	環境業務課	・資源物(布類)の排出抑制	・本市から発生した資源物を搬入する荷受業者において、布類の流通(主に海外への輸出)が完全に回復していなかったため、市民へ自宅保管を推奨し、各家庭1袋程度の排出抑制を依頼した。	R2.6	R4.9		
6	環境業務課	・コロナ軽症者宿泊医療施設の廃棄物処理対応	・長野県が設置する宿泊療養施設における廃棄物について、感染廃棄物に準じた処理を行うため分別が困難であること、産業廃棄物の占める割合が高いことから、廃棄物の排出者である長野県において産業廃棄物として処理するように要請し、県の委託業者が産業廃棄物として処理を行うこととなった。	R2.11			

【産業振興部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	商工課	・新規開業家賃補助事業の補助率優遇	・市内で創業した事業者に対する家賃補助の1年目補助率を開業した年度に応じて優遇(R2年度:6/10、R3年度:5/10、R4年度:4/10、通常:3/10)	R2.1.1	R5.3.31	件数:135件 金額:69,020,847円 (優遇対象者の1年目補助額の総額を記載) ※R5.3.31まで	R5年度以降も左記期間中に開業した者の1年目補助が終了するまでは優遇は継続
2	商工課	・「新型コロナウイルス対策特別資金」の設置	・年利0.8%(3年間全額利子補給あり)とする事業者の資金繰り支援	R2.3.9	R3.3.31	件数:1,792件 融資金額 21,775,650,000円	据置延長に伴う保証料、利子増額分の補助も実施(R3.2.24~R4.3.31)
3	商工課	・新型コロナウイルス感染防止協力金・支援金(県との協調事業)	・長野県における緊急事態措置(R2.4.24~5.6)に伴う休業要請等に協力した事業者に県・市町村協調による協力金・支援金を支給	R2.4.24	R2.5.6	件数:1,392件 支給額 139,200,000円	1事業者当たり県20万、市10万給付

4	商工課	・松本市新型コロナウイルス対策特別給付金	・国の持続化給付金の要件を満たす個人事業者・宿泊事業者に、市独自の給付金を支給	R2.5.20	R3.4.15	件数:4,056件 金額 686,270,000円	
5	商工課	・消費応援キャンペーンの実施	・実行委員会を立ち上げ、消費喚起策を実施	R2.6.29		プレミアム商品券(R2:1回) キャッシュレスポイント還元(R2:2回、R3:1回)	
6	商工課	・「松本市新型コロナ対策持続化支援補助金」の設置	・国の「小規模事業者持続化補助金(一般型【コロナ加点分】、コロナ特別対応型)」に対する上乗せ補助	R2.9.4	R3.3.31	件数:236件 金額:16,318,000円	
7	商工課	・松本市緊急感染拡大防止特別支援金	・県の要請に準じて1月27日(水)から2月4日(木)までの間に5日間以上の休業又は営業時間の短縮を自主的に行った事業者に1店舗当たり20万円を支給	R3.1.27	R3.2.4	件数:109件 支給額:21,800,000円	
8	商工課	・飲食店合同デリバリー・テイクアウト促進事業補助金	・10以上の事業者が参加し、デリバリーやテイクアウト事業を行う団体へ補助 補助率:10/10 補助上限額200万円	R3.2.1	R3.3.31	件数:16件 金額:25,792,000円	
9	商工課	・「景気変動対策資金(特別)」の拡充	・年利を1.6%→0.8%に引き下げ、資金繰り支援を継続	R3.4.1	R5.3.31	件数:1,333件 融資額 14,512,620,000円	R4年度限定で設備資金も設置
10	商工課	・「松本市新型コロナウイルス中小企業等特別応援金」の給付	・特定の制度資金を借りている事業者を対象に、一律10万円を給付	R3.10.1	R4.2.15	件数:1,930件 支給額 193,000,000円	
11	商工課	・新型コロナウイルスワクチン職域接種事務費補助金	・ワクチンの職域接種を行う事業者に対しその費用の一部を給付	R3.10.12	R3.12.15	件数:3件 接種回数:5,743回 金額:3,695,000円	
12	商工課	・松本市第6波対応事業者特別支援金	・国の事業復活支援金を受給した中小法人又は個人事業者に、10万円の支援金を交付	R4.3.1	R4.9.22	申請:4,110件 交付:411,000,000円	
13	商工課	・松本市貨物運送事業者燃料高騰対策支援事業支援金	・原油価格高騰の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者に対して、事業継続のための支援金を交付 ・一般又は特定貨物運送事業用の自動車(緑ナンバー)1台あたり30,000円 ・貨物軽自動車運送事業用の軽自動車(黒ナンバー)1台あたり10,000円	R4.12.19	R5.2.10	件数:133件(2,063台) 交付額:60,090,000円	
14	農政課	・公設地方卸売市場家賃支援給付金制度の創設	・新型コロナの影響で売上げが減少した事業者に対し、家賃の一部を給付  【経過】 ・令和2年6月19日に、市場協議会から新型コロナの影響で売上が著しく低迷している業者に対する市場施設使用料の減免要望がある。それを受け、同月30日に市場関係者との懇談会を実施。国が実施する家賃支援給付金制度の給付要件から外れる事業者への支援を検討する旨回答。市独自の家賃支援給付金制度を創設し、同年12月8日から施行することとなる。	R2.12.8	R3.3.31	交付件数 6件 交付額:1,658,370円	・国が実施する家賃支援給付金制度の給付要件から外れる者が対象

15	農政課	・市場施設使用料の納付期限の変更	・新型コロナの影響で市場施設使用料の支払いが困難な事業者に対し、当初の納入期限から6ヶ月間支払いを猶予 【経過】 ・卸売市場を取り巻く流通にも新型コロナの影響が大きく出ていることから、令和2年5月に、市場条例施行規則に基づき、必要と認められる者に対する市場施設使用料の納付期限の変更を決定。受付期間を同年5月から9月末までとした。	R2.5.21	R2.9.30	支払猶予事業者 3社	
16	農政課	・指定管理者制度導入施設の休業補償	・新型コロナの影響で休業した施設に対し補償金を交付 【経過】 ・新型コロナ拡大防止のため、令和2年4月18日から同年5月15日まで施設を休業。指定管理者からの休業補償の申し出を受け協議した結果、基本協定第26条に基づき令和3年3月に補償を実施	R2.4.18 R2.4.20	R2.5.15 R2.5.22	2施設 休業補償金 12,718,854円	・安曇風穴の里 12,663,414円 ・波田農産物加工販売施設 55,440円
17	農政課	・肥料価格高騰緊急対策事業	原油価格・物価高騰の影響を受けている農業者を支援するため、化学肥料の購入費を支援するもの	R4.7.1	R5.3.31	申請者:73団体(2,674経営体) 事業費:51,755千円	
18	物資輸送班 (農業委員会事務局、農政課、商工課)	・保健所からの依頼に基づく食料品、生活支援物資の配送	・在宅療養者の自宅へ支援物資を直接届けた。	R4.1.24	R4.2.18	延べ11日、約20件	※詳細な対応記録は保健所に報告済

【文化観光部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	観光プロモーション課	・地元観光促進事業	・市民対象の市内宿泊型旅行商品の造成、販売等を行う旅行者に助成	R2.8.1	R3.1.31	・2団体 9,000,000円	
2	観光プロモーション課	・R3観光消費促進事業(まつもと冬割キャンペーン)	・市独自の宿泊割引による誘客とデジタルクーポンによる観光消費を促進するキャンペーンを実施 ・対象者:県内在住者、FDAを利用して来松した県外在住者(計20,000人泊分) ・割引内容 ①泊1名当たりの宿泊料金が6,000円以上の商品が3,000円割引 ②市内加盟店舗で使用できるデジタルクーポン(まつもとコイン)2,000円配布	R3.12.1	R4.3.31	・宿泊割引:17,661人泊 ・まつもとコイン:16,478件 30,666,447円	
3	観光プロモーション課	・R4観光消費促進事業(まつもと冬割キャンペーン)	・市独自の宿泊割引による誘客とデジタルクーポンによる観光消費を促進するキャンペーンを実施 ・対象者:全国の旅行者(計50,000人泊分) ・割引内容 ①泊1名当たりの宿泊料金が6,000円以上の商品が3,000円割引 ②市内加盟店舗で使用できるデジタルクーポン(まつもとコイン)2,000円配布	R4.12.1	R5.3.18	・宿泊割引:48,330人泊 ・まつもとコイン:46,397件 90,486,647円	

## 【交通部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	公共交通課	・事業者支援	・交通事業者(バス・鉄道・タクシー)の収益が悪化していることを受け、「市民の足」を確保するため、一定の公的支援を実施	R2.2.25	R5.5.7	R2 バス、鉄道 156,120,249円 R3 バス、鉄道 56,140,000円 タクシー 7,060,000円 R4 バス、鉄道 88,225,040円	
2	公共交通課	・啓発	・タウンズニーカーのフロント部分にマスク着用を啓発するバスエプロンの設置	R2.2.25	R3.9.30	5台に設置	

## 【建設部】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	住宅課	・新型コロナウイルス感染症による公営住宅への入居支援	・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い仕事や住居等を失った場合に、公営住宅へ一時的な入居を受け付ける。	R2.6.1	R5.3.31	令和2年6月1日から令和5年3月31日の間に5件の入居あり	
2	住宅課	・新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者への市営住宅家賃減額措置	・新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度まで減少した世帯を対象に、市営住宅家賃を3分の2減額する。	R2.4.24	R5.3.31	令和2年度36件適用 令和3年度27件適用 令和4年度13件適用	
3	建築指導課	・窓口相談予約の推奨	・窓口の混雑を避けるため予約制を推奨し、予約者を優先して対応するもの	R3.4.1		R3予約率 24% R4予約率 29%	R5.5.8以降も継続

## 【上下水道局】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	総務課	・感染症対策物資の調達	・窓口接客カウンター用のアルコール消毒液等の購入	R2.2.25	R5.5.7	-	
2	営業課 料金担当 (水道料金センター)	・納付相談窓口の設置	・感染拡大の影響による納付相談の実施	R2.3.17		相談件数 75件	
3	営業課 料金担当 (水道料金センター)	・上下水道料金の支払猶予	・感染拡大の影響による失業等減収により、納付困難な者に対し、支払猶予の実施	R2.3.4		猶予件数 73件	
4	営業課 料金担当 (水道料金センター)	・給水停止処分の執行猶予	・警報発令期間中給水停止処分の執行猶予を実施	R2.4.21 R3.1.12 R3.8.16 R4.1.27	R2.6.30 R3.3.31 R3.9.31 R4.2.28	猶予件数 329件 猶予件数 275件 猶予件数 249件 猶予件数 236件	
5	営業課 料金担当 (水道料金センター)	・水道料金の軽減	・物価上昇・原油価格の高騰により影響を受けている市民・事業者に対し、水道料金の軽減を実施	R4.10.1	R5.1.19	軽減件数 232,650件 軽減額 394,774,770円	
6	下水道課	・夏休み・水の研究お助け隊	・浄化センターにて対面形式で実施していた講座を、Web会議システムを使用したオンライン講座として実施	R3.8.3	R4.8.4	令和3年度と4年度にそれぞれ1日間、午前と午後の2回実施(期間中延べ4回) 参加組数 R3年度36組 R4年度21組	上水道課と共催
7	下水道課	・ワクワク下水道教室	・小学校への出前授業として実施していた講座を、Web会議システムを使用したオンライン形式で実施	R3.6.30	R4.9.22	令和3年度 2校5クラス 令和4年度 2校6クラス	令和4年度 左記ほか2校が 小学校にて開催

## 【病院局】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	病院総務課	・訪問業者(近隣業者:日常的に来院)への対応	・来院名簿への記帳、体温・体調確認後、入館許可書を見えるところに付けてもらう。	明確な時期不明	R5.5.7	随時	
2	病院総務課	・訪問業者(県外業者:単発的な訪問メンテナンスなど)への対応	・事前にアポイントを取ってもらう。 ・来院名簿に目的、滞在日数、立入区域、体温・体調を記入し、入館許可書を見えるところに付けてもらう。	明確な時期不明	R5.5.7	随時	
3	病院総務課	・病床の確保	・専用病床の確保	R2.4.1		感染状況に応じて対応	
4	病院総務課	・感染症対策物資の調達	・防護具の購入	R2.9.30	R3.9.30	4,580セット 11,910,800円 (補助事業充当)	ガウン、フェイスシールド、N95マスク、ニトリルグローブ、シューズカバー、キャップ
5	病院総務課	・感染症対策物資の調達	・関連医療機器の購入	R2.4.1	R5.3.31	41機種 268,176,700円 (内263,630,400円補助事業充当)	R2 25機種(補助) R3 12機種(補助) R4 4機種
6	医事企画課	・院内の新型コロナ感染症対策本部の設置	・感染症指定医療機関としての患者受入体制の検討及び整備の実施	R2.2.5	R5.5.7	本部会議を338回開催	R5.5.8以降も必要に応じて開催はしている
7	医事企画課	・帰国者接触者外来及び発熱外来の設置	・発熱及び新型コロナウイルス感染者の診療	R2.2.8		発熱外来患者数 25,707人	発熱外来設置 R2.3.12 患者数はR5.5末時点
8	医事企画課	・感染者の入院受入れ	・感染症による療養が必要な患者の入院治療	R2.2.16		延べ入院患者数 16,719人	患者数はR5.5末時点
9	医事企画課	・コロナウイルスワクチン接種	・感染症予防を目的としたワクチン接種の実施	R3.3.10		接種者 14,785人	
10	病院建設課	・訪問業者(営業)への対応	・業者のアポなし飛び込み営業を全面的にお断りした。 ・事前連絡のあった業者に対しても、市外業者にはリモートでの対応を依頼した。市内業者の直接面会は、必要に応じて病院外(波田支所玄関ホール等)で短時間のみ対話を行った。	R3.4.1	R5.3.31	随時	
11	病院建設課	・契約業者への来院時PCR検査義務づけ	・契約業者の来院時、市外在住の方に対しPCR検査を必須とした。	R4.5.9	R5.3.31	業者同席の会議を13回開催	令和4年度、病院建設課事務室が市立病院事務棟へ移転して以降
12	病院建設課	・契約業者との打合せのリモート化	・上記に関連し打合せを多数必要としたため、可能な範囲で打合せをリモートで行った。	R4.5.9	R5.3.31	上記会議の前段の打合せを13回開催	//
13	病院建設課	・説明会等実施時の検温等	・基本計画策定段階の各種説明会において、受付で検温、記名、手指消毒を依頼。 ・また、説明会においても、対応可能な方には、リモート参加への積極的な協力を依頼した。	R3.4.1	R5.3.31	説明会を5回、会議を3回開催	

## 【教育委員会】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	学校教育課 学校支援室	・「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応したガイドライン」の作成及び市内小中学校への周知	・文部科学省発出の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に基づいたガイドラインの策定	R2.2.27	R5.5.7	12回の改定	
2	学校給食課	・新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖に係る学校給食費の減額	・特別措置として、R4年4・5月の学級閉鎖のみ、申請不要で給食費を減額(R4.8月支払分で精算)	R4.4.1	R4.5.31	【小中学校の学級閉鎖数】 4月:延べ403学級 5月:延べ147学級	通常は、連続して6日を超える欠席をした場合に、保護者からの申請により減額

3	生涯学習課・中央公民館	・公民館等社会教育施設の貸館休止	・公民館等社会教育施設の貸館休止	R2.4.16	R2.5.21		国の非常事態宣言発出～長野県が非常事態宣言対象地域から解除された期間
4	生涯学習課・中央公民館	・公民館等社会教育施設の新規貸館受付業務の中止	・公民館等社会教育施設の新規貸館受付業務の中止	R3.1.18	R3.2.4		県：松本市の感染警戒レベル5の期間中
5	生涯学習課・中央公民館	・公民館等社会教育施設の新規貸館受付業務の中止	・公民館等社会教育施設の新規貸館受付業務の中止	R4.1.15	R4.2.20		県：松本市の感染警戒レベル5の期間中
6	生涯学習課(青少年ホーム)	・令和3年松本市成人式の中止	・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止	R3.1.10	R3.1.10		
7	生涯学習課(青少年ホーム)	・令和4年松本市成人式の開催	・対象者を中学校単位で2つに分け開催(2部制)	R4.1.9	R4.1.9	参加人数:1,801人	
8	生涯学習課(青少年ホーム)	・松本市成人のつどいの開催	・中止となった令和3年成人式の代替事業 ・対象者を中学校単位で2つに分け開催(2部制)	R4.8.14	R4.8.14	参加人数:803人	
9	生涯学習課(青少年ホーム)	・ヤングスクールの一部講座中止、オンライン開催	・新型コロナウイルス感染防止のため、一部の講座を中止またはオンラインで開催	R2.4.1	R4.3.31	・令和2年度:19講座中止、6講座オンライン開催 ・令和3年度:18講座中止、1講座オンライン開催	
10	中央図書館	・松本市図書館の臨時閉館	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館を実施	R2.3.4	R2.5.15	・R2.3.4～R2.5.15(3/25は除く)	
11	文化財課	・「発掘された松本」松本市遺跡発掘報告会の動画配信による開催	・会場での開催を中止し、発掘成果を遺跡ごと動画にまとめてYouTubeにて配信	R3.2.15	継続中	視聴回数(R5.6.1現在) 令和2年度 3,654回 令和3年度 2,634回 令和4年度 3,485回	会場開催中止は2回(R3,R4) 動画による配信は継続
12	文化財課	・現場発掘調査の継続	・感染対策を図り現場発掘調査を継続。 ・調査区内で作業員が密集しないよう分散して作業を実施。 ・休憩・昼食等で使用する現場事務所(コンテナハウス)は、定員を設ける、使用時は窓を開放するなどして対応	R2.4.8	R4.3.25	現場発掘調査件数 令和2年度 8件 令和3年度 8件 令和4年度 7件	
13	博物館	・博物館臨時休館	・新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館を実施	R2.3.4	R3.9.12	博物館全16館で臨時休館を実施	館別休館期間については別添資料参照

【議会事務局】

	課名	事業・取組名	事業・取組みの概要	期間		実績(件数・金額など)	備考
				開始	終了		
1	議会事務局	・松本市議会新型コロナウイルス感染症対策本部の設置	・市議会における対策の総合的な推進	R2.4.14	R5.4.30	本部会議を33回開催	

### 3 市独自の取組事例等

松本市独自のものや、国・県の取組みに加えて市で工夫して対応した主な事例

#### 市独自の取組み事例等

テーマ	取組内容
ワクチン接種	<p>○ワクチン接種を促進するため、商業施設に集団接種会場を設置し、通常の集団接種のほか期間限定で対象者を限定した接種を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療従事者、介護施設等従事者への優先接種</li> <li>・妊婦及び家族への優先接種</li> <li>・聴覚障害の方への接種</li> <li>・受験生、就活中の方及び高校寮生への優先接種</li> <li>・11歳以下の小児への接種</li> <li>・保育士及び消防団員への接種</li> <li>・キャンセル待ち対応、買い物にきた予約のない方等の接種</li> </ul> <p>○保健センターの集団接種会場で、施設入所障害児の接種を実施</p>
ワクチン接種	<p>ワクチン接種を促進するため、県と協力し、接種医のいない山間部に集団接種会場を設けて接種を実施</p>
ワクチン接種	<p>ワクチン接種を促進するため、職域接種を実施する事業者に対し補助金を交付した。</p>
医療体制 (患者の受け入れ)	<p>保健所主導のもと圏域内の医療機関と連携(「松本モデル」といわれた)し積極的な入院患者の受け入れを行った。また、松本医療圏の感染症指定医療機関として、いち早く帰国者接触者外来を設置し、感染患者の検査及び診察を行った。</p> <p>◎松本モデル…松本医療圏内において、各医療機関がそれぞれの機能やコロナ患者の重症度などに応じて役割分担し、密接な連携のもと、効率的に入院患者の受け入れを行う体制を構築したもの</p>
組織体制	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部の下、感染症対策について専門的な検討を行うために、医療福祉、こども教育、経済観光の3つの部会からなる松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議を設置し、現状、課題を踏まえた対策等について協議した。</p>
組織体制	<p>新型コロナウイルス感染症対策に関する状況を把握し、総合的な調整を行い、庁内組織を統制するため、庁内対策チームを設置。総括グループ(総合調整、情報収集)、総合案内グループ(コールセンター運営)、物資調達グループ(物資調達、寄附受入れ)等、8グループを編成し対応した。</p>
生活支援	<p>松本市消費応援キャンペーンを展開することで、消費喚起を行うとともに、コロナ等の影響を受けている飲食店及び小売店、関連事業者を幅広く支援した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・松本プレミアム商品券事業:プレミアム率30%の商品券を発行、販売総額約22億円</li> <li>・キャッシュレス決済ポイント還元事業:計3回、20~30%のポイント還元、還元総額約11億7千万円</li> </ul>
生活支援	<p>学級閉鎖等や食費等の物価高騰等により影響を受けた子育て世帯を支援するため、市独自の特別給付金を2回実施した。(所得制限なし)</p> <p>対象者:松本市に住民登録がある18歳以下の児童 給付額:10,000円 給付実績:1回目37,891人、2回目37,909人</p>

## 市独自の取組み事例等

テーマ	取組内容
啓発動画作成	新型コロナウイルス感染症に起因する誹謗・中傷の発生防止を目的とした啓発動画を作成し、市ホームページに掲載するとともに、35地区公民館に配布した。
情報発信	市HPに「おうち時間を楽しみましょう」を立ち上げ、自宅でもできる運動やマスクの作り方などの動画を視聴してもらい、コロナ禍での運動不足解消などの一助とした。
テレワーク	テレワークデイズ実施をはじめ、庁内サテライトオフィスの設置、ワーケーションの実証実験など、テレワーク(サテライト勤務、モバイルワーク、在宅勤務)を推進した。
テレビ会議	テレビ会議の需要が高まったためテレビ会議室を設置し利用環境を整えた。また、出先機関職員との円滑なコミュニケーションの促進と会議などの効率化を図るため、庁内会議のテレビ会議化も実施した。

#### 4 地方創生臨時交付金実績

(1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施した事業一覧

(単位:円)

NO.	交付金対象事業の名称	事業課 (当時)	対象事業費 (実績額)	臨時交付金 充当額
1	県・市町村連携新型コロナウイルス拡大防止協力企業等特別支援事業	商工課	139,200,000	139,200,000
2	新型コロナウイルス特別給付金事業	商工課	685,970,000	685,970,000
3	中小企業金融対策事業費(新型コロナウイルス対策特別資金)	商工課	855,790,408	762,969,956
4	防災関係費(防護服の購入)	危機管理課	15,348,300	15,348,300
5	OA化推進費	情報政策課	9,208,760	9,208,760
6	中小企業振興費(松本市消費応援キャンペーン実行委員会負担金)	商工課	1,366,808,661	777,753,661
7	創業者支援事業費(新規開業家賃補助金)	商工課	14,921,724	7,460,862
8	観光戦略推進事業費(地元観光促進事業助成金)	観光温泉課	9,000,000	6,500,000
9	松本市子育て世帯臨時特別給付金事業費	こども福祉課	85,764,555	85,764,555
10	松本市子育て世帯臨時特別給付金事業費②	こども福祉課	48,494,200	48,494,200
11	防災関係費	危機管理課	15,844,706	15,844,706
12	児童館冷房設置	こども育成課	21,330,000	21,330,000
13	こどものインフルエンザ予防接種助成事業	健康づくり課	56,512,722	44,410,000
14	公設地方卸売市場家賃支援給付金	農政課	1,658,370	1,658,370
15	公立学校情報機器整備費補助金	学校教育課	29,020,000	14,510,000
16	公立学校情報機器整備費補助金(単独分)	学校教育課	1,752,680	1,752,680
17	GIGAスクール構想推進事業費(単独分①)	学校教育課	14,030,092	14,030,092
18	GIGAスクール構想推進事業費(単独分②)	学校教育課	1,782,606	1,782,606
19	中小企業金融対策事業費(新型コロナウイルス対策特別資金)	商工課	441,250,000	441,250,000
20	子ども・子育て支援交付金	こども育成課	44,806,636	10,085,000
21	学校保健特別対策事業費補助金	学校教育課	6,381,112	3,064,000
22	学校保健特別対策事業費補助金	学校教育課	62,715,515	31,358,515
23	学校保健特別対策事業費補助金	学校教育課	25,034	12,615
24	学校保健特別対策事業費補助金	学校教育課	104,368	52,313
25	公立学校情報機器整備費補助金	学校教育課	8,028	2,892
26	公立学校情報機器整備費補助金	学校教育課	209,582	104,791
27	学校臨時休業対策費補助金	学校教育課	22,768	5,000
28	学校臨時休業対策費補助金	学校給食課	9,109,551	2,277,000

(単位:円)

NO.	交付金対象事業の名称	事業課 (当時)	対象事業費 (実績額)	臨時交付金 充当額
29	疾病予防対策事業費等補助金	健康づくり課	30,000	15,000
30	母子保健衛生費補助金	健康づくり課	245,520	80,520
31	緊急感染拡大防止特別支援金事業	商工課	19,200,000	19,200,000
32	飲食店合同デリバリー・テイクアウト促進事業	商工課	6,988,000	6,988,000
33	新型コロナウイルス感染症対応医療従事者慰労金支給事業	医務課	198,679,400	198,679,400
34	新型コロナウイルス感染症対応介護従事者慰労金支給事業	高齢福祉課	4,100,400	4,100,400
35	学校保健特別対策事業費補助金	学校教育課	56,649,064	28,325,064
令和2年度 小計(返還金精算後)			4,222,962,762	3,399,589,258
1	中小企業振興費(松本市消費応援キャンペーン実行委員会負担金)	商工課	409,869,507	111,904,000
2	交通対策事業費(新型コロナウイルス対策公共交通運行支援事業)	公共交通課	56,140,000	56,140,000
3	中小企業金融対策事業費(中小企業金融対策資金信用保証料補助金)	商工課	290,990,488	181,577,970
令和3年度 小計(返還金精算後)			756,999,995	349,621,970
1	松本市子育て世帯臨時特別給付金(1回目)	こども福祉課	383,577,723	383,577,000
2	電気料金物価高騰対応分給付金支給事業	福祉政策課	146,607,700	146,607,000
3	観光戦略推進事業費(観光消費促進キャンペーン)	観光プロモーション課	280,660,647	239,945,000
4	マイナンバーカード普及促進事業(マイナポイントの上乗せ事業)	市民課	374,742,699	374,742,000
5	マイナンバーカード普及促進事業(若者応援事業)	市民課	61,692,478	61,692,000
6	上水道料金負担軽減事業	上下水道局	400,604,770	380,859,000
7	学校給食賄材料補助事業(市立小中学校分)	学校給食課	20,020,000	20,020,000
8	肥料価格高騰緊急対策事業	農政課	51,769,000	51,769,000
9	松本市子育て世帯臨時特別給付金(2回目)	こども福祉課	381,398,228	381,398,000
10	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金	福祉政策課	1,345,037,103	236,738,000
11	生活困窮世帯緊急支援金	福祉政策課	162,928,193	42,274,000
12	松本市貨物運送事業者等燃料高騰対応支援金	商工課	60,142,258	60,142,000
13	妊娠出産子育て支援交付金 (令和5年度への繰越分を除く)	健康づくり課	121,306,137	18,590,000
14	水道事業会計電気料金高騰分支援事業	上下水道局	29,438,738	29,438,000
15	下水道事業会計電気料金高騰分支援事業	上下水道局	63,617,314	63,617,000
16	新型コロナウイルス対応地域公共交通運行支援補助金	公共交通課	88,225,044	88,225,000
17	感染症対策事業費(保健所感染症対応体制確保事業)	保健予防課	110,019,008	110,019,000
令和4年度 小計			4,081,787,040	2,689,652,000

年度	対象事業費	臨時交付金充当額
令和2年度	4,222,962,762	3,399,589,258
令和3年度	756,999,995	349,621,970
令和4年度	4,081,787,040	2,689,652,000
合計	9,061,749,797	6,438,863,228

(2) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用について

国は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定（4月20日変更）」、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策（令和2年12月8日閣議決定）」及び「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策（令和3年11月19日閣議決定）」への対応として、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設した。

また、「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策（令和4年4月26日閣議決定）」において、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減をするとされたことを踏まえ「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が令和4年4月に創設された。

地方創生臨時交付金は、コロナ対応のための取組みである限り、原則、地方公共団体が自由に活用できる交付金で、松本市では、地方創生臨時交付金などを財源として活用し、感染症防止対策や住民生活支援、事業者支援、地域経済対策などの取組みを進めた。

## 5 専門者会議

新型コロナウイルス感染症対策について、専門的な検討を行うため、松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議を令和2年4月6日に設置した。

### (1) 松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議設置要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、松本市新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症対策について、専門的な検討を行うために、松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議(以下「専門者会議」という。)を設置することについて必要な事項を定めることを目的とする。

#### (所掌事項)

第2条 専門者会議は、本部長の要請に応じ次に掲げる事項について検討し、本部長に提言をすることができる。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること
- (2) 新型コロナウイルス感染症にかかる地域の諸課題に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める事項

#### (組織)

第3条 専門者会議は、委員40人以内をもって組織する。

委員は、次に掲げる者のうちから本部長が委嘱する。

- (1) 新型インフルエンザ等対策委員会委員
- (2) 教育保育関係者
- (3) 商工観光関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、本部長が必要と認める者

委員の任期は、新型コロナウイルス感染症対策本部解散の日までとする。

#### (専門部会)

第4条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な検討を行うため、専門者会議内に次に掲げる専門部会を置く。

- (1) 医療福祉部会
- (2) こども教育部会
- (3) 経済観光部会

専門部会にそれぞれ座長を置き、座長は本部長が指名する。

座長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

専門部会は、本部長が招集し、座長が会議の議長となる。

(2) 医療福祉部会 開催内容

構成メンバー 病院関係者、保健医療関係者、介護関係者

事務局 健康福祉部

開催日	検討内容
令和2年 4月9日	新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの対応について 新型コロナウイルス感染症対策に関する課題と対応策について
5月25日	保健所長から松本圏域のコロナ感染の現状について 6月1日以降の外出自粛、県域をまたいだ移動の自粛について 介護施設におけるコロナウイルス対策について
12月17日	年末年始に向けた市の対応方針について 市の事業や施設の対応について
令和3年 4月27日	新型コロナウイルスワクチン接種体制について

(3) こども教育部会 開催内容

構成メンバー 学校関係者、放課後児童健全育成事業関係者、  
保育園・幼稚園関係者、障害児関係者

事務局 こども部、教育部

開催日	検討内容
令和2年 4月9日	学校、保育園、児童センター等の現状と課題
4月17日	学校、保育園、児童センター利用者等の自粛要請について 保育園や学校で感染が発生した際の対応について 学校と児童センターの協力連携について 学習保障について
5月1日	小中学校の今後の対応について 学校と児童センターの協力連携について
5月25日	6月1日以降の市の対応状況について

(4) 経済観光部会 開催内容

構成メンバー 商工団体、観光関係団体、宿泊・飲食業関係団体、宿泊事業者、  
交通事業者、金融機関

事務局 商工観光部

開催日	検討内容
令和2年 4月13日	各業界の現状について 現在の支援策についての課題について 今後必要とされる方策について
4月22日	経済観光部会提言案について 新たな支援策の方向性について
5月25日	松本市対応方針案について 各業界の現況について



松本市新型コロナウイルス感染症対策専門者会議代表者会議  
(令和2年4月9日)

## 6 長野県との連携

### (1) 知事と市長会・町村長会の意見交換会

新型コロナウイルス感染症対策等、長野県知事と長野県市長会・長野県町村長会の意見交換会がオンライン会議にて適時開催され、松本市は市長又は副市長が中核市の立場でオブザーバーとして参加した。

#### 知事と市長会・町村長会の意見交換会

開催日	意見交換内容
令和2年 4月7日	・新型コロナウイルス感染症に係る今後の動きについて
令和3年 1月15日	・現在の感染状況について ・感染拡大の抑止について ・ワクチン接種体制について
7月9日	・ワクチン接種の推進について
8月3日	・最近の感染状況について ・ワクチン接種について ・災害発生時の自宅療養者の避難について
9月8日	・「命と暮らしを救う集中対策期間」の終了について ・今後のワクチン接種について
10月7日	・社会経済活動の活性化に向けた申し合わせについて ・ワクチン接種の今後の進め方について
11月12日	・市町村と共有した目標に対する取組について(ワクチン接種関連) ・ワクチン追加接種に向けての論点整理
12月6日	・新型コロナワクチン接種の基本的な考え方と今後の進め方 ・国への要望について
令和4年 1月12日	・県内の感染状況及びオミクロン株への当面の対応策について ・追加接種等の迅速な実施について ・今後の感染状況の見通しとそれに伴う対策の基本的な考え方について
1月21日	・新型コロナワクチン接種の基本的な考え方と今後の進め方について

知事と市長会・町村長会の意見交換会

開催日	意見交換内容
1月26日	・「まん延防止等重点措置」の適用に伴う長野県の取組方針について
2月8日	・新型コロナワクチン接種の推進について ・第6波における陽性者が発生した場合の学校の対応について ・まん延防止等重点措置の解除について
2月16日	・まん延防止等重点措置の延長について ・学校の対応について ・保育所等における感染対策の強化について ・新型コロナワクチン接種の推進について
3月4日	・まん延防止等重点措置終了後の対応について ・新型コロナワクチン接種の推進について
3月29日	・まん延防止等重点措置終了後の対応について ・新型コロナワクチン接種の推進について
4月8日	・直近の感染状況について ・感染対策強化期間(3/19～4/10)終了後の感染防止対策について
5月26日	・ワクチン接種の推進について ・マスクの着用を推奨する場面、着用が不要な場面について
8月3日	・医療特別警報発出(7/28)に伴う対策と、今後の対策の方向性について ・新型コロナワクチン接種の推進について
8月10日	・医療非常事態宣言発出(8/8)に伴う対策について ・新型コロナワクチン接種の推進について
8月24日	・BA.5対策強化宣言の発出について
9月13日	・「医療非常事態宣言」の解除とその後の対策について ・ワクチン接種の推進について ・保育者等における児童(園児)のマスク着用に関する保護者への説明について
9月21日	・医療特別警報の解除と医療警報発出に伴う呼びかけについて ・Withコロナに向けた療養の考え方の見直しについて ・全数届出の見直しに伴う市町村への情報提供内容の変更について

知事と市長会・町村長会の意見交換会

開催日	意見交換内容
10月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染警戒レベルの基準の見直し等について</li> <li>・ワクチン接種の推進について</li> </ul>
11月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療ひっ迫の現状と今後の対応について</li> <li>・ワクチン接種の推進について</li> </ul>
令和5年 3月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県新型コロナウイルス感染症対応方針の改定について</li> <li>・令和5年度の新型コロナワクチン接種の方針について</li> </ul>



知事と市長会・町村会の意見交換会(オンライン会議)

## (2) 地方部会の開催

長野県松本地域振興局主催による地方部会が開催され、松本圏域(3市5村)の情報共有や地方部会としての対応について協議を行い、連携を図った。

開催日	主な内容
令和2年 4月14日	・感染警戒レベルの引き上げ、管内の感染状況についての情報共有 ・質疑応答 等
4月17日	・長野県の緊急事態措置について情報共有 ・質疑応答 等
7月29日	・感染警戒レベルの引き上げについての情報共有 ・質疑応答 等
令和3年 1月6日	・感染警戒レベルの引き上げ、管内の感染状況についての情報共有 ・地方部としての対応を協議 ・質疑応答 等
2月18日	・新型コロナウイルス感染症長野県対策本部ワクチンチームの設置について ・ワクチン接種体制の状況について
3月15日	・ワクチン接種体制の状況について ・その他情報共有、質疑応答 等
4月22日	・ワクチン接種体制の状況について ・その他情報共有、質疑応答 等
8月2日	・接種スケジュール等について ・その他情報共有、質疑応答 等
8月11日	・感染警戒レベルの引き上げ、管内の感染状況についての情報共有 ・地方部としての対応を協議 ・質疑応答 等
10月14日	・1、2回目接種仕上げ期のワクチン接種体制について ・追加接種(3回目接種)の体制整備について
12月10日	・追加接種(3回目接種)の体制整備について ・県設置会場における方針について
令和4年 1月19日	・5歳から11歳の接種体制について ・追加接種(3回目接種)の加速化について
9月28日	・オミクロン株対応ワクチン接種体制について ・年内接種完了に向けた課題について
令和5年 4月13日	・令和5年度の接種方針について ・各市町村の接種体制について

### (3) 啓発活動

県と連携して行った飲食店等への時短要請の呼びかけや街頭啓発などの対応内容

実施日	対応内容
令和2年 8月11日	・松本地域振興局長をチームリーダーとした松本地方部の「ガイドライン周知・推進チーム」が設置され、構成組織の一員として松本市も参加
8月25日	・第1回担当者会議開催。ガイドラインや「新型コロナ対策推進宣言」の周知、遵守等の方策について関係団体や市村と協議
8月27日	・松本駅周辺の酒類を提供する飲食店を巡回し、感染症対策の啓発を実施
8月28日	・松本駅周辺の酒類を提供する飲食店を巡回し、感染症対策の啓発を実施
9月1日	・東部地区の酒類を提供する飲食店を巡回し、感染症対策の啓発を実施
令和3年 1月20日	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく酒類の提供を行う飲食店等への休業、営業時間短縮を1月22日から2月4日まで要請するため、市街化区域内の対象店舗を訪問
4月20日	・松本駅周辺の酒類を提供する飲食店を巡回し、ガイドライン遵守の徹底や「信州の安心なお店」の周知を呼び掛けを実施
5月20日	・松本駅周辺の酒類を提供する飲食店を巡回し、ガイドライン遵守の徹底やアクリル板の設置状況等を確認
8月11日	・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく酒類の提供を行う飲食店等への休業、営業時間短縮を8月14日から8月24日まで要請するため、対象店舗を訪問
8月12日・13日	・松本駅前にて帰省者や旅行者への感染防止対策の徹底に関する呼びかけ
9月4日	・「命と暮らしを救う集中対策期間」として、ライフサイト渚、松本駅前において知事、市長による感染防止対策撤廃の呼びかけを実施
12月27日	・年末年始における感染対策の徹底について松本駅前の飲食店への個別訪問を実施

## 7 感染症庁内対策チーム

### (1) 設置目的

新型コロナウイルス感染症拡大の状況を鑑み、感染症対策に関する状況を把握するとともに、必要な業務を想定し、総合的な調整を行い、庁内組織を統制するため、庁内対策チームを設置した。(設置日:令和2年4月22日)

### (2) 組織

班の編成及び所掌事務については、副市長、危機管理部長で調整し、以下のとおり決定した。

リーダー	嵯峨副市長
サブリーダー	危機管理部長
グループ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総括グループ(担当課:危機管理課) 主な業務:総合調整、情報収集</li> <li>○総合案内グループ(担当課:消防防災課・健康づくり課) 主な業務:コールセンター運営</li> <li>○職員応援調整グループ(担当課:職員課・行政管理課) 主な業務:人員調整</li> <li>○物資調達グループ(担当課:環境・地域エネルギー課) 主な業務:物資調達、寄附受入れ</li> <li>○寄附金受入グループ(担当課:移住推進課) 主な業務:寄附金受入れ</li> <li>○ワクチン接種プロジェクトチーム(担当課:健康づくり課) 主な業務:集団接種の運営</li> <li>○保健所支援グループ(担当課:保健予防課) 主な業務:感染まん延期における市保健所業務の支援調整</li> <li>○給付グループ(担当課:行政管理課・商工課) 主な業務:特別給付金等の給付事務の調整</li> </ul>

(3) 松本市新型コロナウイルス感染症庁内対策チーム 活動状況  
(令和2年4月22日～令和5年5月7日)

1	【総括グループ】主な業務：総合調整、情報収集（R2.4.22設置）
	担当課：危機管理課 〔主な活動状況〕 ・各グループとの調整、取りまとめ
2	【総合案内グループ】主な業務：コールセンター運営（R2.4.22設置）
	担当課：消防防災課・健康づくり課 〔主な活動状況〕 ・コールセンターへの問い合わせ対応、各種相談窓口の紹介等 ・R5.5.7までの問合せ累計件数 5,234件 ・主な問合せ内容：健康相談・感染・濃厚接触者・自宅療養・PCR検査・ワクチン接種・レベル状況、経済関係、生活困窮者相談・支援、助成、給付、補償金等
3	【職員応援調整グループ】主な業務：業務量の把握、人員調整（R2.4.22設置）
	担当課：行政管理課・職員課 〔主な活動状況〕 ・応援職員の調整（営業時間短縮要請活動、特別給付金事務、ワクチン接種事務等）
4	【物資調達グループ】主な業務：物資調達、寄附受入れ（R2.4.23設置）
	担当課：環境・地域エネルギー課 〔主な活動状況〕 ・寄附の相談・受入れ、物資の調達・庁内調整 ・R5.5.7までの受入累計件数 19件（主な品目 マスク、手指消毒、防護服）
5	【寄附金受入グループ】主な業務：寄附金受入れ（R2.5.29設置）
	担当課：移住推進課 〔主な活動状況〕 ・寄附の相談・受入れ、庁内調整 ・R5.5.7までの受入累計件数・額（42件 24,242,349円）
6	【ワクチン接種プロジェクトチーム】主な業務：集団接種の運営（R3.2.22設置）
	担当課：健康づくり課 〔主な活動状況〕 ・集団接種の運営等 ・R5.5.7までの接種延べ件数 735,186件接種
7	【保健所支援グループ】主な業務：感染まん延期における保健予防課業務の支援調整（R3.4.1設置）
	担当課：保健予防課 〔主な活動状況〕 ・保健所業務の支援調整、応援職員調整等 ・R5.5.7までの応援延べ人数（庁内職員） □保健師 1,122人 □事務員 941人
8	【給付グループ】主な業務：特別給付金等の給付事務の調整（R2.4.23設置）
	担当課：行政管理課・商工課 〔主な活動状況〕 ・給付金申請、支給手続き、問い合わせ対応 ・R3.3.31までの実績 ・特別定額給付金事業：106,124世帯 237,886人 ・松本市新型コロナウイルス対策特別給付金：4,056件 686,270,000円 ・緊急感染拡大防止特別支援金：109件 21,800,000円



感染症庁内対策チーム発足式



総合案内(コールセンター)の設置準備状況

## 8 主なイベント等のコロナ対応

市対策本部体制により、各部局で実施した主なイベント・事業の開催方法や開催・中止の判断基準、経過等

【総合戦略局】

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
DX推進本部	基幹統計調査の実施	令和2年度 令和3年度 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マスク着用による調査を進めるため、調査員へマスクを配布（経済センサスでは携帯用消毒液も配布）</li> <li>・インターホン越しでの調査の呼びかけ（接触機会の低減）</li> <li>・調査員回収から郵送回答、インターネット回答を推奨</li> <li>・調査員・指導員説明会での感染防止対策</li> <li>・説明会時間の短縮 通常は調査員全員で視聴する「説明用DVD(約30分)」を、国勢調査では全調査員へ配布</li> <li>・各説明会への参加者制限 少人数開催や座席間隔を広くする等の対応</li> </ul>	・感染症対策を徹底し、説明会や調査方法を工夫することで実施した。
アルプスリゾート整備本部	乗鞍ヒルクライム2020	令和2年度 (中止)	-	・実行委員会での決定
アルプスリゾート整備本部	乗鞍ヒルクライム2021	令和2年度 (中止)	-	・実行委員会での決定
アルプスリゾート整備本部	乗鞍ヒルクライム2022	令和4年 8月28日 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策のため、前回まで実施していた開会式、表彰式、抽選会、完走証発行は行わない。</li> <li>・前回よりも30分程度競技開始時間を早めて分散スタートとした。</li> <li>手指消毒、検温等の感染対策</li> </ul>	・実行委員会での決定
アルプスリゾート整備本部	岳都・松本「山岳フォーラム」	開催方法 変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度は縮小、オンライン開催。令和3年度以降は開催方法を複数回、少人数での講座形式に変更</li> </ul>	・実行委員会での決定
アルプスリゾート整備本部	「山の日」四方山祭りin上高地	R2.8.8～ 8.16 R3.8.8～ 8.16	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クイズラリーなどの対面するものを取りやめ、パネル展示のみ実施</li> </ul>	・事務局で決定
アルプスリゾート整備本部	「山に祈る塔」慰霊祭	令和2年度 (中止) 令和3年 7月1日 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・R3は縮小して開催</li> </ul>	・遭難防止対策協会で決定
アルプスリゾート整備本部	R2年度乗鞍岳春山バス	令和2年度 (中止)	-	・実施主体である松本市、のりくら観光協会、アルピコ交通での決定
アルプスリゾート整備本部	第39～41回野麦峠まつり	規模縮小	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者による献花のみ実施</li> </ul>	・実行委員会での決定
アルプスリゾート整備本部	R2～R3上高地開山祭	令和2年 4月27日 令和3年 4月27日 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元関係者で「安全祈願式」として開催</li> </ul>	・実行委員会での決定

アルプスリゾート整備本部	R2～R3上高地閉山式	令和2年11月15日 令和3年11月15日 (実施)	・地元関係者で開催	・実行委員会での決定
--------------	-------------	----------------------------------	-----------	------------

【住民自治局】

課名	イベント名	約3年間の流行中の開催年月日(中止の有無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
地域づくり課	ひろばまつり等	令和2年9月以降 (中止)	-	・各地区福祉ひろば事業推進協議会等で開催の有無を検討し中止した。
地域づくり課	市民活動フェスタ	令和2年 (中止)	・中止(パネル展示を実施)	・県・市の基準をもとに公民館、地域づくりセンターの対応を参考に決定
地域づくり課	市民活動フェスタ	令和3年 (中止)	・感染対策を講じて市民活動団体と意見交換会を開催(6回)(延べ72人参加)	・県・市の基準をもとに市民活動団体と話し合いの結果で中止を決定
地域づくり課	市民活動フェスタ	令和4年7月2日3日 (実施)	・感染対策を講じて市民活動フェスタ全体説明会を3回実施(延べ50人) 市民活動フェスタの会場を大手公民館とサポートセンターの2会場で開催し、YouTube生ライブ配信と動画配信(2日間585人+YouTube328人)	・県・市の基準をもとに市民活動団体と意見交換会を行い、2会場で分散化を図り対面とオンラインのハイブリッドで開催することを決定
地域づくり課	ふれあいサロン	令和2年 (中止)	-	・県・市の基準をもとに公民館、地域づくりセンターの対応を参考に決定
地域づくり課	ふれあいサロン	令和3年12月、3月 (実施)	・令和4年 回数を年間3回から2回に減らして開催	・県・市の基準をもとに公民館、地域づくりセンターの対応を参考に決定
地域づくり課	ふれあいサロン	令和4年7月、12月、3月 (実施)	・感染対策を講じて開催	・県・市の基準をもとに公民館、地域づくりセンターの対応を参考に決定
人権共生課	人権を考える市民の集い	令和2年11月 (実施)	・市民参加型のイベントは中止とし、人権啓発動画のデータ公開などを行った。	・長野県感染警戒レベルの基準から中止を決定
人権共生課	男女共同参画をすすめる市民のつどい	令和2年11月、令和3年11月 (実施)	・市民参加型のイベントは中止とした。実施方法の在り方について検討を行った。	・実行委員会構成団体に開催可否のアンケート調査を行い中止を決定
移住推進課	まつもと働く・暮らす応援フェア～合同就職説明会in東京～	令和2年3月14日 (中止)	・令和2年度からオンライン方式による合同企業説明会に変更した。	・長野県感染警戒レベルの基準から中止を決定

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
危機管理課	松本市総合防災訓練	令和2年 8月30日 (実施)	・通常開催の関係機関や住民参加による訓練ではなく、市職員を主体とした避難所開設運営訓練及び防災物資ターミナル運営訓練を実施した。 ・避難所運営訓練では、感染症対策を踏まえた受付、避難所運営の訓練を行った。	・感染状況をみながら開催可否を判断。規模の縮小や開催方法の見直しにより実施した。
危機管理課	松本市総合防災訓練	令和3年 8月29日 (実施)	同上	同上 ※令和4年度は、長野県総合防災訓練として令和4年10月23日に通常開催した。
危機管理課	図上防災訓練	令和2年度 令和3年度 (中止)	-	・感染拡大やワクチン接種事務で全庁での職員動員体制となったことから、中止とした。
危機管理課	図上防災訓練	令和4年 7月12日 (実施)	・感染症対策(換気、消毒等)を徹底し、また、参加人員を削減して実施した。	・約1年半、訓練が行えていないこと、また、4月に大きな組織改編が行われたことから実施する方向で調整した。
消防防災課	松本市消防ポンプ操法大会	令和2年6 月7日 (中止)	-	・令和2年4月17日、長野県に緊急事態宣言が発出されたことを受け、団長命にて6月まで全ての訓練を延期したが、結局ポンプ操法大会は中止とした。
消防防災課	松本市消防ポンプ操法大会	令和3年6 月6日 (中止)	-	・令和3年5月21日、長野県が全県域を感染警戒レベル4(特別警報1)を発出したことを受け、中止を決定
消防防災課	松本市消防ポンプ操法大会	令和4年9 月18日 (中止)	-	・令和4年8月8日、県が感染警戒レベル6を発出、コロナ第7波により中止を決定
消防防災課	松本市消防出初式	令和3年1 月5日 (中止)	-	・全国的な新型コロナウイルスの感染拡大、また、政府が年末年始を静かに過ごすよう呼び掛けていることを受け、松本市消防団として、現在の状況ではご来場いただく方、消防団員ならびにそのご家族、勤務先等の皆様の健康と安全を配慮することが優先される状況と判断し、開催中止を決定
消防防災課	松本市消防出初式	令和4年1 月5日 (実施)	・消防団員の参加数を大幅に縮小して実施。また、参加団員には、事前に抗原検査キット(抗原定量検査)による検査の実施や当日集合時に体温チェックをするなどのコロナ対策を講じて実施	・感染警戒レベル4(特別警報1)以下ならば、規模を縮小して実施する。
消防防災課	松本市消防出初式	令和5年1 月5日 (実施)	・昨年同様、参加団員を縮小し、参加団員のコロナ対策を講じて実施	・感染警戒レベル6(緊急事態宣言)ならば中止を決定

## 【健康福祉部】

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
高齢福祉課	高齢者福祉入浴助成事業	通年実施	・施設が営業している場合は利用可能とした。	・利用施設が営業していれば利用継続とした(緊急事態宣言中であっても、銭湯は生活のための施設のため営業継続。松茸山荘、梓水苑は状況により営業。)
高齢福祉課	敬老地区行事等補助金	毎年9月～ 12月 (実施)	・社会福祉協議会で事業に取組んだ場合補助金を交付した。	・敬老行事の開催は、各地区社協ごとに判断した。
高齢福祉課	ひとり暮らし老人等給食サービス事業	通年実施	・社会福祉協議会で事業に取組んだ場合補助金を交付した。	・ひとり暮らし老人等給食サービス事業(ふれあい会食会)の開催は、各地区社協ごとに判断した。

## 【こども部】

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
こども育成課	松本子どもまつり	令和2年度 ～ 令和4年度 (中止)	-	・不特定多数の人が集まるイベントで感染拡大のおそれがあることから、イベント運営者で構成される実行委員会において中止を決定した。
こども育成課	第37回松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	令和2年11 月21日 (実施)	・実行委員会は書面により実施した。 ・イベント当日は、実行委員会構成団体への参加要請人数を縮小して実施した。(令和元年380人→72人)	・参加人数を縮小して実施した。
こども育成課	第38回松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	令和3年11 月21日 (実施)	・イベント当日は、実行委員会構成団体への参加要請人数を縮小して実施した。(令和元年380人→72人)	・参加人数を縮小して実施した。
こども育成課	第39回松本市青少年健全育成市民大会・「松本子どもの権利の日」市民フォーラム	令和4年11 月20日 (実施)	・イベント当日は、実行委員会構成団体への参加要請人数を縮小して実施した。(令和元年380人→72人)	・参加人数を縮小して実施した。
こども育成課	ネイチャリングフェスタ2020「自然と遊ぼうin松本」	令和2年7 月18日・19 日 (中止)	-	・ネイチャリングフェスタ実行委員(39名)の書面決議により、中止とした。(不特定多数の参加するイベントであり、イベントスタッフを含む参加者の安全と感染拡大抑止のため中止)
こども育成課	ネイチャリングフェスタ2021「自然と遊ぼうin松本」	令和3年7 月17日、1 8日 (実施)	・新型コロナウイルス感染症対策(手指消毒、3密回避、マスク着用【未就学児童等除く】、注意喚起アナウンス)を講じ、規模を縮小し、参加者を長野県内在住者に限定(※参加者登録及び検温を実施)で実施した。	・県感染警戒レベル4以上の場合、プログラム数が減少(参加団体が減少)する可能性がある。 ・松本圏域感染警戒レベル4以上の場合、中止とする。
こども育成課	ネイチャリングフェスタ2022「自然と遊ぼうin松本」	令和4年7 月17日、1 8日 (実施)	・新型コロナウイルス感染症対策(手指消毒、3密回避、マスク着用【未就学児童等除く】、注意喚起アナウンス)を講じ、参加者登録及び検温を行い、実施した。	・県感染警戒レベル及び松本圏域の感染警戒レベル5以上の場合、中止とする。
こども福祉課	【オレンジリボンキャンペーン】 ながの子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレー 2020児童虐待対応研修会	令和2年度 (中止)	-	・不特定多数の人が集まるイベントで感染拡大のおそれがあることから、課内協議にて中止。広報まつもと11月号への特集記事掲載、市役所本庁舎への懸垂幕掲示、松本駅自由通路への横断幕掲示による啓発活動のみの実施とした。

こども福祉課	【オレンジリボンキャンペーン】 ながの子ども虐待防止オレンジリボンたすきりレー2021	令和3年11月3日 (実施)	・11月の児童虐待防止推進月間に周知啓発活動として啓発物品等の配布や講演会(映画上映会等)を実施していたが啓発物品等の配布等のみの開催とした。	・不特定多数の人が集まるイベントで感染拡大のおそれがあることから、課内協議にて開催内容を縮小し実施。 ・啓発物品等を手渡すのではなくカゴ等へ入れ市民の方に取ってもらう方法にて実施
こども福祉課	【オレンジリボンキャンペーン】 子ども虐待防止ながのオレンジリボン2022	令和4年11月3日 (実施)	・11月の児童虐待防止推進月間に周知啓発活動として啓発物品等の配布や講演会(映画上映会等)を実施していたが啓発物品等の配布等のみの開催とした。	・不特定多数の人が集まるイベントで感染拡大のおそれがあることから、課内協議にて開催内容を縮小し実施。 ・啓発物品等を手渡すのではなくカゴ等へ入れ市民の方に取ってもらう方法にて実施

【環境エネルギー部】

課名	イベント名	約3年間の流行中の開催年月日(中止の有無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
環境・地域エネルギー課	松本キッズ・リユースひろば	R2.3中止 R2.5中止 R3.9中止 →R3.10延期開催 R4.2中止 →R4.3延期開催	・手指の消毒液を携帯、随時消毒履行 ・基本的にマスク着用を義務化 ・参加者の検温を徹底 ・体調不良者への参加見合わせ依頼 ・配付する衣類を福袋形式に変更して実施	・委託業者と市で協議し、感染拡大防止のため中止を決定
環境・地域エネルギー課	エコスクール	令和2年度17講座 コロナによる中止2講座	・飲食を伴う講座は調理や飲食を廃止 ・手指の消毒液を携帯、随時消毒履行 ・基本的にマスク着用を義務化 ・参加者の検温を徹底 ・体調不良者への参加見合わせ依頼	・市が感染拡大防止のため中止を決定
環境・地域エネルギー課	エコスクール	令和3年度15講座 コロナによる中止1講座	・飲食を伴う講座は調理や飲食を廃止 ・手指の消毒液を携帯、随時消毒履行 ・基本的にマスク着用を義務化 ・参加者の検温を徹底 ・体調不良者への参加見合わせ依頼	・開催当日に環境エネルギー部職員の新型コロナ感染の疑いがあり、感染リスク回避のため、開催中止を決定
環境・地域エネルギー課	不用食器回収ともったいない市	令和2年度(中止)	-	・協働開催者の松本市「暮らしと環境」を考える会が感染拡大防止のため中止を決定

【産業振興部】

課名	イベント名	約3年間の流行中の開催年月日(中止の有無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
商工課	まつもと市民祭松本まつり	毎年11月3日 (R2、3は中止)	・令和4年度のみ開催。歩行者天国エリアの縮小、ミスコンパレードに代わり分散型のステージ設置等イベントの見直しを行った。 ・アルコール消毒の設置等感染対策も実施	・令和2、3年度は9月総会時点の状況により、感染者が増加状況にあることから中止を決定。 ・令和4年度は、10月時点で感染者数が下火傾向であったことから、感染対策を講じた上で規模を縮小し実施した。
商工課	工芸の五月関連イベント	令和2年4月29日～5月31日 (中止または秋に延期)	・事業の一部を「工芸の五月in autumn」と題し、2020年10月17日(土)～11月15日(日)に開催した。対面開催可能な規模のものは感染対策を実施し、オンラインでの企画も開催した。	・3月末に臨時の実行委員会を開催。参加企画については各主催者の判断にゆだねることとしたが、緊急事態宣言を受けて中止し、事業の一部を秋に開催することとした。
商工課	工芸の五月関連イベント	令和3年4月29日～5月31日 (中止または秋に延期)	・期間中に実施できなかった事業の一部を、2021年11月1日(月)～12月27日(月)に開催した。令和2年度に続き対面開催可能な規模のものは感染対策を実施し、オンラインでの企画も開催した。	・4月26日を判断日とし、国の緊急事態宣言、県の特別警報Ⅱ等が発出された場合等に事業を中止するという基準を設けた。 ※令和4年度は通常開催するとともにオンライン企画も一部継続

商工課	松本あめ市	令和5年1月7日、8日 (R2、3年度は中止)	・令和4年度のみ開催。実行委員会による飲食物の販売を行わない等イベントの見直しを行った。 ・アルコール消毒の設置等感染対策も実施	・令和2年度は12月の企画運営委員会、3年度は10月総会時点の状況により、感染者が増加状況にあることから中止を決定。 ・令和4年度は、10月時点で感染者数が下火傾向であったことから、感染対策を講じた上で実施した。
商工課	信州・松本そば祭り	令和2年度～令和4年度 (中止)	-	・県内外から不特定多数の来場者が見込まれること、飲食が中心のイベントであるため出展ブースでの濃厚接触が避けられないことを考慮し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、開催を見送った。
商工課	まつもと広域ものづくりフェア	令和3年23日、24日 令和4年11月11日、12日 (令和2年度は中止)	・令和3、4年度に開催。アルコール消毒や3密回避など感染防止対策を十分に実施し開催した。	・令和2年度は、県内外から不特定多数の来場者が見込まれ、企業展示やものづくり体験での濃厚接触が避けられないことを考慮し、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、開催を見送った。 ・令和3年度は、同年9月末に県により松本地域の警戒レベルが4から2に引き下げられたことから開催することとなった。
商工課	信濃の国楽市楽座	中止 (例年10月中旬)	・令和2、3年度は中止。令和3年度をもって事業終了となった。	・令和2年度は、夏以降の感染再拡大を受け、8月に実行委員会書面決議により中止を決定した。 ・令和3年度は、7月の実行委員会において、開催前1か月の段階で警戒レベル4以上の場合は中止と決定。第5波の感染拡大により9月にレベル4だったため事務局が中止を決定した。
商工課	信州夢街道フェスタ	中止 (例年6月)	・令和2、3年度は中止。令和3年度をもって事業終了となった。	・令和2年度は、4月の緊急事態宣言を受け実行委員会書面決議により中止を決定した。 ・令和3年度は、第4波による感染拡大を受け、4月に実行委員会書面決議により中止を決定した。
農業委員会事務局	農業活性化シンポジウム	隔年開催 令和5年1月26日 (令和2年度は中止)	・開催会場の波田文化センターの感染対策基準に従い開催した。(一席を空ける人数制限等) ・感染者発生時の追跡対策及び直前での開催中止対策として、原則ロゴホーム(連絡先の把握)での参加申し込みとした。 ・受付時のアルコール消毒と検温を、担当者が実施した。	・令和2年度は情報研修委員会において、当時の状況から中止を判断した。(判断時期不明) ・令和4年度は開催を念頭に準備を進め、11月末時点で感染者数の状況から実施を判断した。 ・なお、講師には直前の中止もある旨で調整を図った。
農政課	松本農林業まつり	令和2年10月 (R3以降は中止)	・規模を縮小し、ぶとうオーナー事業、農林業功労者表彰のみ開催した。	・農畜産物消費宣伝事業と花き展については、不特定多数が集まり感染拡大の恐れがあることから中止とした。 ・りんごオーナー事業は、移動自粛要請により参加対象である県外者の来訪が困難であることから中止とした。 ・令和3年度以降は、事業の在り方の見直しを行い、各事業ごと、独立した事業として実施若しくは一旦中止とすることとした。
農政課	市場まつり	令和2年～令和4年 (中止)	-	・不特定多数が来場し、密集や密接など集団感染の恐れがあることから中止とした。

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
観光プロモーション課	第46回松本ぼんぼん	令和2年 (中止)	-	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で中止を決定
観光プロモーション課	第47回松本ぼんぼん	令和3年 (中止)	-	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で中止を決定
観光プロモーション課	第48回松本ぼんぼん	令和4年 8月6日 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開催時間の短縮(17時半から18時48分で開催、例年はおよそ17時40分から20時半)</li> <li>・踊り回数の減</li> <li>・踊りコースの縮小</li> <li>・連の規模を100人以内に縮小</li> <li>・踊り手の間隔を1.2mから3.2mへ拡充</li> <li>・掛け声、大声、飲食禁止等の自粛を呼びかけ</li> <li>・踊りコース歩道上への消毒液の設置(30箇所)</li> <li>・救護施設の拡充</li> <li>・参加者向けに、健康チェックシートへの記入を実施</li> <li>・踊りコンテスト以外のプログラムの中止</li> </ul>	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で開催を決定
観光プロモーション課	ツール・ド・美ヶ原高原自転車レース2020	令和2年 (中止)	-	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で中止を決定
観光プロモーション課	ツール・ド・美ヶ原高原自転車レース2021	令和3年 (中止)	-	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で中止を決定
観光プロモーション課	ツール・ド・美ヶ原高原自転車レース2022	令和4年 6月26日 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開閉会式(表彰含む)を中止し、来賓の招待なし</li> <li>・リザルト掲出及び完走証はHPにて実施</li> <li>・ふるまいの中止</li> </ul>	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で開催を決定
観光プロモーション課	第32回国宝松本城太鼓まつり	令和2年 (中止)	-	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で中止を決定

観光プロモーション課	第33回国宝松本城太鼓まつり	令和3年 7月31日～ 8月1日 (実施)	<p>○イベント運営ガイドラインに基づく実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催1週間前から体温チェックシートに検温結果を記入し、受付時に提出(スタッフ、出演者)</li> <li>・マスク着用の徹底</li> <li>・手洗い・消毒・間隔の確保</li> <li>・来場者の入場時には、検温及び連絡先の記入</li> <li>・十分に間隔を取っ席の配置</li> <li>・接触確認アプリ(COCoA)の活用</li> </ul>	<p>○開催予定日1ヶ月前の7月1日時点で1つでも該当する場合は直ちに中止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大により、松本市を含めた地域で、国の緊急事態宣言あるいは長野県の特別警報(感染警戒レベル4)、非常事態宣言(同レベル5)、まん延防止等重点措置または緊急事態宣言(同レベル6)が発出されたとき</li> <li>・松本市が新型コロナウイルス感染拡大に対して、独自に非常事態宣言または緊急事態宣言を行うとき</li> <li>・その他開催することが危険であると判断される場合</li> </ul> <p>○以下の状況に該当する場合は、慎重に開催を判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県が定める新型コロナウイルス特別感染警戒レベルが3のとき</li> <li>・7月1日以降に市内に新型コロナウイルスのクラスターが発生したとき</li> <li>・首都圏、近隣県、および出場団体の拠点地のいずれかにまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が発令されている場合</li> </ul>
観光プロモーション課	第34回国宝松本城太鼓まつり	令和4年 7月30日～ 31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入場者の手指消毒</li> <li>・マスク着用の要請</li> <li>・ソーシャルディスタンスの確保</li> </ul>	<p>○開催予定日1ヶ月前の7月1日時点で1つでも該当する場合は直ちに中止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大により、松本市を含めた地域で、国の緊急事態宣言あるいは長野県の特別警報(感染警戒レベル4)、非常事態宣言(同レベル5)、まん延防止等重点措置または緊急事態宣言(同レベル6)が発出されたとき</li> <li>・松本市が新型コロナウイルス感染拡大に対して、独自に非常事態宣言または緊急事態宣言を行うとき</li> <li>・その他開催することが危険であると判断される場合</li> </ul> <p>○以下の状況に該当する場合は、慎重に開催を判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県が定める新型コロナウイルス特別感染警戒レベルが3のとき</li> <li>・7月1日以降に市内に新型コロナウイルスのクラスターが発生したとき</li> <li>・首都圏、近隣県、および出場団体の拠点地のいずれかにまん延防止等重点措置または緊急事態宣言が発令されている場合</li> </ul>
観光プロモーション課	国宝松本城氷彫フェスティバル2021	令和3年 1月20日～ 24日	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で中止を決定</li> </ul>
観光プロモーション課	国宝松本城氷彫フェスティバル2022	令和4年 1月21日～ 23日 (実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタッフ及び出場選手の手洗い消毒の徹底</li> <li>・検温の実施</li> <li>・当日参加者(スタッフ等)の名簿作成</li> <li>・マスクまたはフェイスシールドの着用</li> <li>・接触確認アプリ(COCoA)の活用</li> </ul>	<p>○以下の状況に1つでも該当する場合は直ちに中止する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染拡大により、松本市を含めた地域で、国の緊急事態宣言あるいは長野県の特別警報(感染警戒レベル4)、非常事態宣言(同レベル5)または緊急事態宣言(同レベル6)が発出されたとき</li> <li>・松本市が新型コロナウイルス感染拡大に対して、独自に非常事態宣言または緊急事態宣言を行うとき</li> <li>・政府・長野県・松本市が外出の自粛を要請するとき</li> <li>・市内に大雪による避難指示、避難勧告または避難準備が出ているとき</li> </ul> <p>○以下の状況に該当する場合は、慎重に開催を判断する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長野県が定める新型コロナウイルス特別感染警戒レベルが3のとき</li> <li>・1月6日以降に市内に新型コロナウイルスのクラスターが発生したとき</li> </ul>

観光プロモーション課	国宝松本城氷彫フェスティバル2023	令和5年 1月27日～ 29日 (実施)	・密になる可能性があるイベント(氷の滑り台等)を中止し、氷像制作のみ実施	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で開催を決定
観光プロモーション課	松本市イルミネーション2021-2022	令和3年 12月1日～ 令和4年2 月28日 (実施)	・屋外イベントで不特定多数が来場するため、特段の対応なし ※印刷物やホームページで感染症対策の呼びかけあり	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で開催を決定
観光プロモーション課	松本市イルミネーション2022-2023	令和4年 12月1日～ 令和5年2 月28日 (実施)	・屋外イベントで不特定多数が来場するため、特段の対応なし ※印刷物やホームページで感染症対策の呼びかけあり	・類似イベントの開催可否や市内の感染者数を考慮し、実行委員会で開催を決定
文化振興課	まつもと街なかジャズフェスティバル	令和2年 9月19日 (実施)	・観客の検温・消毒の徹底及び連絡先の記入、観客席のソーシャルディスタンス(2m)の確保及び備品消毒、「新しい生活様式」に基づく行動の呼びかけ	・国及び長野県の指針(屋外イベントの開催は、感染防止策を徹底したうえで、人と人の距離(約2m)を十分に確保できること)に基づき開催
文化振興課	第7回信州・まつもと大歌舞伎	令和3年 6月17日 ～22日 (実施)	・人が密集しやすい事業開催の見送り、検温・消毒の徹底、発熱者及びマスク非着用者の入場禁止、飲食・公演中の発声禁止、備品消毒、連絡先の記入、スタッフのPCR検査の実施、換気の徹底	・国から示された感染状況に応じたイベント開催制限(令和3年5月12日からの取扱)に基づき開催
文化振興課	まつもと街なか大道芸&ジャズフェスティバル	令和4年 9月23日 (実施)	・新型コロナウイルスに関する規制緩和により、通常通り開催	・新型コロナウイルスによる行動制限を行わないという国及び長野県の方針により開催
国際音楽祭推進課	2020セイジ・オザワ松本フェスティバル	中止	・全公演中止	【基準】 ・国、県及び市が発表する対応方針、イベントの開催制限及び目安等 ・クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン ・新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドライン(松本市教育委員会) 【経過】 ・5月14日(木):新型コロナウイルス感染症拡大の動向を注視していたが、入国制限等により欧米等からの出演者来日の困難が予想されること、また来場者、出演者、ボランティア等関係者の安全、安心を第一に考え、県、主催者等と協議しフェスティバル中止を発表
国際音楽祭推進課	2021セイジ・オザワ松本フェスティバル	中止 (代替事業として収録したオーケストラコンサートのネット無料配信を実施)	・8月17日(火):緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象の地域からの来場者に向けて抗原検査キットの発送と来場を見合わせる方への払い戻し方針を発表 ・8月20日(金):チケット購入者の登録住所が緊急事態宣言、まん延防止等重点措置対象の都道府県の方に向け抗原検査キットを発送開始 ・8月24日(火):開催中止発表時にすべてのチケット代金の払い戻しを発表 ・9月3日(金)・5日(日):無観客収録したオーケストラコンサートのYouTube配信	【基準】 ・同上 【経過】 ・8月11日(水):県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け子どもたちの安全のため、「教育プログラム」「歓迎吹奏楽パレード」の中止を発表。併せて教育プログラムと同内容のOMFファミリーコンサートの中止を発表 ・8月17日(火):全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、期間前半の一部公演中止を発表 ・8月24日(火):全国的な新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、すべての公演と関連事業の中止を発表
国際音楽祭推進課	2022セイジ・オザワ松本フェスティバル	8/13 ～ 9/9 11/25・26 (実施)	・国及び県、市の対応方針や要請等を順守し、具体的な対応についてはクラシック音楽公演運営推進協議会が作成した「クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」に沿って感染症対策を実施し開催	【基準】 ・同上

スポーツ事業 推進課	第4回松本マラソン	R2.10.4 (中止)	・開催中止 ※ランナーへ参加料全額返金 ※協賛企業へ協賛金全額返金	・当年4月初旬の「緊急事態宣言」を受け、大会長協議及び、実行委員の書面審議の結果、5月1日付で第4回大会の中止を決定
スポーツ事業 推進課	松本マラソン2021	R3.10.3 (中止)	・(新型コロナが直接要因ではないが、豪雨災害の影響により)開催中止 ※ランナーへ参加料一部返金	・開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策室を立ち上げ、対策マニュアルを策定。4項目の開催条件をクリアするとともに、大会当日は検温、体調チェックを全員実施することを参加条件とした。
スポーツ事業 推進課	松本マラソン2022	R4.11.13 (実施)	・大会10日前から体調チェック実施 ・大会当日は検温、体調チェックを全員実施することを参加条件とし、フィジカルディスタンスによる整列とスタート、エイドの個包装、各所消毒液の設置を実施	・開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策室を立ち上げ、対策マニュアルを策定。4項目の開催条件をクリアすることで開催可否を判断
スポーツ事業 推進課	メインアリーナトレ室化計画	令和2年5月20日(水)から5月31日(日)まで(実施)	(1) トレーニング機器の無料提供(詳細別紙) ア 時間 午前9時から午後7時まで(2時間単位で5区分)※期間中毎日実施 イ 定員100人/日(各区分定員20人) ウ 台数 トレーニング機器約30台 (2) 健康教室の開催(詳細別紙) ア 時間 午前、午後各1回(1回約60分)※期間中10回(月、木、土) イ 定員 20人/各回	・新型コロナウイルス感染拡大防止対策により市民の運動の機会が減少していると推測され、感染防止対策に万全を期しながら、市民を対象に、運動機会を提供し、健康増進とストレス解消に寄与するために実施
スポーツ事業 推進課	熟年体育大学 2学年個別トレーニング	令和2~4年度(実施)	・完全予約制で人数制限して実施	・教室運営マニュアルを作成し、マニュアルに沿った対応で実施 (令和2年2月から8月まで総合体育館全館閉館に伴い中止)
スポーツ事業 推進課	熟年体育大学 1学年集団講義	令和2~3年度(実施)	・会場が密にならないような設定で実施	・教室運営マニュアルを作成し、マニュアルに沿った対応で実施 (令和2年2月から8月まで総合体育館全館閉館に伴い中止)
スポーツ事業 推進課	各種教室 (シニア健康教室、親子体操教室、エアロビクス教室、ちょこっとライフアップタイム、パラ☆スポくらぶ)	令和2年度~(実施)	・会場が密にならないような設定で実施	・教室運営マニュアルを作成し、マニュアルに沿った対応で実施 (令和2年2月から8月まで総合体育館全館閉館に伴い中止)
スポーツ事業 推進課	第18回松本クロスカントリー大会	令和2年度(中止)	-	・新型コロナウイルス感染拡大の先が見通せない中、参加者及び運営スタッフの安全を確保することが困難であり、日本陸上競技連盟から示された新型コロナウイルス対策を徹底した開催要件を示す「ロードレース再開についてのガイダンス」に準じた運営が困難であるため。
スポーツ事業 推進課	第19回松本クロスカントリー大会	R3.12.12 (実施)	・大会10日前から体調チェック実施 ・大会当日は検温、体調チェックを全員実施することを参加条件とし、フィジカルディスタンスによる整列、各所消毒液の設置を実施	・開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策室を立ち上げ、対策マニュアルを策定
スポーツ事業 推進課	第20回松本クロスカントリー大会	R4.12.4 (実施)	・大会10日前から体調チェック実施 ・大会当日は検温、体調チェックを全員実施することを参加条件とし、フィジカルディスタンスによる整列、各所消毒液の設置を実施	・開催に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策室を立ち上げ、対策マニュアルを策定
スポーツ事業 推進課	第10回金沢市・松本市スポーツ交流大会	R2 (中止)	-	・令和2年4月13日、石川県独自の緊急事態宣言が発令されたことを受け、金沢市から中止の依頼があったもの。
スポーツ事業 推進課	第11回金沢市・松本市スポーツ交流大会	R3 (中止)	-	・令和2年12月7日付で金沢市に開催中止の依頼文送付
スポーツ事業 推進課	第38回姫路市・松本市スポーツ交歓大会	R2 (中止)	-	・令和2年7月24日現在、兵庫県直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が2.5人を上回ったことを受け、事業実施を中止する判断となった。
スポーツ事業 推進課	第39回姫路市・松本市スポーツ交歓大会	R3 (中止)	-	・令和2年12月7日付で姫路市に開催中止の依頼文送付

スポーツ事業推進課	第8回鹿児島市・松本市スポーツ交流事業	R2 (中止)	-	・令和2年6月12日、両市で検討した結果、開催中止とした。
スポーツ事業推進課	第9回鹿児島市・松本市スポーツ交流事業	R3 (中止)	-	・令和2年12月7日付けて鹿児島市に開催中止の依頼文送付
スポーツ事業推進課	3都市マラソン大会連携事業	R2 (中止)	-	・札幌市、鹿児島市、松本市のマラソン大会が中止されたことに伴い、連携事業についても中止を決定
スポーツ事業推進課	第30回長野県市町村対抗駅伝競走大会、第16回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会	R2 (中止)	-	・新型コロナウイルス感染拡大の先が見通せない中、参加者及び運営スタッフの安全を確保することが困難であり、日本陸上競技連盟から示された新型コロナウイルス対策を徹底した開催要件を示す「ロードレース再開についてのガイドンス」に準じた運営が困難であるため。
スポーツ事業推進課	第30回長野県市町村対抗駅伝競走大会、第16回長野県市町村対抗小学生駅伝競走大会	R3.4.24 (実施)	・大会10日前から体調チェック実施 ・大会当日は検温、体調チェックを全員実施することを参加条件とし、フィジカルディスタンスによる整列、各所消毒液の設置を実施 ・沿道での無観客による実施	・日本陸上競技連盟から示された新型コロナウイルス対策を徹底した開催要件を示す「ロードレース再開についてのガイドンス」に基づき実施。新型コロナウイルス感染症対策室を立上げ、開催可否を判断した。
スポーツ事業推進課	第69回長野県縦断駅伝競走大会	R2 (中止)	-	・新型コロナウイルス感染拡大の先が見通せない中、参加者及び運営スタッフの安全を確保することが困難であり、日本陸上競技連盟から示された新型コロナウイルス対策を徹底した開催要件を示す「ロードレース再開についてのガイドンス」に準じた運営が困難であるため。
スポーツ事業推進課	第70回長野県縦断駅伝競走大会	R3 (中止)	-	・新型コロナウイルス感染拡大の先が見通せない中、参加者及び運営スタッフの安全を確保することが困難であり、日本陸上競技連盟から示された新型コロナウイルス対策を徹底した開催要件を示す「ロードレース再開についてのガイドンス」に準じた運営が困難であるため。令和3年11月27日の主催者会議、チーム代表者会議を経て中止が決定された。

【建設部】

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
都市計画課	景観賞 (景観シンポジウム)	令和2年度 令和3年度 令和4年度 (中止)	・まつもと市民芸術館小ホールで開催を予定していた表彰式を中止した。 ・表彰状・記念品については、郵送等により受賞者へ送付した。	・感染者数が増加傾向にあったこと、受賞者への出席確認の際、感染拡大を理由に欠席する方が多かったため。

【教育委員会】

課名	イベント名	約3年間の 流行中の 開催年月日 (中止の有 無)	約3年間中の開催方法(対処方法)	開催・中止等の判断をした基準・経過等
教育政策課	教育文化センター プラネタリウム投映	令和2年 5月23日 ～ 令和4年 5月23日	・通常投映(土・日・祝)及びイベント投映とともに、人数制限(定員の半数)及び感染症対策を徹底して実施した。またイベント投映の一部は予約制で実施した。 ・(R2.3.7～5.22は閉館のため投映なし、R4.5.24以降は通常対応に戻す)	・市の対策方針及び、子ども、大人、教職員が天文、科学に親しみ学ぶ機会を保障することを第一に考え、感染症対策を徹底して実施した。

生涯学習課・中央公民館	令和3年松本市成人式	延期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2.10.7 定例庁議で開催方法について協議(2部制、来賓及び主催者出席の縮小、式典時間の短縮、感染防止対策の徹底)</li> <li>・2.10.22 定例教育委員会で開催判断について協議</li> <li>・2.10.31 市長一時判断 開催の方向</li> <li>・2.12 延期(中止)を求める内容や開催についての問合せなど市長への手紙3件、電話40件があった。</li> <li>・2.12.14 県新型コロナ感染症対策室へ事前相談・照会。感染防止策徹底のうえで開催いただきたい回答あり</li> <li>・2.12.23 市長レクで、令和3年5月9日へ延期することを決定</li> <li>・2.12.25 令和3年5月9日へ延期することを公開</li> <li>・3.3.18 教育長、教育部長と方針を検討</li> <li>・3.4.7 課長レク(中止の方針)</li> <li>・3.4.9 部長レク(中止の方針)</li> <li>・3.4.12 市長レクで、新型コロナウイルスの急速な拡大に伴い、令和3年5月9日開催予定の成人式中止を決定。定臨時教育委員会で成人式中止について協議、決定</li> <li>・3.4.19 議会経済文教委員協議会で3年5月9日開催予定の成人式中止を報告</li> </ul>
生涯学習課・中央公民館	令和4年松本市成人式	R4.1.9 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策として、対象者を中学校単位で2つに分け、2部制で開催(会場 松本市総合体育館メインアリーナ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.11.29 臨時教育委員会で第6波に備え次の内容で感染防止対策の強化を協議し承認 対象者に感染症予防チェックシート、ワクチン接種証明書などの提出、マスク着用、手指消毒を求める(市ホームページに掲載)</li> <li>・3.12.9 副市長レク。臨時教育委員会で協議し、開催を決定</li> <li>・3.12.21 定例庁議で開催することを報告。抗原検査キットを希望者へ配布</li> <li>・3.12.28 感染症対策の徹底・強化内容を市ホームページに掲載</li> </ul>
生涯学習課・中央公民館	令和4年松本市成人のつどい	R4.8.14 開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年松本市成人式延期に伴う代替式典として開催</li> <li>・感染症対策として、対象者を中学校単位で2つに分け、2部制で開催(会場 キッセイ文化ホール)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3.8.19 教育委員会で成人のつどい(代替式典)開催について協議し、開催に難色を示す意見が多い</li> <li>・3.9.2 市長レクで教育委員会(8月19日)結果報告</li> <li>・3.10.12 教育長から市長へ直接照会。開催しなくてよい考えが強いのを確認</li> <li>※令和3年4月～令和4年1月にかけて、「令和3年成人式を開催してほしい」要望が、市長の手紙8件、課のメール4件あり。</li> <li>※令和3年成人式実行委員も全員開催を希望</li> <li>・3.4.2 松本市成人のつどい開催(8月14日)を検討することについて決裁</li> <li>・3.3.24 定例教育委員会で松本市成人のつどいを8月14日に開催することについて協議。反対意見もあったが、賛成で集約</li> <li>・3.3.29 市長レク。開催決定</li> <li>・3.4.5 庁議で協議</li> <li>・3.4.21 議会経済文教委員会で協議、承認</li> </ul>

生涯学習課・中央公民館	令和5年松本市ハタチの記念式典	R5.1.8 開催	・松本市総合体育館 メインアリーナで1部制により開催	・4.9.8 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、基本的対処方針の変更。感染拡大防止と経済活動の両立を図る ・4.10 市も同様の方針。ワクチン接種の推奨感染症予防チェックシートの提出、マスク着用、手指消毒を求める(市ホームページに掲載) ・4.11.17 教育委員会で協議。ワクチン接種の呼びかけ、チェックリストの市ホームページ掲載予定を確認
中央図書館	読書週間イベント (講演会・書庫ツアー・リサイクル本配布など)	各年10/27～11/9 中止無	・換気、マスク着用、人数制限等を行い開催	・業者別ガイドラインや市の対応方針等の結果を踏まえて判断
中央図書館	定例おはなし会	中央図書館は毎週水曜日、分館は各館で開催	・換気、マスク着用、人数制限(定員制)、短時間での開催	・市の対策本部会議の結果や感染警戒レベル、各館の状況に応じて判断
文化財課	「発掘された松本」松本市遺跡発掘報告会	R3年度 R4年度 (中止)	・会場での開催を中止し、発掘成果を遺跡ごと動画にまとめてYouTubeにて配信	・市の新型コロナウイルス感染症対策の方針による判断
文化財課	「発掘された松本」松本市遺跡発掘報告会2020	令和3年 2月13日 (中止)	・会場での開催を中止し、発掘成果を遺跡ごと動画にまとめてYouTubeにて配信	・市の新型コロナウイルス感染症対策の方針による判断
文化財課	「発掘された松本」松本市遺跡発掘報告会2021	令和4年 2月11日 (中止)	同上	同上 ※ 令和4年度は、定員を設けて令和5年2月11日に会場開催を実施
文化財課	発掘現場現地説明会	R2年度 中止、 R3年度 一部実施	・現地での説明会は原則中止(一部地元町会等対象人数を縮小して実施) ・現地説明を動画にまとめてYouTubeにて配信	・市の新型コロナウイルス感染症対策の方針による判断
文化財課	県宝橋倉家住宅見学会	R3年度 R4年度 (実施)	・R3年8月21・22日延期 ⇒10月16・17日実施 ・R4年10月28・29日実施 ・感染症対策を行い、見学者名簿を作成。	・感染症対策をして実施予定でしたが、レベル上昇により、延期。
文化財課	松本市教育委員会・長野県考古学会共催事業 史跡弘法山古墳講演会	令和2年 12月12日 (実施)	・会場定員を半分とし、事前申込制とした。 ・参加者名簿を作成し、感染者が発生した際に追跡を行えるようにした。 ・検温、マスク着用、手指消毒等感染症対策を施して受付を行った。 ・定期的な会場の換気を行った。	・開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら慎重に判断を行った。
文化財課	殿村遺跡とその時代Xー令和3年度報告会・講演会ー	令和3年 7月22日 (実施)	同上	・開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら慎重に判断を行った。
文化財課	史跡小笠原氏城跡の魅力とこれから	令和2年 8月30日 (実施)	同上	・開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら慎重に判断を行った。

文化財課	林城跡を歩く	令和4年 11月12日 (実施)	・受付時に検温を行った。 ・屋外での登山を伴う講座であったため、2m以上距離が保てない状態で話す際は、マスクを着用するよう注意喚起を行った。	・開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら慎重に判断を行った。
文化財課	松本城夏休み子ども勉強会	令和3年 7月31日、 令和4年 7月30日 (実施)	・参加者を市内在住者のみとした。受付で検温、マスクの着用、アルコール消毒を呼びかける等、感染防止対策を徹底したうえで開催しました。	・開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら慎重に判断を行った。
文化財課	松本城講座～城と火縄銃～	令和3年 12月4日、 令和4年 12月3日 (実施)	・天守防災設備工事により、鉄砲蔵の見学ができなかったため内容を、講座・DVD鑑賞・実際に鉄砲に触れてみるなどの内容に変更して行った。	・開催については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をみながら慎重に判断を行った。
文化財課	噴湯丘観察会	令和2年度 5回実施 令和3年度 4回実施 令和4年度 3回実施	・感染対策を呼びかけたうえで予定通り開催した。 ・令和2年 6月24日、8月6日、11月9日、11月12日、11月29日、 ・令和3年 10月7日、10月14日、11月18日、11月29日、 ・令和4年 10月6日、10月20日、10月23日	以下の理由により開催の判断をした。 ・各回地元小学校や地元住民を対象とした少人数のイベントであること ・屋外開催であること ・当文化財の活用事業の遂行上、開催すべきタイミングが限られていたこと
博物館	各施設の展示観覧	通年	・臨時休館の実施 ・令和2年3月4日～24日、26日～5月31日、令和3年9月3日～12日	・市の新型コロナウイルス感染症対策の方針による判断



2021OMF\_オーケストラ\_コンサート\_B プログラム\_YouTube 配信 ©山田 毅



2021OMF\_開催中止看板(キッセイ文化ホール) ©大窪 道治



2022OMF\_検温実施(キッセイ文化ホール) ©大窪 道治



2022OMF\_手指消毒(松本市音楽文化ホール) ©大窪 道治



まつもと街なかジャズフェスティバル(R2) 開催状況



まつもと街なかジャズフェスティバル(R2) 消毒作業の様子

## 9 市民への感染症対策等の呼びかけ

市長記者会見や市ホームページ、SNS、広報まつもと等により、市民に対して感染症対策、ワクチン接種や支援事業等の周知を行った。

### (1) 「広報まつもと」による市民への情報発信

#### 「広報まつもと」による市民への情報発信

掲載号	掲載内容
2020年4月号	タイトル:新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ ページ数:0.5 内容:市ホームページへの誘導と相談窓口
2020年5月号	タイトル:広報まつもと臨時特別号 ページ数:2 内容:全国に緊急事態宣言発令、松本市に関する情報(施設・イベント・手続き、事業者のみなさんへ、お子さんがいらっしゃる方へ、相談窓口、自宅で簡単筋トレメニュー その他:町会での配布作業による感染の懸念から、通常の広報まつもとの発行を中止し、A4サイズの厚紙1枚、両面カラー印刷で作成。松本市全世帯に郵送
2020年6月号	タイトル:特別定額給付金、特別給付金(事業者)、支援制度一覧、市民税・県民税のお知らせと新型コロナウイルス感染症に関する市税猶予制度について、相談窓口 ページ数:6 内容:各給付金、支援制度(個人向け、事業者向け)、市税猶予制度
2020年7月号	タイトル:新しい生活様式での熱中症対策、災害に備えて(避難時の新型コロナウイルス感染症対策)、個店の魅力を高め、新型コロナウイルスと向き合うために松本市はキャッシュレスを推進します ページ数:1.5 内容:感染予防の3つのポイント、熱中症予防のポイント
2020年8月号	タイトル:子育て支援のための給付金・各種手当のお知らせ、個店の魅力を高め、新型コロナウイルスと向き合うために松本市はキャッシュレスを推進します ページ数:3 内容:臨時特別給付金(コロナにより収入が減少した子育て世帯へ)、キャッシュレスキャンペーン
2020年9月号	タイトル:新しい生活の中で楽しむ工夫を、コロナに負けるな!松本のお店で最大30%戻ってくるキャンペーン、相談窓口 ページ数:3.25 内容:感染防止の3つの基本、県の感染警戒レベル、キャンペーン、相談窓口
2020年10月号	タイトル:相談窓口 ページ数:0.25 内容:相談窓口

「広報まつもと」による市民への情報発信

掲載号	掲載内容
2020年11月号	タイトル:withコロナ～今、私たちにできること～、コロナ禍で見つけた独自の楽しみ方、相談窓口 ページ数:3 内容:感染者や、医療従事者、またその家族への差別や誹り謗ぼう中傷に対する啓発を目的としたインタビュー(国際赤十字心のケア登録専門家の森光玲雄さん) 市民に聞いたコロナ禍の乗り切り方、相談窓口
2020年12月号	タイトル:再確認!感染リスクが高まる「5つの場面」、相談窓口 ページ数:0.75 内容:クラスター予防感・染拡大防止、病原体検査助成、相談窓口
2021年1月号	タイトル:come(calm) to matsumotoキャンペーン、新型コロナウイルス感染症に関する情報 ページ数:3 内容:売り上げが減少している市内の事業者を応援するため、経済活動が低迷する冬場の需要喚起を目的としたキャンペーンの周知 年末年始の注意喚起など
2021年2月号	タイトル:この危機を乗り切るために、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種について(予定)、休業・営業時間短縮の協力要請について、家庭内感染を防ぐには、長野県に医療非常事態宣言 ページ数:5 内容:陽性者の推移、受け入れ病院の現状、感染症予防、ワクチン情報、医療非常事態宣言
2021年3月号	タイトル:新型コロナウイルスワクチンの接種について、デリバリーで飲食店を応援しよう、相談窓口 ページ数:3 内容:接種の概要、相談窓口、ファイザー社製のワクチンについて、テイクアウト、相談窓口
2021年4月号	タイトル:新型コロナウイルスワクチンの接種について ページ数:1 内容:接種会場、接種順位、お問い合わせの多い内容、相談・問い合わせ窓口
2021年5月号	タイトル:新型コロナウイルスの感染再拡大を防ぎましょう、ワクチン接種情報、感染症に関する連絡先 ページ数:2.5 内容:感染対策、高齢者施設等の従業員対象のPCR検査等の費用一部補助、ワクチン接種情報、連絡先
2021年6月号	タイトル:新型コロナウイルスワクチン接種情報 ページ数:2 内容:65～74歳の予約スケジュール、接種の際の注意事項、予約方法、よくある質問

「広報まつもと」による市民への情報発信

掲載号	掲載内容
2021年7月号	タイトル:新型コロナウイルスワクチン接種情報、がんばろう松本！キャッシュレス決済で最大20%戻ってくるキャンペーン、コロナ受診相談センター ページ数:3.5 内容:接種日程、予約方法、接種券の送付、接種方法、モデルナ社製ワクチンの特徴、予約のキャンセルについて、松本市消費応援キャンペーン第4弾、相談センター
2021年8月号	タイトル:新型コロナウイルスワクチン接種情報 ページ数:2 内容:接種日程、接種会場、接種券について、予防接種証明書、接種会場でマイナンバーカードの申請が可能に
2021年9月号	タイトル:新型コロナウイルスワクチン接種情報 ページ数:2 内容:接種日程、優先接種対象者、12～15歳の接種について、ワクチンの高い発症予防効果、松本市保健所長より市民の皆さんへ、抗体カクテル療法、感染対策
2021年10月号	タイトル:新型コロナワクチン全世代に接種を促進、コロナに感染しても重症化しない安心して療養ができる体制や環境を整備 ページ数:2 内容:若い世代の感染者が増加、ワクチンの高い重症化防止効果、他のワクチンとの同時接種不可、松本圏域の診療フロー、基本的な感染対策
2021年11月号	タイトル:新型コロナワクチン未接種の方へ継続して実施、事業者の皆さんを応援します！ ページ数:1 内容:まだ予約していない方へ、事業者対象融資制度資金
2021年12月号	タイトル:新型コロナワクチン3回目接種始まる ページ数:0.5 内容:日程、概要、ワクチン接種証明書に「マイナンバーカード」を活用
2022年1月号	タイトル:新型コロナ第5波検証この冬も基本的対策の徹底を、新型コロナワクチン追加接種の日程決まる ページ数:2 内容:第5波感染の特徴、市内で確認された感染事例、療養体制の整備、新たな変異株に対しても基本的な感染対策は変わりません！、追加接種の概要、マイナンバーカードで接種証明書が取得できます
2022年2月号	タイトル:オミクロン株流行下の保健医療対処方針一体調不良を感じたら、登校や出勤を控えて一、新型コロナワクチン3回目接種一般接種始まる ページ数:3 内容:市民の皆さんにお願いしたいこと(基本的な感染予防対策など)、検査・治療・療養体制、同居する方に感染が疑われたら、3回目接種一般接種の概要

「広報まつもと」による市民への情報発信

掲載号	掲載内容
2022年3月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン3回目接種その時接種できるワクチンで速やかな接種を、松本市第6波対応事業者特別支援金、臨時特別給付金(10万円)を支給します                      ページ数:3                      内容:接種券発送スケジュール、高齢者や基礎疾患がある方は特に接種を推奨、よくある質問、相談窓口、事業者特別支援金の概要、臨時特別給付金概要</p>
2022年4月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報ワクチン接種で重症化予防を                      ページ数:1                      内容:転入者は接種券の発行申請が必要です、1.2回目小児(満5~11歳)の接種</p>
2022年5月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報                      ページ数:0.5                      内容:接種券の発送、ワクチンの種類、会場、個別医療機関での3回目接種は5月まで</p>
2022年6月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報4回目接種が始まります                      ページ数:1                      内容:4回目接種の概要、3回目接種(12歳以上)実施中、小児接種(5~11歳)実施中、予約方法</p>
2022年7月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報、子育て世帯に対する特別給付金、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(10万円)                      ページ数:3                      内容:ノバボックスワクチンの接種について、4回目接種について、マスクの着用3つのポイント、特別給付金概要</p>
2022年8月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報、コロナ禍・物価上昇の影響に対応電気料金物価高騰対応分給付金の支給                      ページ数:1                      内容:ワクチン接種情報、給付金の概要</p>
2022年9月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報                      ページ数:1                      内容:9月実施予定、オミクロン株対応ワクチンの接種について</p>
2022年10月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報                      ページ数:1                      内容:オミクロン株対応ワクチンの接種、小児3回目接種開始、10月の接種</p>
2022年11月号	<p>タイトル:新型コロナワクチン接種情報                      ページ数:1                      内容:オミクロン株対応ワクチンの接種、乳幼児(生後6カ月~4歳)の接種、11月の接種</p>

「広報まつもと」による市民への情報発信

掲載号	掲載内容
2022年12月号	タイトル:新型コロナワクチン接種情報 ページ数:1 内容:オミクロン株対応ワクチンの接種、12月の接種
2023年1月号	タイトル:新型コロナワクチン接種情報 ページ数:0.5 内容:1月の接種
2023年2月号	タイトル:新型コロナワクチン接種情報 ページ数:0.5 内容:2月の接種
2023年3月号	タイトル:新型コロナワクチン接種情報 ページ数:0.5 内容:3月の接種
2023年4月号	タイトル:新型コロナワクチン接種情報 ページ数:1 内容:12歳以上、小児、乳幼児
2023年5月号	タイトル:新型コロナワクチン接種情報令和5年春開始接種 ページ数:0.5 内容:春開始接種概要、初回接種がまだの方、乳幼児

(2) 広報車による呼びかけ

長野県市長会及び長野県町村長会が、感染拡大防止に向け、感染が懸念される大型連休前に県内市町村が一体となって、広報車による広報活動を実施した。

○ 実施日:令和2年4月24日

○ アナウンス内容

- ・新型コロナウイルス感染症の「緊急事態宣言」が発令されています。
- ・市民の皆様には、人との接触をできるだけ避け、不要不急の外出は自粛するようお願いいたします。
- ・やむを得ず出かける際には、混雑する場所や混雑する時間帯を避けるよう気をつけてください。
- ・感染が拡大している地域、特に県外へは連休期間中を含め、決して出かけないよう、お願いします。
- ・感染者などへの不当な差別や偏見があってはなりません。人権への配慮を第一に考え、冷静な行動をお願いします。

## 第2 陽性者の状況

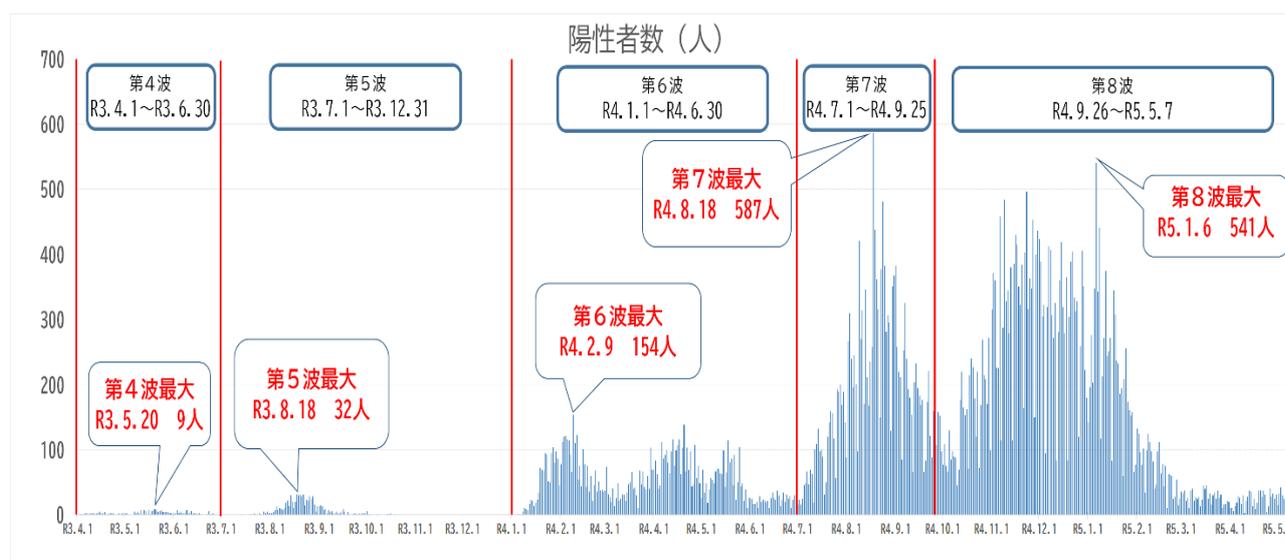
### 1 陽性者数

令和2年2月25日に松本保健所管内で初めて陽性者が発生して以降の松本市で発生した陽性者数

【松本市保健所設置前 R2.2～R3.3】

年	月	県内	松本圏域	内松本市	備考
R2	2月	2	2	不明	保健所単位で発表
	3月	6	3	//	//
	4月	58	7	//	//
	5月	10	0	0	
	6月	1	0	0	
	7月	34	10	3	
	8月	150	9	4	
	9月	49	0	0	
	10月	33	8	7	
	11月	394	10	5	
	12月	469	40	26	
R3	1月	1084	279	209	
	2月	74	12	7	
	3月	413	18	10	
	小計	2777	398	271	

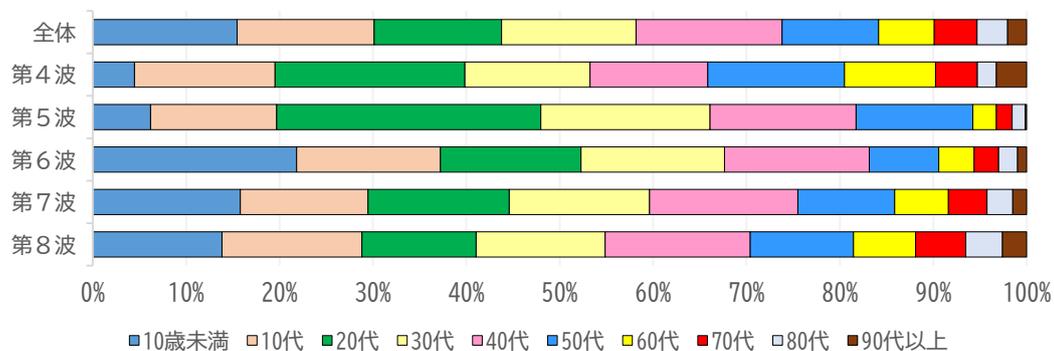
【松本市保健所設置後 R3.4～R5.5】



## 2 陽性者の内訳

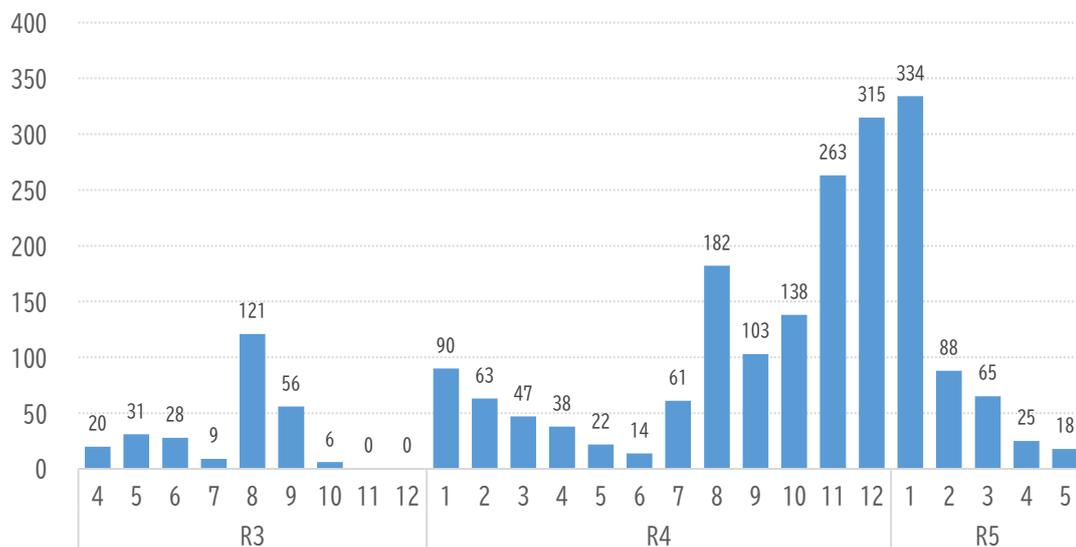
松本市保健所設置以降の感染者の年代別割合

第4波～第8波 年代別



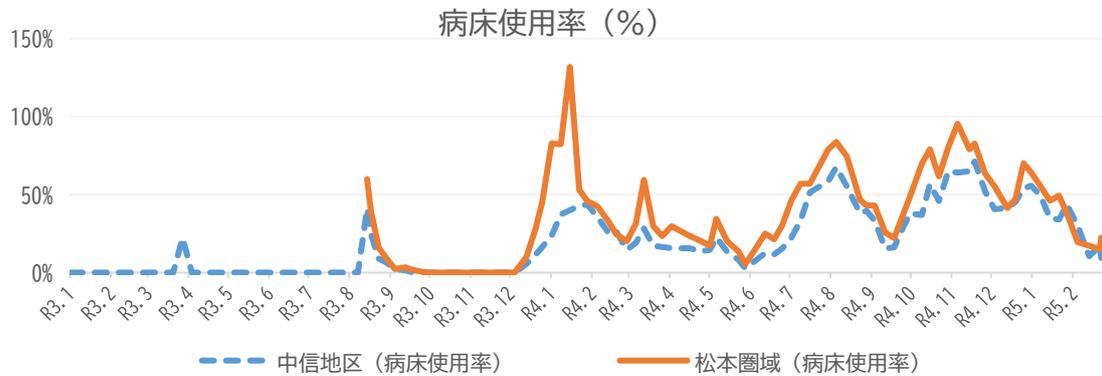
## 3 入院者数

松本市保健所設置以降の入院者数



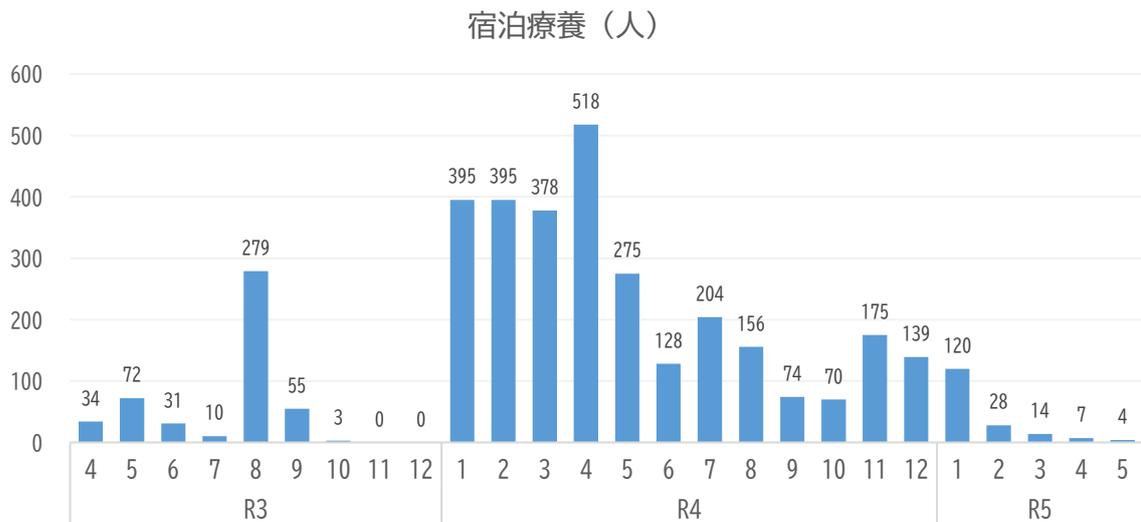
## 4 病床使用率

令和3年以降の病床使用率



## 5 宿泊療養者数

松本市保健所設置以降の宿泊療養者数



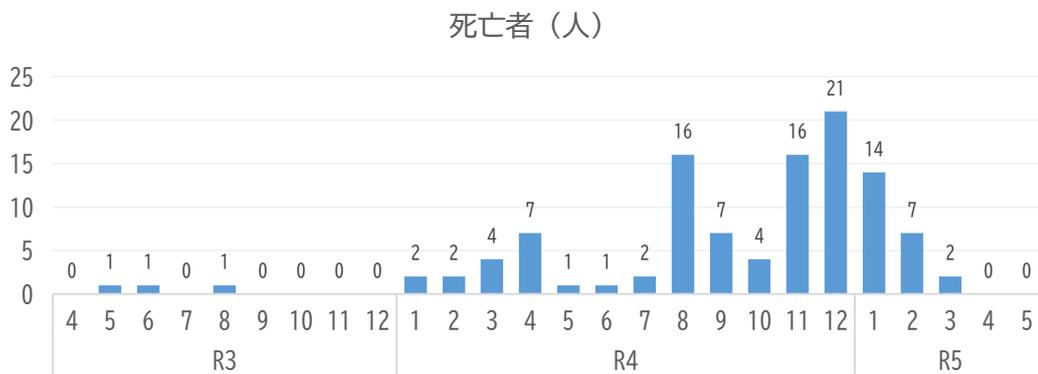
## 6 自宅療養者数

松本市保健所設置以降の自宅療養者数



## 7 死亡者数

松本市保健所設置以降の死亡者数



### 第3 松本市保健所の対応

松本市保健所が設置された令和3年4月1日からの感染拡大の波ごとのまとめ

#### 1 第4波(R3.3.1～6.30)

##### (1) データ (図1)

一日あたり最大新規陽性者数	9人	R3.5.20
陽性者数	246人	R3.4.1から6.30
入院者数	96人	R3.4.1から6.30

##### (2) 総括

令和3年4月に松本市保健所を開設し、これまで長野県が担ってきた感染症対策業務が移譲され、新型コロナウイルス感染症対策を本格的に市として実施することとなった。長野県内が令和3年1月にピークを迎えた第3波の後、市内では、保健所開設直前の3月より第4波に入り、令和3年5月に第4波のピークを迎えた。

まん延防止等重点措置による行動規制が実施され、また、デルタ株の出現などの状況変化があった。これらの不確定要素が多い情報に対して市民の不安が増長され、電話の問い合わせ等の相談件数が増加した。また、全国で社会問題になった患者や濃厚接触者に対する中傷や偏見、医療従事者に対する偏見などについて市内においても課題となった。

この時期には、全患者に対する詳細な積極的疫学調査を行っていた(保健師が聞き取り、事務者が調査票作成)。第4波の感染者増加については、ゴールデンウィーク中の旅行や会食などでの感染、高校の部活動、高齢者施設内における感染が発生したことが一因であったと考えられた。一方で、ほとんどの患者について感染経路が追跡できる事例が多く、濃厚接触者に対しては感染有無を確認するPCR検査を全例実施したため、集団発生(クラスター)に至るケースは限られていた。

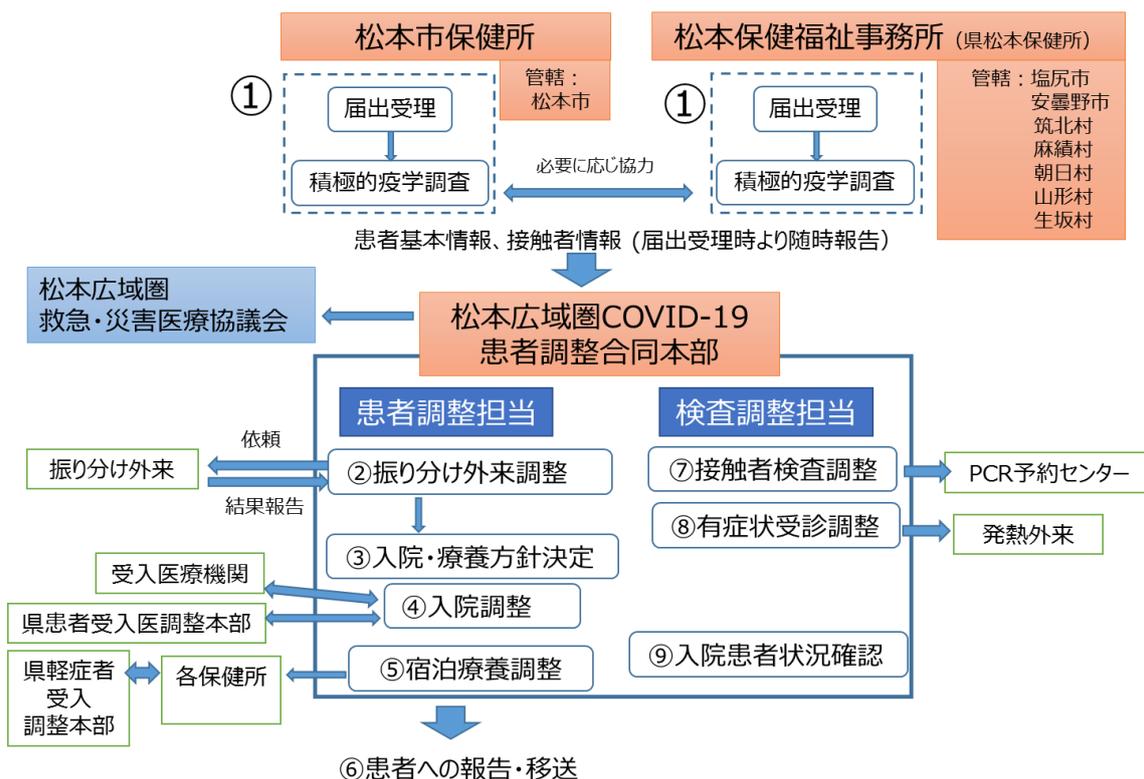
所内体制としては、前年度まで長野県(県庁、保健所)や長野市に研修派遣され、新型コロナウイルス感染症業務を経験した保健予防課職員を中心に対応していたが、患者の増加に伴い、庁内からの事務職員と他課保健師の日替わり応援にて各種対応を行った。

松本市保健所開設により松本圏域は松本保健福祉事務所と2保健所体制となった。松本圏域としての指示命令系統の一元化、体制移行後の混乱回避を目的に、4月1日より「松本圏域COVID-19患者調整合同本部」を2保健

所で協働して立ち上げた。この本部では、各医療機関との入院調整窓口の設置、PCR検査予約センターの設置、集団行政検査会場の設定などを一体的に行ってきた。(図 A)

図 A

## COVID-19松本広域圏患者調整体制 03.31



### (3) 検査体制

濃厚接触者が多数発生し、また、学校や保育園関係の検査を実施したため、前年度から設置していた松本圏域内の2か所のPCR検査センターでは対応が困難となり、臨時的に保健所職員による検体採取による集団検査を実施した。

### (4) 医療体制

松本圏域の医療体制は、令和3年4月に松本広域災害・医療協議会において合意された入院病床調整計画に基づき運用が行われていた。同計画に基づいた医療提供体制の連携体制の構築・維持のため、松本保健福祉事務所と松本市保健所を事務局とし、新型コロナ受入病院の院長、3医師会長、松本広域消防局等から構成された「松本圏域救急・災害医療協議会病院長ウェブ会議」

(病院長会議)」を随時開催し、病床使用状況や救急搬送等の対応について、情報交換や協議を行った(6月1日後方支援病院4病院44床を指定)。(図 B)

図 B

松本医療圏 新型コロナウイルス感染症入院病床調整計画 (2021ver)

松本広域圏救急・災害医療協議会 (R3.4.16)

	医療機関	STEP 1 (散发期)	STEP 2 (新增期)	STEP 3 (急増期)	STEP 4 (爆発期)
入院の必要ない患者(軽症者・症状軽快者・無症状病原体保有者等)	県宿泊療養施設				
	医師会(オンコール医)				
軽症	松本市立病院	10床	16床	37床	
中等症Ⅰ(呼吸不全なし)	安曇野赤十字病院			8床	
中等症Ⅱ(呼吸不全あり)	松本協立病院			3床	
重症(人工呼吸器対応)	まつもと医療センター	3床 *中等症Ⅱ以上	11床 *軽症~重症	15床 *軽症~重症	
	信州大学附属病院	10床	*中等症Ⅱ以上	サテライト病床の開設検討 *中等症Ⅱ以上	
重症(透析患者)	相澤病院	3床		重症3床+中等症15床 *一般患者の中等症Ⅱ以上	
重症(小児)	県立こども病院	2床			

保健所に届け出があった患者は、入院の要否を判断するため、松本市立病院、相澤病院、松本協立病院、まつもと医療センター、安曇野赤十字病院のいずれかを受診し、その際に入院が不要と判断された者は原則として宿泊療養施設に入所となった。(この入院の要否を診断する仕組みは長野県独自の仕組みで、「振り分け診察」という。)

また、中信地区の宿泊療養施設入所者の診察を松本市医師会に依頼し、“オンコール医師”として入所中の患者の診療を行っていただいた。

#### (5) 自宅等療養支援

患者の療養先は、原則として入院または宿泊療養施設であったが、育児等を理由に宿泊療養等が困難な患者は例外的に自宅療養となった。自宅療養の際には、パルスオキシメーター、体温計等の健康観察機器と生活支援物資を自宅へ届ける支援を実施した。自宅療養期間中は、保健所から朝・夕の1日2回の電話連絡による健康観察を実施した。

#### (6) ワクチン接種

令和3年2月24日にワクチンの予約や問合せに対応するため、コールセンターを設置した。

4月からWeb及びLINEで利用できる予約システムを導入した。医療従事者の自院接種が開始され、高齢者の接種券の発送が始まった。

4月28日から市職員と松本市医師会による高齢者施設の巡回接種を実施した。5月8日から、北部、南部、西部保健センター及びアルピコプラザ集団接種会場で高齢者の初回接種を開始した。

6月1日から、新型コロナウイルスワクチン接種担当を設置し専任職員による体制となった。

6月21日から医療機関での個別接種が開始された。個別接種開始に伴い、コールセンターへの予約が殺到したため、コールセンター職員の増員及びコールバック対応を庁内職員動員により実施した。しかしながら、対象者数に対しワクチンの供給が不安定で接種会場も少なかったため市民からの苦情が増加した。

## 2 第5波(R3.7.1~12.31)

### (1) データ

(図1)

一日あたり最大新規陽性者数	32人	R3.8.18
陽性者数	711人	R3.7.1から12.31
入院者数	259人	R3.7.1から12.31

### (2) 総括

令和3年6月後半は感染状況が収束してきたところであったが、東京オリンピックの開催などで世の中の動きが活発になると徐々に感染者数が増加した。アルファ株からデルタ株に置き換わり、令和3年8月に第5波のピークを迎えた。緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が、令和3年9月までの間、ほぼすべての期間で続くこととなり、「緊急事態宣言慣れ」し、引き続きの外出自粛や休業要請に疲弊する声も多く出始めていた。

感染者の増加に伴い、自分が濃厚接触者に該当するのか、患者が職場内で発生したがどうしたらよいかなど、感染に対し不安に思う市民からの相談が増加し、有症状者の相談の電話が繋がらない状況となる。

在留外国人に患者が発生すると、外国語での積極的疫学調査や受診相談対応が難しく、また、生活文化の違いなどから対応に苦慮した。

所内体制としては、庁内応援(兼務職員)の体制が整うまでの数週間は、保健所職員と非常勤保健師中心での対応となり、疫学調査のとりまとめや入院調整を行う特定の職員に過度な負担がかかっていた。このような状況に対して、保健予防課内で、疫学調査、入院調整、施設調査、検査、宿泊療養などの業務分担を決めた。これにより、業務の効率化と継続性を重視した体制で、効率的な業務運営を行うことができた。

第5波終息後は、第4波、第5波のまとめおよび集団感染事例の振り返りを行い、併せて市民周知の資料を作成し、今後の感染拡大に備えた啓発を行った。

### (3) 検査体制

PCR検査センターだけでは検査を受検できる人数に限りがあり、対応が困難となった。家庭内感染や小規模集団の検査はPCR検査センターで実施し、企業等大規模集団は、別途実施した。保育園での検査や濃厚接触者の特定などは、保育課保健師の協力が得られた。また、学校での検査は学校長を始めとする教職員の先生方に協力いただいた。

また、PCR検査センターでは車で移動できる大人のみが対象であったため、小児の検体採取や移動手段がない者の検査の実施については課題が残った。

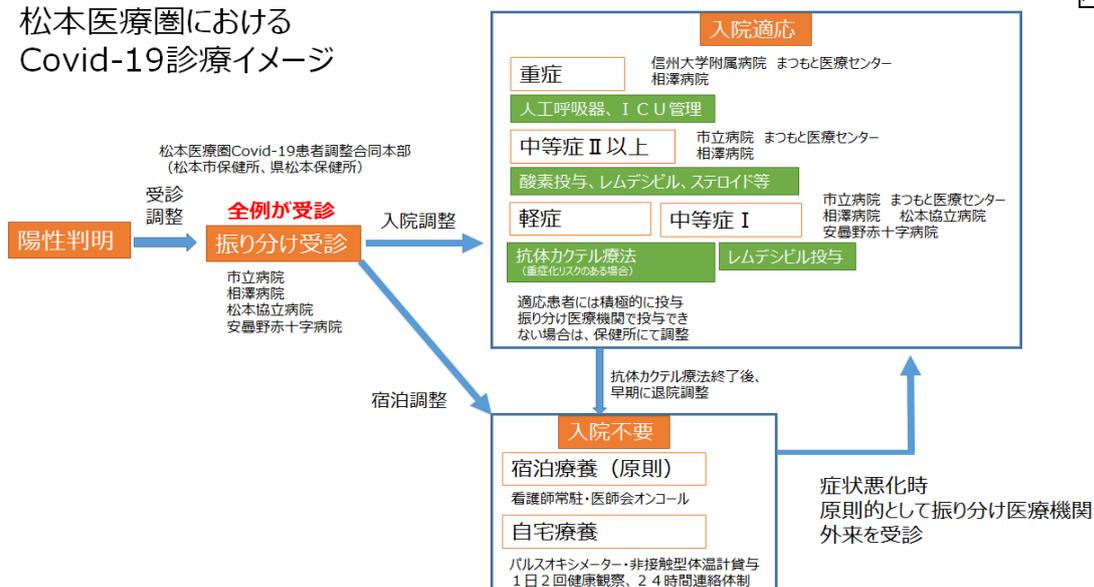
### (4) 医療体制

発熱外来を行う医療機関が限られていたため、帰省中の者等が外来受診を断られるなど、受診先に関する相談が増えた。また、家庭内での感染が増加し、子どもの感染も増えた。小児科で受診・検査できる医療機関が少なかったため、一部の医療機関の負担が増加した。小児の救急体制としては、松本圏域内の小児地域医療センター等で対応し、重症例は県立こども病院への入院・転院とする体制が整備されており、入院医療体制がひっ迫する事態までには至らなかった。

全ての患者に対し振り分け診察を行っていたが、受診枠以上の患者数となる日も出てきて、受診する者の順番調整を行う必要が発生し、重症化リスクのある者や症状が重い者などを優先することとした。また、病床使用率が60%までに上昇したが、入院が必要な者については遅くても翌日までには入院ができたのは、各医療機関の協力体制のおかげであった。

8月から抗体中和療法が導入され、病院長会議などで松本圏域内での積極的活用の方針が確認され、9月より6医療機関が対応を開始した。日帰り対応も可能であったために、早期に積極的に投与し、投与後速やかに宿泊療養施設への移行や退院ができ、重症化予防及び効率的な病床確保が行えた。一方で、抗体中和療法適用の患者と要入院と診断された患者の入院調整を行う必要が生じ、調整を行う病院職員と保健所担当職員の負担は増加した。(図C)

## 松本医療圏における Covid-19診療イメージ



妊婦の患者は、長野県が定める入院医療機関への入院対象とされていたが、令和3年7月以降の患者の急増に伴い、病床がひっ迫しスムーズな入院が困難な場合は、妊娠28週未満であり、妊娠経過が順調でコロナの重症度区分が軽症以下の者について、自宅療養が可能となった。

### (5) 自宅等療養支援

長野県内4か所に宿泊療養施設が設置されていたが、遠方の療養施設を活用しても入所者数が増加し、入所待機者が発生した。入所となるまでの間は自宅療養となるが、その間の健康観察の連絡が遅れるなどトラブルも生じた。この時期も原則として電話連絡による健康観察を行っていたが、対象人数の増加と1件あたりの対応時間がかかることから、健康観察を行える保健師等の専門職の人手不足の問題が発生した。

自宅療養中の患者で30～40代の比較的若い年代であっても症状が悪化するなど、療養中の健康観察に注意が必要な状況であった。

### (6) ワクチン接種

国から高齢者への接種を7月までに終了する方針が示されたため、臨時的に松本合同庁舎での集団接種を実施した。基礎疾患を有する者等への優先接種、64歳以下への接種開始など対象者が拡大し、大学や企業などによる職域接種及び国や県などが主体となって実施する大規模会場での接種も開始となった。

8月以降、60歳以下の予約が開始となり、電話予約からWeb及びLINEで

の予約が主流となった。11月までに初回接種を終了させるとの国の方針が示されたため、アルピコプラザの会場を拡大して集団接種を行った。

12月1日から初回接種から8か月以上経過した医療従事者の3回目接種を開始するが、国・県の方針により接種間隔が6か月に前倒しとなった。

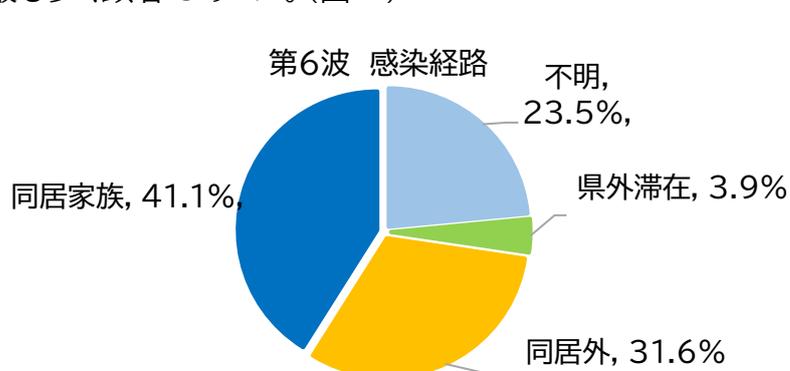
### 3 第6波(R4.1.1～6.30)

#### (1) データ (図1)

一日あたり最大新規陽性者数	154人	R4.2.9
陽性者数	9,503人	R4.1.1から6.30
入院者数	466人	R4.1.1から6.30

#### (2) 総括

令和3年10月から12月までは、感染者数が0人の日が続き小康状態となっていた。令和4年1月から県内にオミクロン株が流入し、感染者数が激増した。第5波までのデルタ株以前では少なかった児童や未就学児の感染により、保育所や学校でクラスターが発生した。また感染経路としては子どもからの家庭内感染が最も多く顕著であった。(図D)



患者数の増加に対して疫学調査様式の見直し、行動歴聞き取りの重点化、事務処理の簡素化(調査票の入力をやめPDFで読み取り保存)など状況に合わせて対応を変更し、多数の患者へ迅速な対応を行っていた。

また、令和4年6月1日から新型コロナウイルス感染症対策にかかる保健所の業務の一部(発生届受理後の事務、専門職による初期対応など)を委託した。

#### (3) 検査体制

第5波までは、まん延防止対策として積極的疫学調査により特定した濃厚接

触者全員に対しPCR検査を実施してきたが、保健所で検査対応できる人数を超えたため、3月からは症状がある者や重症化リスクのある者、クラスター対策を主として実施した。さらに6月からは高齢者施設等の利用者と従業員に重点化した。

#### (4) 医療体制

患者数が増加し、一部の指定医療機関だけでは外来対応が困難になってきたことや、確定診断に抗原定性検査が普及したことなどにより、診療所やクリニックにおける外来診療の体制が広がり、有症時には一般診療機関を受診勧奨するといった方針に協力が得られるようになった。

また、1月から最初に受診した医療機関で入院の要否や重症度診断を行っていただき、振り分け診察を行う対象者を限定した。2月からは自宅療養者への電話診療と薬の処方が開始された。治療薬については、特例承認されたモルヌピラビル(内服薬ラゲブリオカプセル)やニルマトレルビル・リトナビル(パキロビットパック)が登録された医療機関と薬局に配布され、自宅療養患者に処方されるようになった。

これらのことにより、市内の幅広い医療機関からの協力が得られ、新型コロナの入院医療機関への集中を回避することができた。

振り分け診察を行う医療機関も5病院以外の藤森病院と丸の内病院にも新たに協力いただき受診枠を確保することで増加した患者へ対応することができた。

#### (5) 自宅等療養支援

オミクロン株になり感染力の増強と潜伏期間の短縮が認められ、家庭内での感染の広がりが早く2～3日で家族全員が陽性となるが多かった。一方で、高齢者以外の年代での重症例の報告が減少した。患者数の増加に伴い、軽症者の療養場所が宿泊療養施設中心から自宅療養中心となっていった。

入院対象であった高齢者も、軽症の場合は自宅や施設での療養となった。そのため、高齢者施設でのゾーニング等の感染対策の必要性が高まり、ICN(感染管理看護師)の派遣を希望する施設が増えた。

高齢者の受診時にストレッチャーや車いすによる移送需要も生じ、保健所の移送車での対応が困難であったため、介護タクシー業者に委託し、移送を依頼することとなった。

健康観察もすべての家庭への毎日の連絡が困難となったため、MyHER-SYS(マイハーシス)を使った電子媒体による健康観察に移行し、症状が悪化した患者から保健所へ連絡してもらおう対応へ変更した。

#### (6) ワクチン接種

令和4年1月に高齢者の3回目接種の開始前に集団接種等運営委託契約を締結した。これまで、延べ約8,000人の庁内職員動員と協力医療機関等からの動員により集団接種を実施してきたが、職員の疲弊や本来の業務への支障が生じ、また業務の効率化を図るため、集団接種業務を委託した。

3月2日から小児科医の協力のもと、小児(5歳～11歳)への初回接種を開始し、4月29日から12～17歳の3回目接種開始した。また、6月3日から60歳以上、基礎疾患を有する者等への4回目接種を開始した。

### 4 第7波(R4.7.1～9.25)

#### (1) データ

(図1)

一日あたり最大新規陽性者数	587人	R4.8.18
陽性者数	16,480人	R4.7.1 から9.25
入院者数	450人	R4.7.1 から9.25

#### (2) 総括

第6波からの感染者数が下げ止まっていた状況で、第7波を迎えた。まん延防止等重点措置や緊急事態宣言が出されなくなり、行動規制が求められない状況での感染予防対策が実施された。患者の発生動向は第6波と大きな変化はなく、オミクロン株の特徴として全年齢で患者が発生した。

夏季休業の行楽シーズンとも重なり感染者数が令和4年7月上旬から増加し、令和4年8月にピークとなった。山小屋でのクラスター発生や県外旅行者が陽性となり、自宅への帰宅や一般の宿泊施設での宿泊ができず、宿泊療養施設で療養を希望する者も見られた。

高齢者施設や医療機関での集団発生が増加した。

#### (3) 検査体制

濃厚接触者は有症時に一般診療で受診、検査ができるようになったため、検査対象は重症化リスクのある者に限定した。また、抗原検査キットが市販されるようになったため、抗原検査キットの備蓄と有症状時の自己検査実施を呼びかけ、検査結果が陽性となった軽症者は医療機関を受診せず自宅での療養を推奨した。

#### (4) 医療体制

発熱外来のひっ迫を防ぐため、7月29日から同居家族等の濃厚接触者が発症した場合、検査は実施せず、医師判断による「みなし陽性」が開始された。

また、8月10日から抗原検査キットで陽性となった自宅療養可能な軽症者がオンラインで申請をする「陽性者オンライン登録窓口」を設置した。

診療機関が休診となる日曜・祝日においては、休日当番医へ多くの患者が受診し、当番医の負担が大きくなった。

患者の増加とともに119番要請による救急搬送も増加した。症状が軽くても救急要請する事例も増え、救急搬送されるが、入院不要との診断で帰りの交通手段がない者の対応が課題となった。

陽性の妊婦については、入院対象が28週以降から36週以降に変更されたことで妊婦の自宅療養者が増加した。療養期間中の出産間近の妊婦が、かかりつけの産科医療機関での出産が困難であったため、陰圧室がある病院で帝王切開を実施するための入院調整が必要となった。

#### (5) 自宅等療養支援等

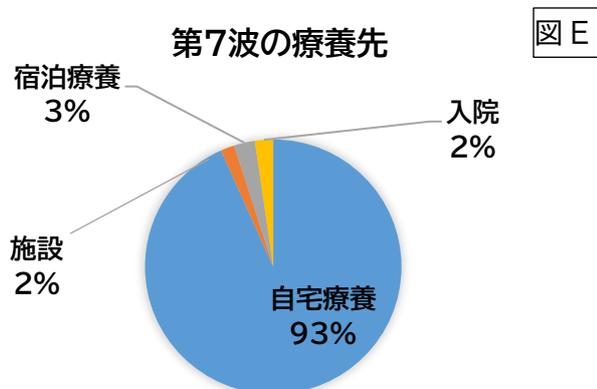
第6波に引き続き家庭内感染が多数となり、自宅療養が主体となる。

(図 E)

宿泊療養施設の入所にあたっては、自宅に重症化リスクがある者がおり、隔離等の感染対策がとれない環境にある者のみを入所対象と限定化した。療養中の病状悪化の相談以上に療養証明書や支援物資

の送付を希望する問い合わせが多く、相談電話が鳴りやまない状況となった。

高齢者の入所系施設での集団感染も増加したため、施設内療養者も急増した。



#### (6) ワクチン接種

令和4年6月から開始した4回目接種の対象者については、重症化予防を目的として60歳以上の者及び基礎疾患を有する者等に対象者が限られていたが、感染者数が急速に増加したことにより、医療従事者や高齢者施設・障がい者施設等の従事者に対象が拡大された。

7月1日から3回目接種者を対象に、集団接種会場で予約なしでの接種対応

を行った。

9月20日から「令和4年秋開始接種」(12歳以上の初回接種完了者を対象としたオミクロン株対応2価ワクチンによる追加接種)を開始した。

## 5 第8波(R4.9.26～R5.5.8)

### (1) データ

(図1)

一日あたり最大新規陽性者数	541人	R5.1.6
陽性者数	35,522人	R4.9.26 からR5.5.8
入院者数	1,400人	R4.9.26 からR5.5.8

### (2) 総括

第7波と同様に感染者数が下げ止まらないうちに第8波に入る。1月には一日あたりの新規陽性者数が第8波のピークを迎えた。

令和4年9月26日から発生届の提出が限定化(\*)されたことにより、65歳以上の高齢者や入院を要する者のみ疫学調査を行うこととなった。この時期より対策の主眼が、まん延防止対策から重症化予防対策へシフトした。また、同様に療養証明書の発行事務も届出対象者のみとなった。

#### \*発生届の限定化

以下の4種類のいずれかの者を診断した場合は、発生届を提出

- ・ 65歳以上の者
- ・ 入院を要する者
- ・ 重症化リスクがあり、かつ、新型コロナ治療薬の投与又は新型コロナ罹患により新たに酸素投与が必要な者
- ・ 妊婦

新型コロナウイルス発生から2年以上が経過し、ウイルスの解明や治療薬の流通、ワクチン接種の普及など、徐々に対策がとられるようになり、通常の医療体制にシフトしていく段階となる。令和5年5月8日から感染症法(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)の類型で5類へと移行した。

### (3) 検査体制

検査対象者を、高齢者施設等の重症化リスクの高い集団のみとした。また、高齢者施設等には、県から抗原検査キットが配布され、施設内で発生した際には検査キットを使った検査も行われ始めた。自主検査や各医療機関での検査が普及したことにより、PCR検査センターで実施する検査数が減り、令和4年1月1日からPCR検査センターを休止した。

#### (4) 医療体制

医療機関での院内感染の発生と高齢者入所施設でのクラスター発生が影響し、11～12月にかけて入院患者数が今までで最大となった。病床使用率も高い状況が続き、入院医療がひっ迫した。

介護老人保健施設など酸素投与や点滴治療が可能な施設は、施設内での医療処置の協力を依頼し、対応してもらった。

高齢者が新型コロナによる重症化より二次的な誤嚥性肺炎や尿路感染症等により、入院治療が必要となる例が多くなった。その結果、第8波が最も死亡者数が多かった。

小児の発熱による熱性けいれんでの救急搬送や入院治療も発生していたが、小児の入院治療については、既存の小児初期救急医療体制により、保健所の入院調整を介さずに医療機関相互の調整により対応がなされていった。

#### (5) 自宅等療養支援

発生届の届け出対象者が限定され、保健所が支援をする者の多くは高齢者となった。独居や高齢夫婦のみの世帯であっても、訪問介護等の在宅サービスを利用して自宅療養を継続するよう介護事業者に支援を依頼した。訪問看護サービスを従来から利用している者は、引き続き看護師による健康観察等のケアが受けられるが、訪問介護サービスや通所系サービスなどの福祉サービスのみの高齢者への療養中の在宅サービスの提供にあたっては、介護職が感染対策を伴う介護ケアに苦慮することが多かった。在宅系の介護サービス事業所などでも平時から感染症予防対策の体制を検討しておくことが必要であった。

#### (6) ワクチン接種

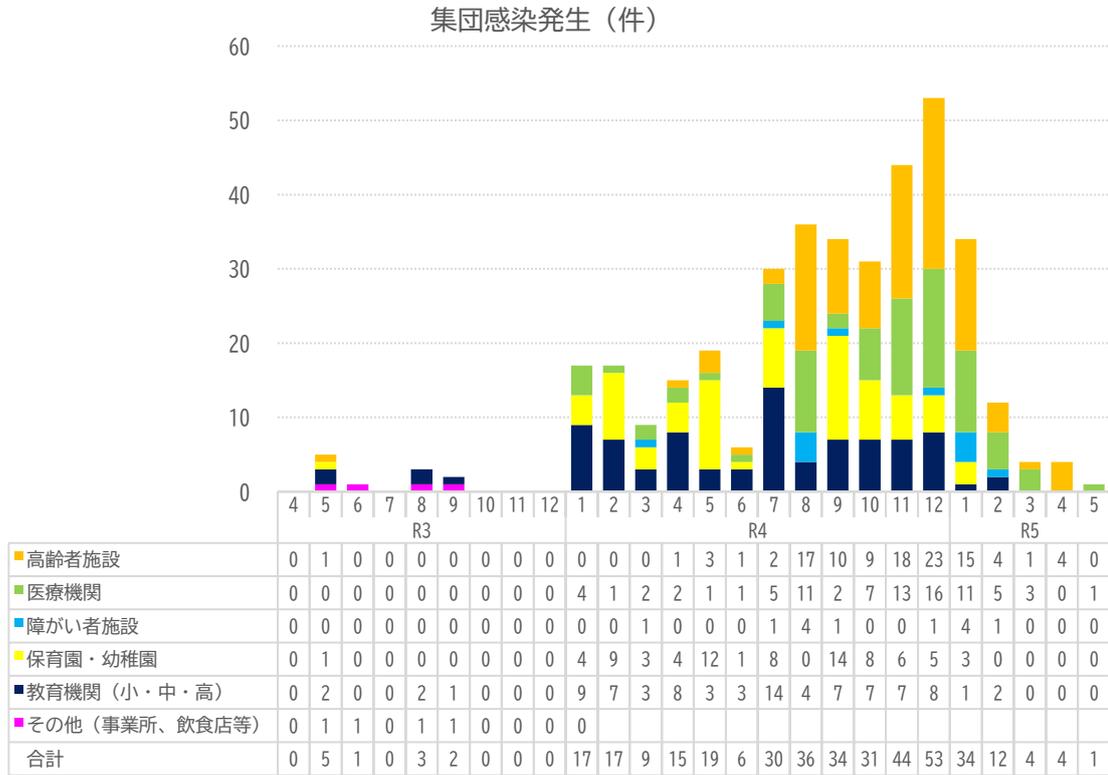
令和4年10月から5回目接種が開始され、接種間隔が3か月に短縮されたことにより、接種対象者が増大する。インフルエンザワクチンの接種時期と重なり医療機関での個別接種の受入れ数が少なく、11月中旬から1か月程度集団接種で毎日700人以上に接種を実施した。

10月3日から小児の3回目接種を開始し、11月14日から乳幼児(生後6か月から4歳)の接種を開始した。接種者の減少により3月27日に集団接種は休止した。

## 6 松本市保健所の対応件数

### (1) 集団感染発生件数

#### 松本市保健所設置以降の集団感染発生件数

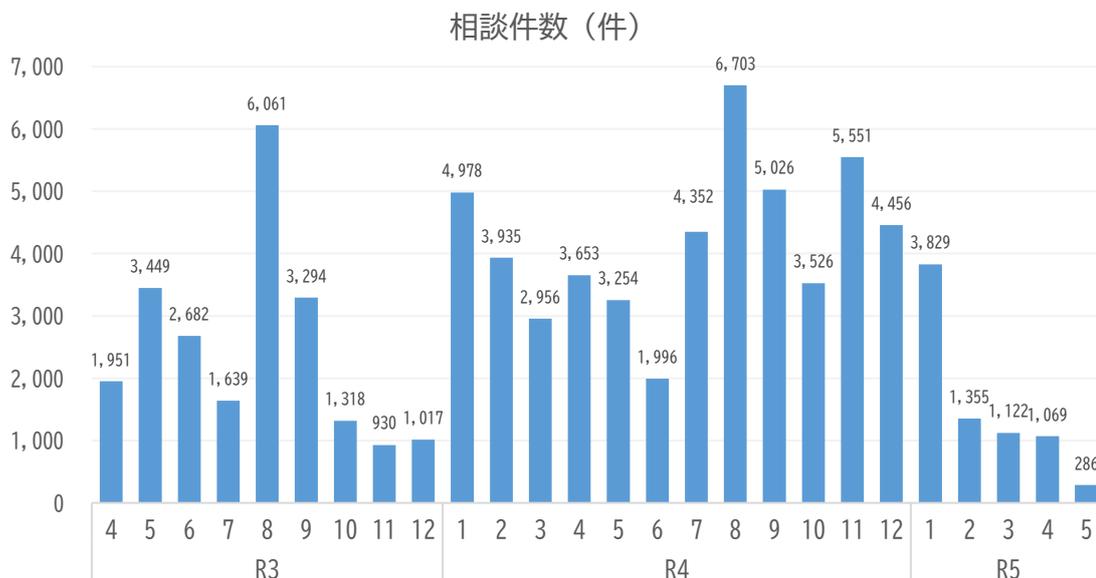


(2) 相談件数

松本市保健所設置以降の相談件数

一般相談や様々な問い合わせに対応する相談電話窓口を開設

有症状者の相談に 24 時間対応するため、「受診・相談センター」を設置

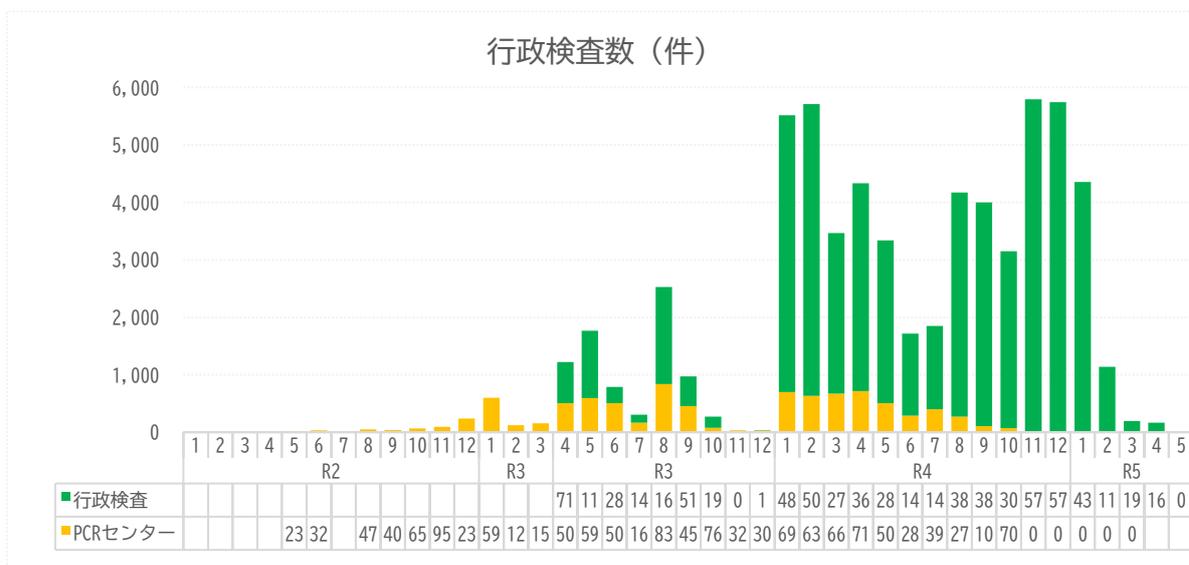


(3) 行政検査数

令和2年以降の行政検査数

県の環境保全研究所等の検査機関及び民間検査機関に検査を委託

接触者の検査や開業医等の紹介検査に対応するため、PCR検査センターを設置



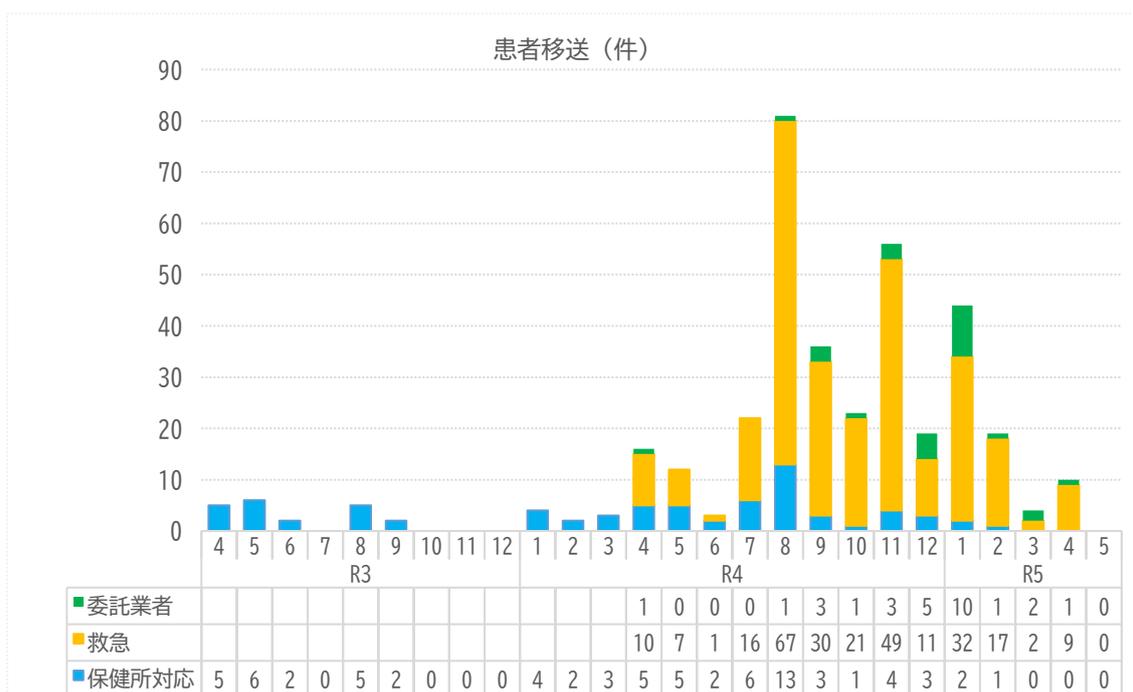
#### (4) 患者移送件数

松本市保健所設置以降の患者移送件数

入院勧告・措置の対象となった患者の医療機関への移送を実施

松本広域消防局と協定を締結し、保健所で移送困難な緊急を要する患者等の移送を実施

車いすやストレッチャーが必要な患者については、民間業者と委託契約を締結し、移送を実施



## 7 松本医療圏における新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の構築(「松本モデル」)

松本医療圏(松本市、塩尻市、安曇野市、生坂村、麻績村、山形村、朝日村、筑北村)では、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制を確保するため、管内陽性者数に応じた病床拡充、重症度に応じた機能分担、感染症以外の救急医療の維持のための機能分担の視点を盛り込んだ松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画を策定し運用を行った。

この体制構築にあたっては、圏域全体で、大規模災害を想定して医療体制を議論し、築き上げてきた地域の医療関係者と行政の協議として設置されている松本広域圏救急災害医療協議会が大きな役割を果たした。

この体制整備を通じ、住民の命と健康を守ると同じ思いを共有しながら、

日頃から顔の見える関係で議論ができる体制の存在が、災害時と同様に感染症対策においても重要であることが改めて認識された。

コロナ患者の重症度などに応じて公立、民間の各医療機関が受入れを分担、連携し、松本医療圏の自治体、病院がワンチームで医療崩壊を防ぐ取り組みは、「松本モデル」として全国的に評価された。

※ 巻末資料に、松本市保健所長が公益財団法人日本都市センターに寄稿した機関紙「都市とガバナンス」第37号 2022年を掲載

## 8 今後の感染症発生及びまん延対策に向けて

今般発生した新型コロナウイルス対応を踏まえ、国または都道府県や関係機関との連携・協力による医療提供体制の確保、マスクや個人防護具等の物資の確保の強化、保健所体制の強化や ICT の活用等による情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施など今後発生し得る新興感染症の発生及びまん延時に備えることが必要である。

### (1) 感染症まん延時における確実な医療の提供

圏域内の医療機関の協力により、新型コロナウイルス感染症の入院及び外来における診療体制を確保することが可能であった。今回、構築された圏域内医療機関の役割分担による医療提供体制について、有事の際には速やかに運用できるように平時から準備をしていく必要がある。また、今回の経験では、高齢者施設内での療養を含め自宅療養者の急増により、在宅における医療や介護の重要性が明らかになった。

今後の高齢社会を考えると、感染を発端とした全身状態の悪化等による入院需要の増加も見込まれる中、入院基準の標準化や病床の確保も必須となる。どのような医療やケアを望むのか、患者自身が前もって考え、家族・施設・かかりつけ医師等と繰り返し話し合いを行うなど、平時から ACP(アドバンス・ケア・プランニング)を確認しておくことも重要である。

### (2) 感染症まん延時のニーズ対応できる検査体制の整備

初期の検査体制については、想定以上の検査数の多さに対し、県環境保全研究所のみでは必要な検査数が確保できず、民間検査機関等の協力がなければ、急速な検査ニーズの高まりに対して応じることができなかった。そのため、平時からまん延時に備えた検査体制が確保されるよう、協力関係の構築が必要である。

(3) 健康危機発生時の保健所の体制機能の強化

新型コロナ発生後に開設した保健所であったが、全国の保健所と同様に感染の拡大のたびに保健所業務がひっ迫した。そういった健康危機の際、所内のBCPや全庁応援体制、外部からの受援体制が整っておらず、積極的疫学調査や情報の収集・発信などの業務が十分に実施できない状況にあった。平時から流行状況に応じて即応できる人員確保などの体制整備と研修や訓練を実施し、保健所体制機能の強化を行っていく必要がある。

(4) 住民への情報提供と相談支援体制の整備

未知のウイルスに対する不安や情報不足、マスク等の物資不足、生活制限によるストレスなどから住民からの相談対応の需要は高く、電話が鳴りやまない日々が続いていた。感染症や予防に関する正しい知識の情報提供を速やかに行い、住民への相談体制を構築する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の発生当初は、患者や医療従事者に対する誹謗中傷等があったことから、感染症は誰もがなる可能性がある病気であり身近なものであることを日ごろから理解を促進していくことが大切となってくる。

(5) 患者の移送を行う体制確保等

感染症法に位置付けられている感染症患者の移送は、保健所において実施することが原則とされている。従来からのエボラ出血熱患者の移送にかかる消防機関との協定により、新型コロナウイルス感染症患者の移送にあっても対応できたが、民間移送機関との連携がなければ、保健所による移送を必要とする者への対応は困難であった。民間移送機関との連携についても平時から備える必要がある。

また、移送や検査等の業務に必要な个人防护具等の不足も問題となった。職員が安全に業務に従事するためにもそういった防護具の備蓄も必要となる。

(6) 自宅療養支援

自宅療養者が増加するにつれて、自宅療養者等の健康観察等の保健所業務のひっ迫や生活支援物資の支給の遅れなどの問題があった。早期に保健所以外の機関との業務連携や民間事業者への委託できる体制が求められる。

高齢者等の自宅療養にあたっては、既存の介護福祉サービスや障害福祉サービスが利用できないといった問題も生じたため、介護サービス事業者等の平時から感染対策の備えが必要となる。

(7) ワクチン接種体制の整備

接種業務の準備・運営にあたっては通常の業務量を大幅に上回ることから、早期から包括的な業務委託を検討するとともに全庁的応援体制により必要な人員を確保する必要がある。

接種券の送付や予約などにおいてICT化を図るなど接種事務を円滑化するとともに、高齢者施設等への巡回接種など接種体制の整備や多人数の接種が可能かつ接種希望者がアクセスしやすい会場の確保を行う必要がある。

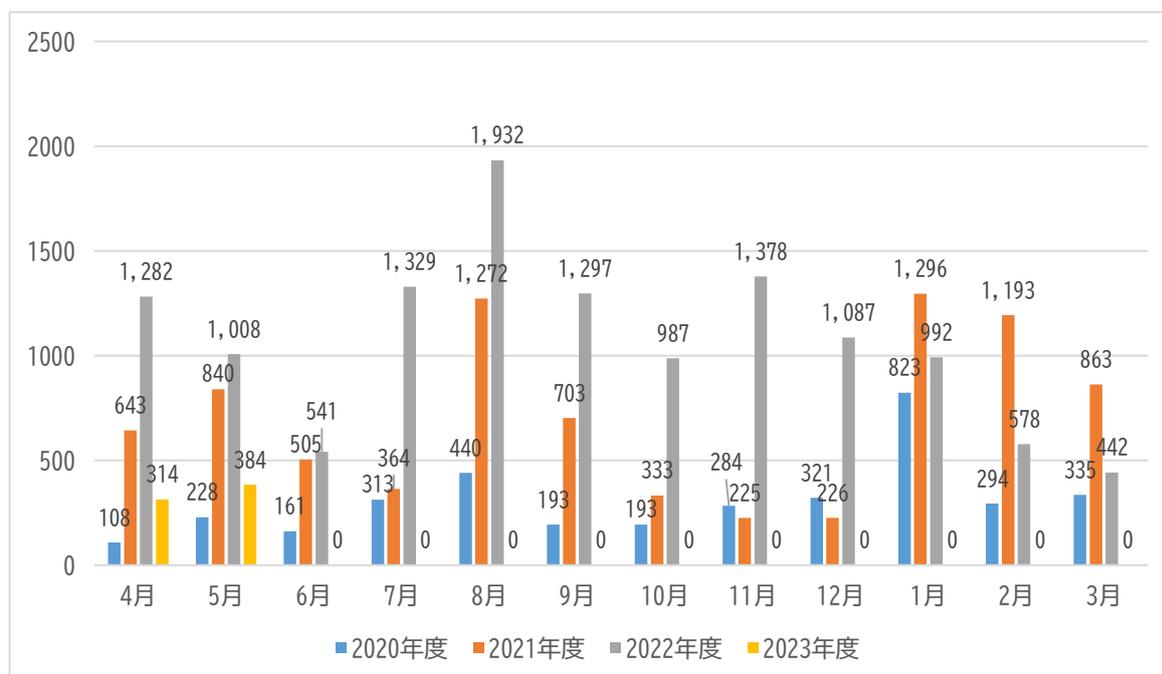
感染症の感染予防や重症化予防にはワクチン接種が有効な手段の一つであり、市民に対してワクチンに関する正しい情報発信を行っていくことも重要である。

## 第4 市立病院の対応

### 1 外来患者数(R2.4～R5.5)

松本市立病院での発熱外来患者の人数

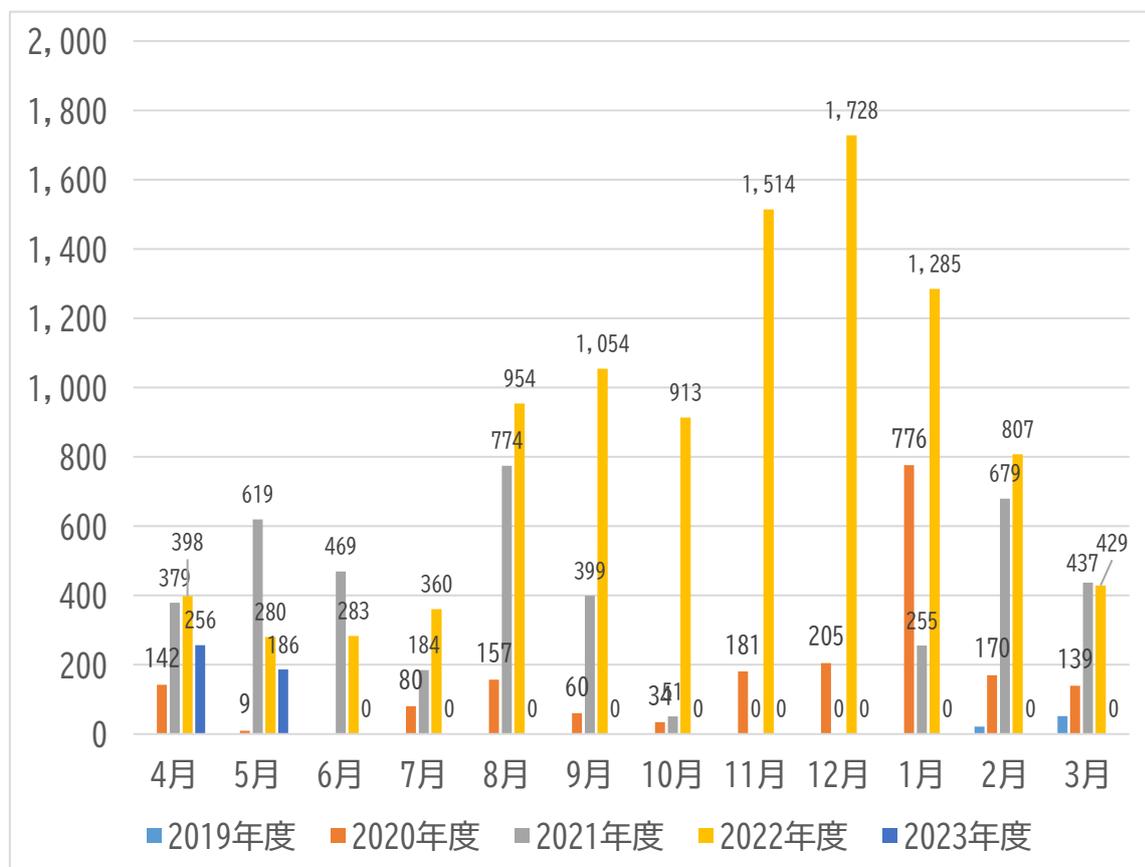
	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	総計
4月	108	643	1,282	314	2,347
5月	228	840	1,008	384	2,460
6月	161	505	541	-	1,207
7月	313	364	1,329	-	2,006
8月	440	1,272	1,932	-	3,644
9月	193	703	1,297	-	2,193
10月	193	333	987	-	1,513
11月	284	225	1,378	-	1,887
12月	321	226	1,087	-	1,634
1月	823	1,296	992	-	3,111
2月	294	1,193	578	-	2,065
3月	335	863	442	-	1,640
総計	3,693	8,463	12,853	698	25,707



## 2 入院患者数(R2.2~R5.5)

松本市立病院における入院患者数

診療月	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	総計
4月	-	142	379	398	256	1,175
5月	-	9	619	280	186	1,094
6月	-	-	469	283	-	752
7月	-	80	184	360	-	624
8月	-	157	774	954	-	1,885
9月	-	60	399	1,054	-	1,513
10月	-	34	51	913	-	998
11月	-	181	0	1,514	-	1,695
12月	-	205	0	1,728	-	1,933
1月	-	776	255	1,285	-	2,316
2月	21	170	679	807	-	1,677
3月	52	139	437	429	-	1,057
総計	73	1,953	4,246	10,005	442	16,719



### 3 職員体制

松本市立病院での外来、入院患者受入れのため、職員を以下のとおり配置した。

#### 外 来

職種	常時配置	応援配置	補足
医師	1	1	
看護師（診察室）	2	2	
看護師（受診調整）	0	1	保健所、診療所、病院、施設等
放射線技師	1	0	CT撮影による重症度診断
事務	0	1	駐車場等患者対応

#### 入 院

職種	常時配置	応援配置	補足
医師	1	2	6床から最大37床を3チームに分けて診療。最大3名COVID-19診療主治医を配置した。
看護師（診察室）	9	x	必要に応じて配置。施設等入所者増加により身の回りの介助の頻度に応じて配置
薬剤師	1	1	
リハビリテーション技師	x	x	必要に応じて配置

## 4 PCR検査

松本市立病院において実施したPCR検査の検体数

(R2.2~R5.5)

	2020年 外部委託を含む	2021年	2022年	2023年
1月		822	915	268
2月	24	264	840	126
3月	87	277	593	81
4月	164	427	807	64
5月	118	632	553	47
6月	139	412	311	
7月	323	254	860	
8月	410	921	943	
9月	279	458	589	
10月	275	214	401	
11月	355	111	554	
12月	426	94	460	
合計	2,600	4,886	7,826	586

総件数 15,898

※検査受付は、毎日、24時間対応

## 5 新型コロナウイルス感染症に対する広報・啓発活動

松本市立病院広報誌「えがお」(市立病院ホームページにも掲載)により、市民に対して感染症への対策及び対応状況の周知を行った。また、市立病院での対応を伝える関連図書も出版された。

掲載号	主な掲載内容
2020年夏号	新型コロナウイルス(COVID-19)の情報提供 新型コロナウイルス感染症の検査方法の紹介 市立病院の感染管理区域パターンの紹介 現場職員のメッセージの紹介 市立病院における新型コロナ対応の軌跡(1月～6月)
2020年秋号	新型コロナウイルス感染症第2波への対応(中村院長) 新型コロナウイルス感染症「今わかっていること、気をつけたいこと」をQ&A方式で紹介 新型コロナウイルス遺伝子検査(自費)の実施紹介 新型コロナウイルス感染症に負けない健康づくりの紹介 市立病院における新型コロナ対応の軌跡(7月、8月)
2021年冬号	市立病院における新型コロナ対応の軌跡(9月～11月) 新型コロナウイルス感染症・インフルエンザ対策動画の紹介
2021年春号	一人ひとりの感染予防・地域をあげての感染対策(澤木感染対策委員長) コロナで入院された患者さんからのメッセージの紹介 新型コロナウイルス感染症診療-激動の1年を振り返って-(中村院長) 市立病院における新型コロナ対応の軌跡(2020.1月～2021.2月)

【関連図書】 ■ 新型コロナ医療崩壊を防げ「松本モデル」の挑戦

著 者 中村雅彦(松本市立病院長)

編 者 松本市立病院新型コロナウイルス感染症対策本部

発行所 信濃毎日新聞社

《松本市立病院を題材としたドキュメント小説》

■ 臨床の砦

■ レッドゾーン(『臨床の砦』続編)

著 者 夏川 草介

発行所 小学館



コロナ対応病床(看護状況)



コロナ対応病床(陰圧装置)



コロナ対応病床(廊下)



病院玄関 検温



発熱外来テント設置



発熱外来テント内部



松本地域 PCR 検査センター打ち合わせ会議



発熱外来 PCR センター

## 第5 ワクチン接種

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの接種について、予防接種法(昭和23年法律第68号)付則第7条に基づく特例臨時接種として、厚生労働大臣の指示のもと、長野県及び医療関係団体と協力し、接種を希望する方に、迅速かつ適正に接種を実施するもの

また、接種に関する事務は、同法第29条の規定により第一号法定受託事務となるため、全額国庫負担となる。

### 1 接種の経過

接種の経過

時期	対応等	
令和2年度		
10月23日	<p>国から、市町村において新型コロナウイルスワクチンが実用化された場合に迅速かつ適切に接種を開始することができるよう、下記のとおり必要な執行体制を計画し、確保するよう、体制確保事業実施要領が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 庁内体制整備</li> <li>(1) 人的体制の整備</li> <li>(2) 接種券発行等に必要な予防接種台帳システム等のシステム改修</li> <li>(3) 通知等の印刷・郵送準備</li> <li>(4) 地域の医療関係団体等と連携した、接種の実施体制の構築の検討及び調整</li> <li>(5) 住民からの問い合わせ等を受け付ける相談体制の確保</li> </ul>	
12月18日	<p>第1回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスワクチンの接種体制の基本設計</li> <li>・ 接種にかかる業務の効率化(事務負担の軽減)</li> <li>・ 接種に必要な物資・物流の確保</li> <li>・ 接種・流通の円滑化</li> <li>・ 接種順位の検討状況</li> </ul> <p>2. 市町村・都道府県において行うべき準</p> <p>(2) V-SYS(ワクチン接種円滑化システム) について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型コロナウイルスワクチンの接種・流通にかかる混乱を回避するため、国や自治体がワクチンの配分量を決定。</li> <li>・ 予め地域毎にワクチンの流通を担当する卸業者を設定しておく。</li> <li>・ 関係者間でワクチン配分などの情報伝達を行うためのシステムの構築等により、円滑な流通体制の構築や大規模な接種体制を実現。</li> </ul> <p>(3) 各ワクチンの取扱いについて</p>	※松本市医師会との協議、調整開始
1月25日	<p>第2回 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業に関する自治体向け説明会</p> <p>(1) 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民への接種体制の確保について</li> <li>・ 改正実施要綱</li> <li>・ 高齢者施設における接種体制</li> <li>・ 接種順位</li> <li>・ ファイザー社ワクチンの取扱い</li> </ul> <p>(2) V-SYSについて②</p> <p>(3) 各ワクチンの取扱いについて(ファイザー②)</p>	<p>※集団接種会場の選定</p> <p>※ワクチン移送用保冷バック等物品の確保</p>
1月29日	<p>○国から年度内に接種券の発送、予約開始の可能性が示されたため接種券に係るシステム改修、印刷・封入・封緘業務の委託契約及び接種に関する問い合わせに対応するためコールセンターと契約を締結</p>	※ディープフリーザー(超低温冷凍庫-75℃)の配置先選定

接種の経過

時期		対応等	
令和2年度	2月10日	全国どこでも接種が受けられるよう、全国統一の様式及び接種費用を用いた接種について全国知事会と日本医師会との集合契約締結	※実施主体として集合契約委任状提出
	2月13日	○松本市医師会において、ワクチン及び接種体制等について説明会実施	
	2月17日	第3回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について③ ・スケジュール ・大臣指示等 ・医療従事者等への接種体制の確保・運用 ・住民への接種体制の確保 ・副反応への対応 ・交付申請 ・ファイザー社のワクチンの取扱い (2)V-SYSについて③  国が選定した医療従事者向け先行接種開始 ○先行接種後に医療従事者等優先接種について、県が主体で調整し接種を実施(～6月末まで)  デジタル庁「ワクチン接種記録システム構築について」説明会 短期間で、全国一斉に接種を実施するため、迅速にデータ化する必要があることから上記システム(VRS:タブレット)を導入し、全接種会場で即時入力することで接種状況の把握を可能とするもの	
	2月24日	○松本市新型コロナウイルスワクチン接種コールセンター開設(受託者)	※3/9～ 梓川支所内に移転
	3月12日	第4回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について④ ・スケジュール ・ワクチン分配 ・住民への接種体制の確保 ・各自治体の準備状況 ・先行調査者健康調査の結果 ・交付申請 ・ファイザーワクチンの取扱い ・V-SYSについて(医療機関における使い方) (2)V-SYSについて④	※3/16 関係部長会議
	3月31日	○北部保健センター集団接種会場運営について実地検証(松本市医師会協力)	※4/1兼務職員3名配置
	令和3年度	4月10日	○集団接種会場となる北部保健センターにおいて、地区住民の方及び松本市医師会協力で受付から接種後の健康観察まで公開シミュレーションを実施
4月12日		第5回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑤ ・スケジュール ・ワクチン分配 ・安全なワクチン接種に向けた取組 ・副反応に係る情報(先行接種者健康調査の中間報告含む) ・国民への情報発信 ・住民への接種体制の確保・接種に係る事務 ・令和3年度の交付申請 ・各自治体の準備状況 (2)V-SYSについて⑤	※国からのワクチンの供給が不安定かつ情報も流動的 ※4/15関係部長会議
4月26日		○75歳以上高齢者へ接種券発送(約39,000人)	

接種の経過

時期	対応等	
令和3年度 4月28日	○高齢者入所施設への巡回接種開始※モデル実施(松本市医師会協力)	※高齢福祉課協同 ※国から7月末までに高齢者の接種を終了させるよう体制強化するよう通知
5月1日	○高齢者(75歳以上)の予約受付開始 想定以上の予約が殺到し、予約できない方多数(未予約者に再度通知)	※74歳以下の接種券発送及び予約時期を遅くする対応
5月8日	○アルピコプラザ4階及び南部、北部、西部保健センターでの集団接種開始 ○75歳以上高齢者の初回(2回)接種開始	※5/7兼務職員配置(3人) ※全庁動員体制で実施
5月10日	○75歳以上の未予約者への再通知(約33,000人) ○65歳～74歳の方への予約延期についてはがき発送(約30,000人)	※全庁動員体制で封入封緘実施
5月15 ～17日	○高齢者(75歳以上)の予約受付開始(再)	※予約受付の補助として、コールセンターに職員を動員 ※5/17兼務職員配置(1人)
5月24日	○病院での接種開始 高齢者(75歳以上)から順次	※5/24健康づくり課専任職員7人配置(東庁舎2階会議室)
5月25日	第6回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑥ ・スケジュールと現状 ・武田/モデルナ社ワクチンについて ・ファイザー社ワクチンについて ・接種体制の拡充 ・各自治体の準備状況 ・安全なワクチン接種に向けた取組 ・副反応に係る情報 (2)V-SYSについて⑥ (3)各ワクチンの取扱いについて②	※医療機関支援で、4月に遡り休日及び時間外加算が適用
6月1日	○65歳～74歳(約30,000人に接種券送付) 6/5予約開始	※6/1兼任及び併任職員配置(9人)
6月5日	○65歳～74歳の接種開始	
6月9日	○高齢者入所施設への巡回接種開始 ※本格実施(松本市医師会協力) 初回(2回) ～7/19まで	
6月16日	○基礎疾患を有する方を優先するため、対象年齢にはがきを送付し、基礎疾患がある方の申請受付(受付期限6/23)	
6月21日	○基礎疾患を有する方へ接種券を順次発送(約14,000人) ○個別医療機関での接種開始(62か所)	※接種の加速化を図るため、大学・企業の職域接種開始
6月22日	○接種加速のためアルピコプラザ4階に加え、6階でも接種を実施 (6/22～11/14)	
6月25日	第1回ワクチン接種証明書発行について自治体向け説明会(デジタル庁)	
6月28日	○基礎疾患を有する方の接種開始	※長野県の集団接種開始 自衛隊、警察、教員等から開始

接種の経過

時期		対応等	
令和3年度	7月3日	○接種加速のため松本合同庁舎に集団接種会場を追加設置 (7/3、4 7/24、25)	
	7月9日	第2回ワクチン接種証明書発行について自治体向け説明会(デジタル庁)	※接種予約のため、松本市公式LINE登録者が2,918人(4/15)から35,874人に増加(7/5時点)
	7月22日	○60歳～64歳予約開始 以下、順次予約開始	
	7月26日	○海外渡航を目的としたワクチン接種証明書の申請受付開始	※各支所・出張所でも申請可能
	7月30日	第7回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑦ ・コロナワクチンの接種状況と今後の分配について ・武田/モデルナ社ワクチンについて ・アストラゼネカ社ワクチンについて ・安全なワクチン接種に向けた取組 ・接種体制について ・費用請求等について ・副反応に係る情報 ・各自治体の取組状況 (2)V-SYSについて⑦	
	8月5日	○高校受験生、就活、保育士、消防団等の優先接種電申請受付開始 ※接種開始(8/16～)	※矯正施設(少年刑務所)接種開始
	8月16日	○50歳～64歳の接種開始	
	8月22日	○40歳～49歳の接種開始	
	8月26日 ～ 11月2日	○初回接種(2回)加速のため、16歳以上の市民で、会場に30分以内に 来られる方へのキャンセル枠対応開始 ・市から接種会場と時間を電話連絡し、指定された会場で接種	※県の大規模接種(中信会場)開始(8/26) 飲食業、理美容業など団体及び会社単位で申請し接種
	8月27日	○妊娠中の方及びそのご家族の接種事前電子申請受付開始 ・接種開始(8/31～)	
	8月30日	○高校寮生等団体の接種(アルピコプラザ集団接種会場)	※団体単位で事前とりまとめ
	9月5日	○16歳～39歳の接種開始	
	9月6日	○中学3年生(受験生)の接種開始	
9月7日	○市調整等による職域接種開始 ・旅館・飲食団体、教職員等		

接種の経過

時期	対応等	
令和3年度  9月22日	第8回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑧ ・今後の追加接種の体制確保について ・交差接種について ・1・2回目接種について ① 接種の状況 ② 今後のワクチンの供給について ③ 安全なワクチン接種に向けた取組 ④ 接種体制について ⑤ 職域接種の2回目接種の機会確保について ⑥ 副反応に係る情報 (2)各ワクチンの取扱いについて③	※県の大規模接種(中信会場)対象拡大(9/4以降) 接種時満18歳以上かつ、40歳以上及び妊婦とその家族を優先(2日前まで予約可能)  ※県職員職域接種(松本歯科大学会場) 妊婦及びその家族を追加  ※3回目接種に向けて、接種体制検討
9月27日	○12歳～14歳の接種開始(9/22予約開始) ○要件緩和により、海外用及び国内用2種類のワクチン接種証明書申請受付開始	※各支所・出張所でも申請可能
11月17日	第9回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑨ ・追加接種のスケジュール ・大臣指示の改正等 ・追加接種用のワクチンの供給について ・追加接種の接種体制について ・1・2回目接種について ・小児への接種体制について ・職域接種について ・副反応に係る情報 ・安全なワクチン接種に向けた取組 ・3回目接種について(18歳以上の2回接種完了者) ・小児(5-11歳)の新型コロナワクチンの接種について ・特例臨時接種の期間について ・現行の期間(令和4年2月28日まで)を令和4年9月30日まで延長 (2)V-SYSについて⑧	※3回目接種の体制等について医師会説明会実施(11/19)  ※松本市医師会において、職員動員による接種体制から包括的委託契約への移行について協議(11/30)
11月21日	○アルピコプラザ及び南部、北部、西部保健センター会場の集団接種での初回接種終了 ○全庁動員体制による接種終了  ○令和3年4月までに初回接種を完了した医療従事者から順次接種券を発送	※以降は、市立病院と協立病院のみで期間を限定した初回接種を継続
12月1日	○医療従事者接種開始(3回目)	
12月13日	デジタル庁 ワクチン接種証明書のデジタル化について自治体説明会	
12月20日	○スマートフォンアプリによる電子版ワクチン接種証明書の開始	※デジタル庁公式「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」とマイナンバーカード使用
12月24日	第10回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑩ ・今後のスケジュール全体像 ・大臣指示の改正等 ・ワクチン等の供給スケジュール ・8か月以上の経過を待たずに実施する追加接種(3回目) ・追加接種の接種体制構築 ・小児への接種体制構築 ・副反応に係る情報 ・その他 (2)V-SYSについて⑨	※5歳から11歳の省に接種等について医師会と打ち合わせ会議(12/23)

接種の経過

時期		対応等	
令和3年度	12月28日	○令和3年7月31日までに初回接種を終了した65歳以上高齢者の方対象に、市が接種日を指定する先行予約接種の電子申請受付開始 ・コールセンター受付1月5日開始	
	1月20日	○集団接種等運営委託契約(プロポーザル方式)締結 これまでの職員動員による集団及び巡回接種から、包括的に事業を運営することとなり、職員の負担軽減とよりスムーズで安定した接種体制となる。	※コールセンターを梓川支所内から大名長町NTTビルに移転(1/17)
	1月28日	第11回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について① ・医療従事者等及び高齢者施設等の入所者等に対する追加接種の2か月前倒しについて ・ほか高齢者についても順次前倒し接種することについて ・接種スケジュールについて (2)V-SYSについて⑨ (3)各ワクチンの取扱いについて④	※3回目先行予約高齢者への予約確定はがき発送 ※接種の前倒しに伴い、接種の予定がある高齢者施設等の接種券をまとめて送付する等対応
	2月7日	○医療機関での接種開始(3回目)	※県の大規模接種開始 ・松本合同庁舎(2/7～) ・信州スカイパーク体育館(2/9～)
	2月10日	○キャンセル待ち電子申請受付開始	
	2月15日	○集団接種開始(3回目) 高齢者の先行接種開始 ○接種機関の2か月前倒しに伴い、初回接種終了後6か月経過後に接種券発送	※集団接種会場はアルピコプラザ会場のみ
	2月22日	○64歳以下(基礎疾患を有する方)の接種券順次発送 届き次第予約開始	
	3月17日	○5歳から11歳の小児用接種について(下記の優先順位で開始) ①長野県立こども病院及び信州大学医学部附属病院の入院・通院患者等については事前にとりまとめ ②基礎疾患を有する方 ③一般小児(3/17予約開始、3/21接種開始)	
	3月25日	第12回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑫ ・追加接種の更なる前倒し ・ワクチン等の供給スケジュール ・小児への接種体制構築 ・追加接種について ・職域追加接種について ・副反応に係る状況 7. その他 (2)V-SYSについて⑩ (3)ワクチンの取扱いについて(武田(ノババックス)①)	
令和4年度	4月5日	○接種促進のため、集団接種会場(アルピコプラザ4階)で、予約なし接種を実施	※県接種会場は、4月以降松本合同庁舎のみで実施
	4月20日	○12歳から17歳の3回目の接種券発送、予約開始 (初回接種終了後6か月後に順次発送、予約)	※ゴールデンウィーク中もアルピコプラザで集団接種実施

接種の経過

時期		対応等	
令和4年度	5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○4回目接種開始</li> <li>3回目接種から5か月経過した重症化リスクの高い方等に限定</li> <li>・60歳以上の方</li> <li>・18歳以上60歳未満の基礎疾患を有する方</li> <li>・医療従事者等及び高齢者施設等の従事者</li> </ul>	<p>※対象者の把握ができないため、3回目接種後5か月経過した18歳以上の方全員に接種券を順次送付し、本人申告により予約</p>
	7月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ノババックスワクチンの接種開始(アルピコプラザ6階)</li> <li>・ファイザーやモデルナワクチンにアレルギーのある方も接種可能</li> <li>・副反応が比較的少ない</li> </ul>	
	7月26日	<p>第14回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会</p> <p>(1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保</li> <li>・4回目接種の対象者拡大について</li> </ul> <p>(2)V-SYSについて⑬</p> <p>(3)各ワクチンの取扱いについて(ファイザー社・武田社・モデルナ社)</p> <p>○書面交付及びスマートフォンアプリによる電子版ワクチン接種証明書に加えて、コンビニでの発行が可能となる</p>	<p>※県が、イオンモールまつもとで3回目接種を実施(6/19～7/3)</p> <p>・券なし、予約なし接種も可能としたため市としてサポート</p>
	8月9日	<p>第15回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会</p> <p>(1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑮</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株対応ワクチンの接種について</li> <li>・4回目接種の対象者について</li> <li>・ワクチン等の供給スケジュール</li> <li>・小児の新型コロナワクチンの接種について</li> </ul> <p>(2)各ワクチンの取扱いについて(ファイザー社・モデルナ社)</p>	
	9月6日	<p>第16回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会</p> <p>(1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について⑯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株対応ワクチンの接種について</li> <li>・小児の新型コロナワクチンの接種について</li> <li>・乳幼児の新型コロナワクチンの接種について</li> <li>・新型コロナワクチンに係るエビデンス等</li> </ul> <p>(2)各ワクチンの取扱いについて(ファイザー社・モデルナ社)</p>	
	9月16日	<p>第17回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会</p> <p>(1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株対応ワクチンの接種について</li> <li>・ワクチン等の供給スケジュールについて</li> </ul> <p>(2)各ワクチンの取扱いについて(ファイザー社・モデルナ社・武田社)</p>	
	9月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和4年秋開始接種開始(オミクロン株対応2価ワクチンの接種)</li> </ul>	
	10月12日	<p>第18回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会</p> <p>(1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・オミクロン株対応ワクチンの接種について</li> <li>・乳幼児の初回接種について</li> <li>・ワクチン等の供給スケジュール</li> <li>・副反応に係る状況</li> </ul> <p>(2)各ワクチンの取扱いについて(ファイザー社・モデルナ社)</p>	



接種の経過

時期		対応等	
	3月27日	第26回 新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保に係る自治体向け説明会 (1)新型コロナウイルスワクチンの接種体制確保について ・令和5年度の接種について ①春開始接種:5~8月 ②秋開始接種:9~12月 ・副反応に係る状況 ・予防接種健康被害救済について (2)各ワクチンの取扱いについて(ファイザー社、モデルナ社)	※令和5年度春開始接種について、対象者の把握ができないため、初回接種完了後3か月経過後に接種券順次発送
令和5年度	5月8日	○令和5年度春開始接種開始 対象は、下記の重症化リスクの高い者及び感染リスクの高い者 ・65歳以上高齢者 ・基礎疾患を有する者 ・医療従事者・介護従事者	※接種予約のための松本市公式LINE登録者が64,284人に増加

## 2 職員体制

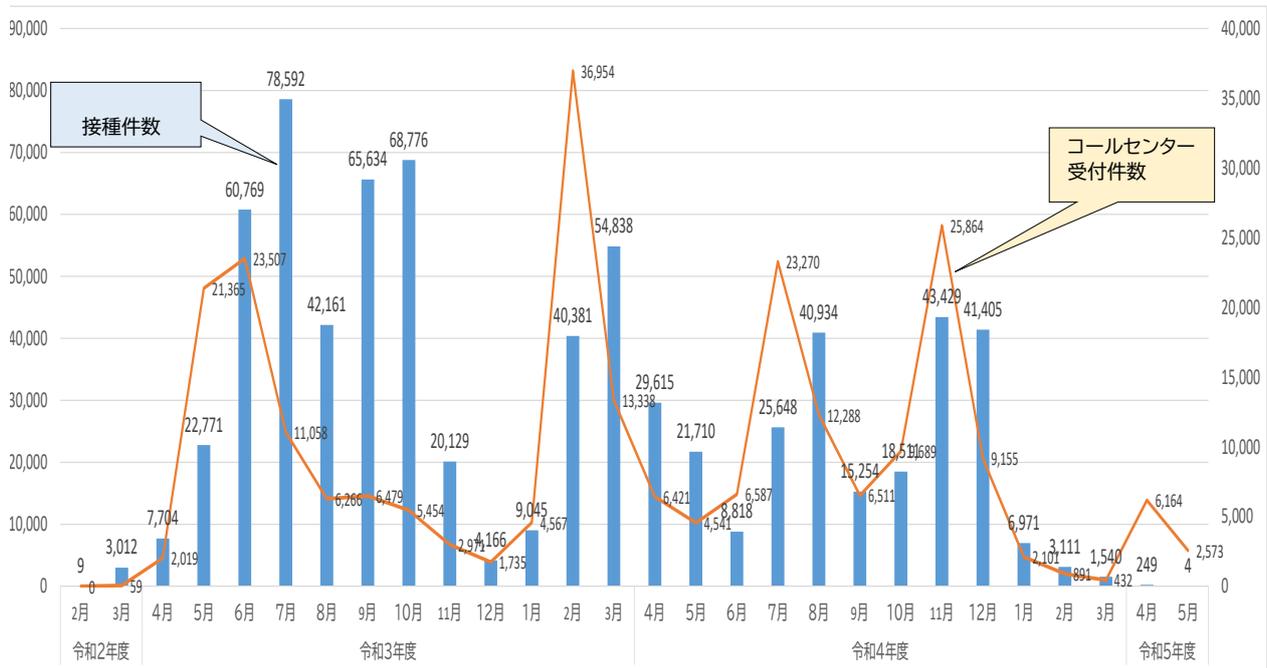
令和3年5月24日新型コロナウイルスワクチン接種担当配置

迅速かつ適切な接種を推進するため、健康づくり課内に事業専従職員を配置し、接種体制を強化した。

主な業務	健康づくり課	兼務・併任 ※応援配置 (R3.6.1~)	兼務 (R3.5.7 ~8.31)	会計年度 (R3.6.1~)	人数計
統括(担当課長)		R3.5.24~	1		1
事務、各調整、契約等	1	1	1		3
集団・巡回接種運営	2	5	うち2人 R3.4.1~4	3	14
予約設定・管理、広報、接種券発送、接種証明書発行等	1	3	1	2	7
ワクチン管理・配送、統計	2	R3.5.17~	1	0	3
合計	6	11	6	8	31

### 3 接種等の状況

(1) 各月の接種状況とコールセンター受付数の推移(R3.2.17~R5.5.7)



(2) 年齢別・回数別接種状況(R3.2.17~R5.5.7)

接種済(件)	区分	住民基本台帳人口(R5.4.1)	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	合計
	65歳以上	67,015	62,818	62,666	61,174	56,042	49,548			
60歳~64歳	13,695	12,229	12,206	11,667	10,027	7,031				53,160
50歳~59歳	33,612	29,180	28,954	26,654	18,802	8,101				111,691
40歳~49歳	33,117	28,567	28,485	24,780	13,781	4,660				100,273
30歳~39歳	24,819	19,275	19,226	16,116	7,515	2,379				64,511
20歳~29歳	23,303	16,635	18,198	14,365	5,960	1,613				56,771
12歳~19歳	17,655	13,384	15,408	10,771	4,399	672				44,634
5歳~11歳	14,105	4,138	3,978	1,802	405	133				10,456
生後6カ月~4歳	8,399	474	453	414	101					1442
合計	235,720	186,700	189,574	167,743	117,032	74,137	0	0		735,186

接種率(%)	区分	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目
	65歳以上	93.74%	93.51%	91.28%	83.63%	73.94%	0.00%	0.00%
60歳~64歳	89.30%	89.13%	85.19%	73.22%	51.34%	0.00%	0.00%	
50歳~59歳	86.81%	86.14%	79.30%	55.94%	24.10%	0.00%	0.00%	
40歳~49歳	86.26%	86.01%	74.83%	41.61%	14.07%	0.00%	0.00%	
30歳~39歳	77.66%	77.46%	64.93%	30.28%	9.59%	0.00%	0.00%	
20歳~29歳	71.39%	78.09%	61.64%	25.58%	6.92%	0.00%	0.00%	
12歳~19歳	75.81%	87.27%	61.01%	24.92%	3.81%	0.00%	0.00%	
5歳~11歳	29.34%	28.20%	12.78%					
生後6カ月~4歳	5.64%	5.39%	4.93%					
全体	79.20%	80.42%	71.16%	49.65%	31.45%	0.00%	0.00%	

・対象者は、令和5年4月1日時点の住民基本台帳の人口

・接種数は、各接種会場が接種実績をワクチン接種記録システム(VRS)を通して報告した数値を集計(松本市外で接種した者を含む)

・接種医療機関数は令和3年度は114医療機関、令和4年度は126医療機関、令和5年度は6医療機関

(3) 接種証明書発行件数(R3.7.20~R5.5.31)

種別	アプリ	紙(窓口)	コンビニ	合計
件数	41,712	3,499	459	45,670

#### 4 集団接種(R3.5~R5.10)

集団接種会場は、市の施設である各保健センターのみの実施を考えていたが、市内の接種希望者数が保健センターの許容数を超える見込みとなったため、保健センターに加え、立地場所、会場の広さや交通の利便性を考慮し、高齢者や障がい者等誰でも行きやすい、バスターミナル(アルピコプラザ)ビルに接種会場を開設した。

##### (1) 月別接種者数(12歳以上)

○令和3年5月～11月<職員動員による接種体制>  
接種数:初回(1.2回)

(人)

会場	南部保健センター			北部保健センター			西部保健センター			合同庁舎		
	1回	2回	合計	1回	2回	合計	1回	2回	合計	1回	2回	合計
令和3年5月	989	247	1,236	1,003	226	1,229	1,160	234	1,394	—	—	—
6月	1,078	996	2,074	1,051	1,005	2,056	1,726	1,227	2,953	—	—	—
7月	892	1,309	2,201	854	1,257	2,111	1,251	1,913	3,164	1,446	1,410	2,856
8月	7	437	444	7	425	432	380	613	993	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—	2,493	1,270	3,763	—	—	—
10月	529	515	1,044	1,032	525	1,557	2,234	1,565	3,799	—	—	—
11月	—	—	—	—	—	—	0	2,210	2,210	—	—	—
合計	3,495	3,504	6,999	3,947	3,438	7,385	9,244	9,032	18,276	1,446	1,410	2,856
日数(日)	32			36			54			4		

会場	アルピコプラザ4階			アルピコプラザ6階			合計		
	1回	2回	合計	1回	2回	合計	1回	2回	合計
令和3年5月	3,840	127	3,967	0	266	266	6,992	1,100	8,092
6月	5,900	6,519	12,419	3,755	266	4,021	13,510	10,013	23,523
7月	7,053	6,080	13,133	5,078	8,423	13,501	16,574	20,392	36,966
8月	7,114	6,048	13,162	1,003	507	1,510	8,511	8,030	16,541
9月	9,820	8,821	18,641	3,015	2,504	5,519	15,328	12,595	27,923
10月	10,000	9,797	19,797	2,987	4,050	7,037	16,782	16,452	33,234
11月	321	8,625	8,946	1	1,939	1,940	322	12,774	13,096
合計	44,048	46,017	90,065	15,839	17,955	33,794	78,019	81,356	159,375
日数(日)	149			72			347(16)		

※再掲(小児接種)

○令和4年2月～令和5年3月<委託>  
接種数:初回(1.2回)～5回  
接種会場:アルピコプラザ4階

月	接種者数(人)		合計(人)	実施日数(日)
	市民	住所圏外		
令和4年2月	5,935	16	5,951	12
3月	12,517	89	12,606	27
4月	6,837	115	6,952	22
5月	5,607	78	5,685	12
6月	5,305	102	5,407	16
7月	6,117	103	6,220	21
8月	11,550	77	11,627	22
9月	7,933	78	8,011	20
10月	10,722	100	10,822	21
11月	20,468	183	20,651	28
12月	15,551	195	15,746	25
令和5年1月	3,713	66	3,779	15
2月	1,417	44	1,461	8
3月	818	22	840	8
合計	114,490	1,268	115,758	257

○令和5年6月～令和5年10月<委託>  
接種数:3～7回  
接種会場:アルピコプラザ 4階

月	接種者数(人)		合計(人)	実施日数(日)	対象
	市民	住所圏外			
令和5年6月	4,004	23	4,027	7	65歳以上の高齢者等(3回～6回目)
7月	1,242	12	1,254	7	
8月	—	—	—	—	
9月	1,156	2	1,158	2	12歳以上で初回接種が終了している者(3回～7回目)
10月	5,796	59	5,855	10	
合計	12,198	96	12,294		

(2) 月別接種者数(5～11歳)

○令和4年4月～令和5年3月<委託>

接種数:初回(1.2回)～3回

接種会場:アルピコプラザ 6階

月	接種者数(人)		合計(人)	1回目(人)		2回目(人)		3回目(人)		実施日数 (日)
	市民	住所地外		市民	住所地外	市民	住所地外	市民	住所地外	
令和4年4月	1,658	4	1,662	1,128	3	530	1	0	0	9
5月	953	2	955	352	0	601	2	0	0	7
6月	452	0	452	100	0	352	0	0	0	6
7月	279	0	279	82	0	197	0	0	0	10
8月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
9月	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
10月	693	0	693	119	0	62	0	512	0	3
11月	283	0	283	70	0	74	0	139	0	2
12月	587	0	587	92	0	78	0	417	0	4
令和5年1月	297	0	297	42	0	80	0	175	0	3
2月	142	0	142	23	0	35	0	84	0	3
3月	67	3	70	7	1	21	1	39	1	3
合計	5,411	3	5,420	353	1	350	1	1,366	1	50

(3) 月別接種者数(生後6か月～4歳)

○令和4年12月～令和5年3月<委託>

接種数:初回(1.2回)～3回

接種会場:アルピコプラザ 6階

月	接種者数(人)		合計(人)	1回目(人)		2回目(人)		3回目(人)		実施日数 (日)
	市民	住所地外		市民	住所地外	市民	住所地外	市民	住所地外	
令和4年12月	187	5	192	126	5	61	0	0	0	3
1月	60	5	65	0	0	60	5	0	0	1
2月	53	0	53	0	0	0	0	53	0	1
3月	51	5	56	0	0	0	0	51	5	1
合計	351	15	366	126	5	121	5	104	5	6

(4) 接種会場レイアウト

○アルピコプラザ4階



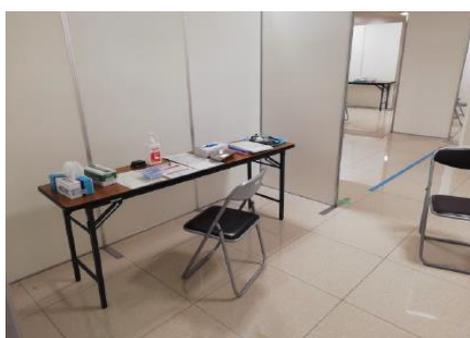
受付



予診票確認



予診前待機



予診ブース



接種ブース



接種済証交付



接種後待機



総合案内・出口

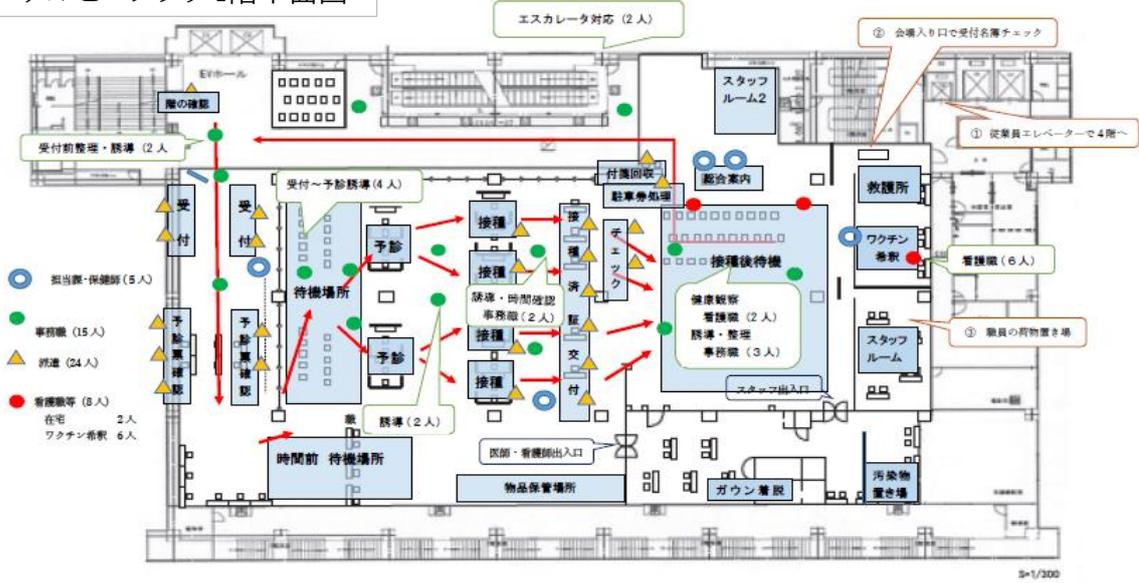


希釈・充填室

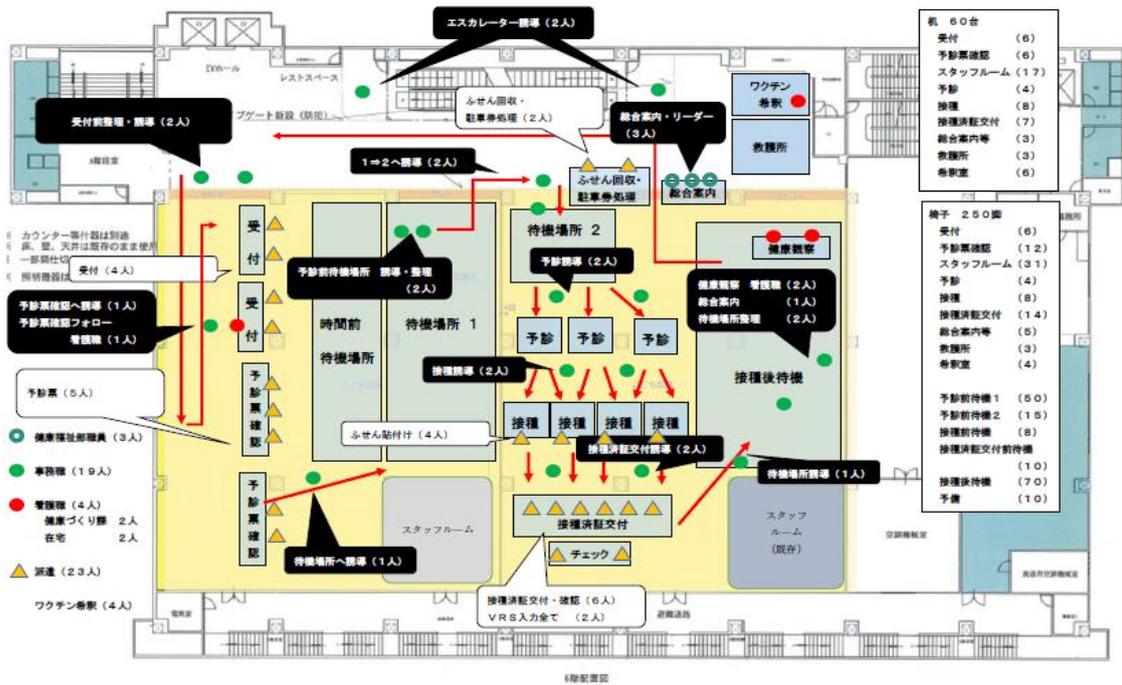


廃棄物置場

アルピコプラザ4階平面図



アルピコプラザ6階平面図





受付



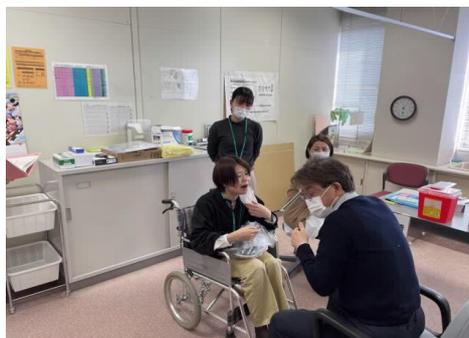
予診票確認



予診室



希釈・充填



予診・接種ブース

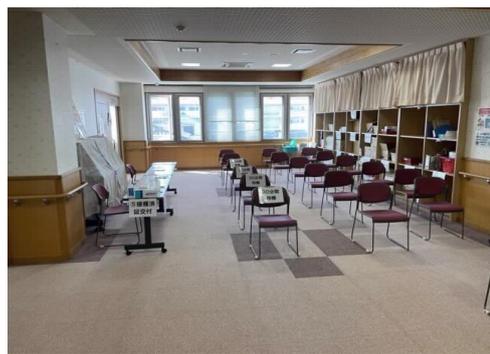




予診・接種ブース

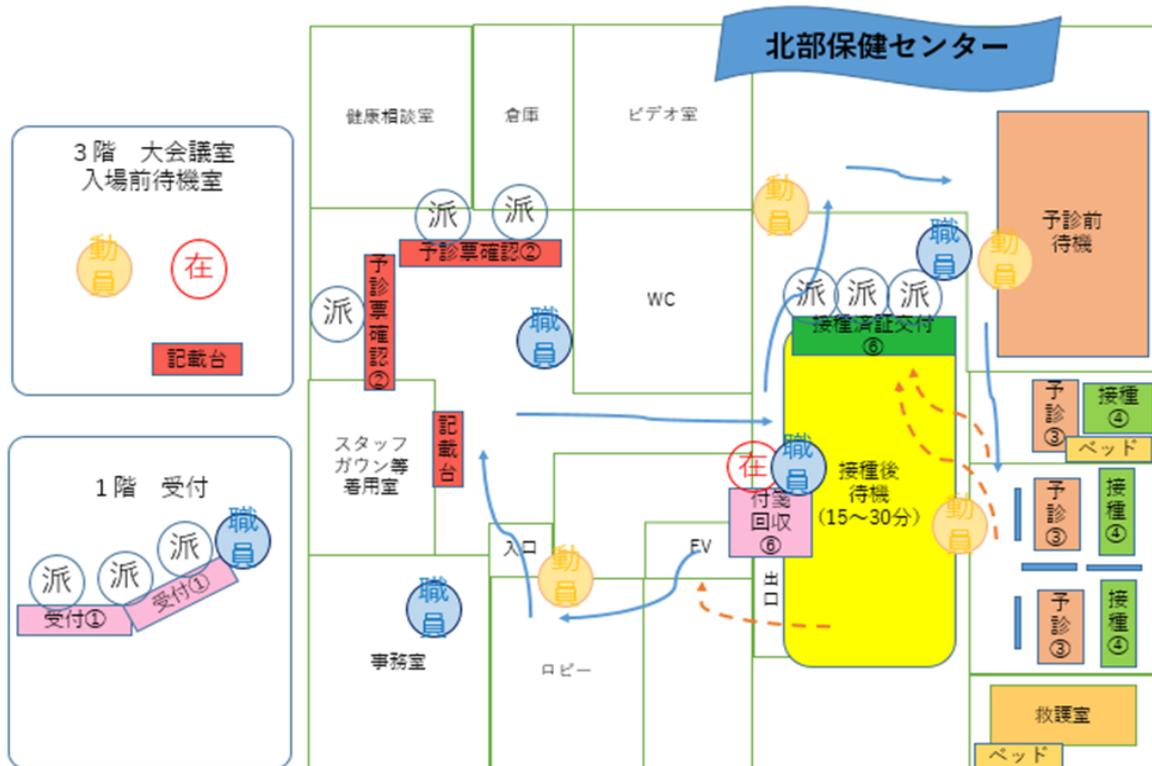


接種済証交付



接種後観察

○北部保健センター平面図





会場入口



受付



出入口動線



待機所



予診票確認





予診前待機所



予診ブース



接種ブース

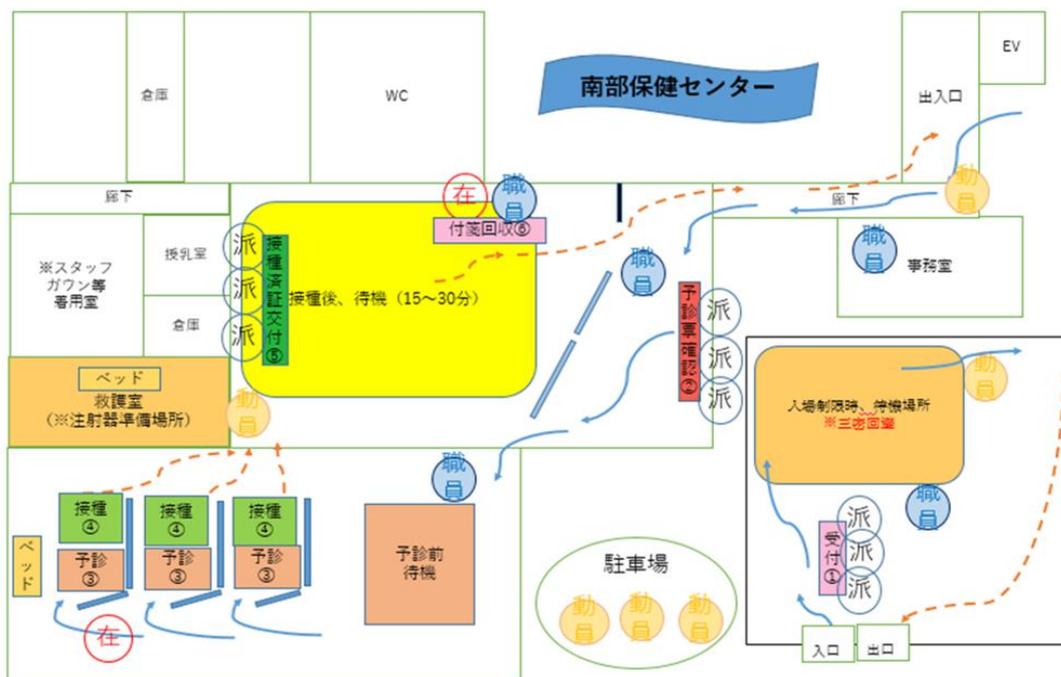


救護室



接種済証交付

○南部保健センター平面図



○西部保健センター 接種会場

R3.6.13



会場入口





待機室



予診票確認



救護室



接種済証交付



健康観察

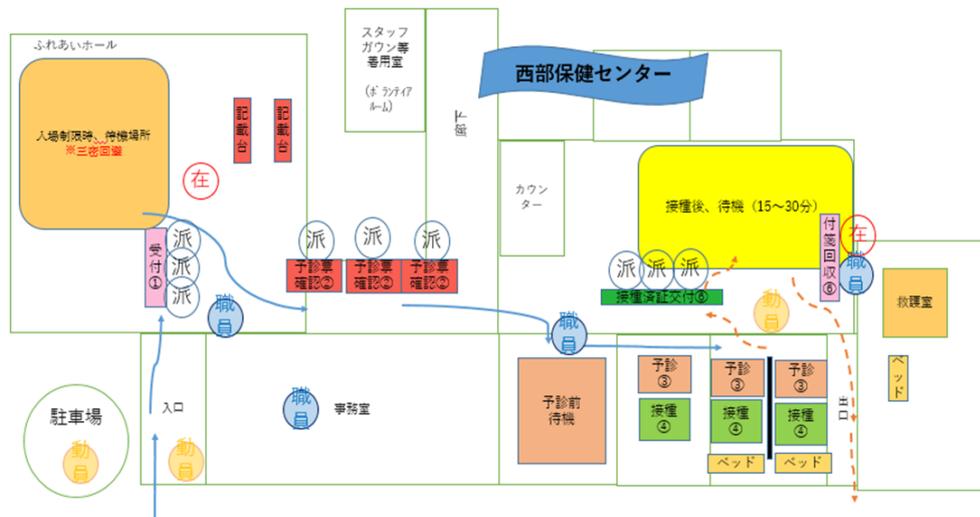


健康観察



健康観察(予備室)

○西部保健センター平面図



## 5 巡回接種

高齢者施設を対象に以下のとおりワクチン接種を実施した。

### (1) 実施状況

接種回数	実施期間		接種者数(人)			施設数	日数	従事者数(人)			協力医療機関(医師・看護師)	事務者
			入所者	職員等	合計			医師	看護師	事務者		
1回(モデル実施)	令和3年	4月28日～5月6日	177	219	396	10	4	12	24	24	医師会	市職員
2回(モデル実施)		5月19日～5月27日	190	233	423	10	4	12	24	24	医師会	市職員
1回		6月 9日～ 6月28日	1,038	827	1,865	40	16	51	102	154	医師会・信大・看護協会	市職員
2回		6月30日～ 7月19日	1,023	834	1,857	42	18	52	104	152	医師会・信大・看護協会	市職員
3回	令和4年	1月26日～ 2月26日	920	98	1,018	38	10	20	41	40	医師会・委託業者手配	市職員/委託
4回		7月16日～ 8月27日	582	44	626	27	13	13	26	26	医師会(相澤東病院)・委託業者手配	委託
5回		11月19日～12月22日	618	106	724	28	15	15	30	30	医師会(相澤東病院)・委託業者手配	委託
6回	令和5年	6月17日～ 7月 8日	579	74	653	27	16	16	32	32	医師会(相澤東病院)・委託業者手配	委託
7回		9月30日～10月28日	553	56	609	26	14	14	28	28	医師会(相澤東病院)・委託業者手配	委託
合計			5,680	2,491	8,171	248	110	205	411	510		

### (2) 巡回接種当日の主な流れ

12:00～ 各医院、保健センター、集団接種会場等でワクチンの準備、充填

↓

13:30～ ジャンボタクシーで各医院の医師・看護師をお迎え

↓

14:00頃～ 施設で接種開始

15:00～ 2施設以上ある施設は次の施設へ移動し接種

(施設滞在時間概ね1時間、移動20分程度)

↓

17:00頃 医師・看護師を各医院へお送り

17:30～ 廃棄物処理、事務処理

### (3) 巡回チーム構成

医師(予診)1名、接種看護師2名、事務者2～3名

R3.4



モデル実施時の様子

## 6 動員・応援体制

ワクチン接種に係る業務に携わった職員数(延べ人数)

### ○ 集団接種会場運営、コールセンター補助、接種券封入・封緘業務

業務内容	接種会場運営							封入・封緘	コールセンター	巡回接種		合計(人)	
	年月	運営日数	全庁	健康福祉部	保健師	※委託業者	医師			予診医師以外の医療従事者	全庁		全庁(健康づくり課含)
令和3年4月											12		12
5月	44	310	147	132	268	220	637	20	36	36		42	1,806
6月	72	827	165	216	579	299	934	187	154	127		42	3,530
7月	53	1,736	85	150	1,056	501	1,757			97		40	5,422
8月	46	193	127	138	801	151	506						1,916
9月	55	694	171	165	1,293	204	682						3,209
10月	51	866	124	153	1,331	291	976						3,741
11月	26	200	68	78	627	112	380						1,465
合計	347	4,826	887	1,032	5,955	1,778	5,872	207	190	260	82		21,089
※業者委託後			健康づくり課		※委託業者							※委託業者	
令和4年2月	12		24		484	28	111					68	715
3月	27		54		1,065	60	251	30					1,460
4月	31		62		1,072	100	272						1,506
5月	19		38		635	70	194						937
6月	22		44		674	59	200						977
7月	31		62		905	67	283					34	1,351
8月	54		108		867	44	220					34	1,273
9月	20		40		724	40	200						1,004
10月	24		48		849	59	239						1,195
11月	30		60		1,094	92	319					26	1,591
12月	32		64		1,101	108	341					40	1,654
令和5年1月	19		38		580	40	176						834
2月	12		24		362	24	104						514
3月	9		18		305	24	88						435
4月													
5月													
6月	7		7		238	14	56					40	355
7月	7		7		218	14	56					20	315
8月													
9月	2		2		68	4	10					7	91
10月	10		10		334	20	86					46	496
11月													
12月													
合計	368		710		11,575	867	3,206	30				315	16,703

## 7 接種業務に係る主な契約

	契約名	内容	契約先	期間
接種業務に係る契約	経過観察・VRS入力委託料	ワクチン接種後の経過観察及び接種管理システムVRSへの入力業務	市内医療機関	R3.4.1～R6.3.31
	接種相談・予約等運営業務委託	予約のほか、制度や接種券に関する問い合わせ等に対応	NTTネクシア株式会社 関東信越支店	R3.1.29～R6.1.31
	クーポン券データ印字及び封入封緘業務委託	ワクチン接種券(シール台紙)のデータ印字、封入、封緘業務	TOPPANエッジ株式会社 長野営業所	R3.1.29～R5.8.31
	ワクチン接種予約システム使用料	集団接種及び個別接種医療機関の予約(LINE連携)システム	コネクタージャパン株式会社	R3.4.1～R5.12.31
	LINE画像認識システム使用料	予約システム予約時の接種券番号画像認識	LINE株式会社	R3.4.26～R5.3.31
	ワクチン運搬	健康づくり課、南部、北部、西部保健センター、アルピコプラザ及び各医療機関へのワクチン配送業務	有限会社円葉物流	R3.4.30～R6.3.31
	無停電電源装置借上料	ワクチンを管理するディープフリーザー用として、南部、北部保健センター及びアルピコプラザに設置	八十二リース(株) 松本支店	R3.8.1～R6.3.31
集団接種業務に係るもの(包括契約前)	集団接種会場の賃貸借(アルピコ4階)	12歳以上の集団接種会場に使用	アルピコ交通株式会社	R3.4.23～R3.11.30
	集団接種会場の賃貸借(アルピコ6階)	主に、4歳から11歳の集団接種会場に使用	アルピコ交通株式会社	R3.6.15～R3.11.30
	接種会場設営・撤去業務委託	上記会場のほか、合同庁舎の業務	山添シート内装株式会社	R3.4.26～R3.11.30
	集団接種会場事務	集団接種会場の受付、接種管理システムVRSの登録等事務補助	NTTネクシア株式会社 関東信越支店	R3.4.28～R3.11.30
	集団接種会場における会場案内業務委託	問い合わせ等に対応するため、会場までの案内業務	アルピコ交通株式会社	R3.6.18～R3.9.30
	集団接種会場における駐車場警備業務委託	アルピコプラザ及び南部、北部、西部保健センター会場の駐車場警備	有限会社中部警備救助 長野県パトロール(株) 中信支部	R3.5.8～R3.11.30
	感染症廃棄物収集運搬処分業務委託	使用済注射針等医療廃棄物処理	エコロジカルサポート株式会社	R3.6.29～R3.11.30
集団接種会場等運営業務委託(上記事業の包括契約)	上記集団接種業務のほか、医療従事者の手配等包括委託業務	日本旅行株式会社 松本支店	R4.1.20～R5.12.31	
接種費用	医療機関への接種委託料	国が定めた全国統一の単価で支払い	全国知事会と日本医師会との集合契約(接種医療機関は随時県との委任契約を締結)	R3.2.10～R6.3.31 (長野県知事と知事会) R3.2.17委任契約締結
	医療機関(病院を除く)への個別接種促進事業	個別接種を促進するため、週100回以上の接種を対象期間中に4週間以上行った場合に、接種回数1件当たり2,000円を上乗せ		R5.5.1～R6.3.3
	手数料(市外医療機関からの請求及び支払手数料)	国が定めた全国統一の単価で支払い	長野県知事と長野県国民連合団体との集合契約	R3.2.12～R6.6.5

## 8 職域接種

新型コロナワクチン接種に関する地域の負担を軽減し、接種の加速化を図るため、企業や大学等において職域単位でワクチン接種を実施した。市としても関係団体等と調整を図るなど、接種を促進した。

構成団体	接種月日等		会場	担当課
	1回目(令和3年)	2回目(令和3年)		
アルプス山岳郷	8/2(月)~8/5(木) 平日 270人/日×4日=1,080人	8/30(月)~9/2(木) 平日 270人/日×4日=1,080人	アルプスの郷	アルプスリゾート整備本部
松本流通センター協同組合 公設地方卸売市場 中信トラック協同組合	8/5(木)~8/26(木) 木曜日 350人/日×4日=1,400人	9/2(木)~9/23(木) 木曜日 350人/日×4日=1,400人	市場会議室	商工課
松本市旅料飲食団体協議会 松本旅館組合連合会	8/10(火)~8/13(金) 平日 500人/日×4日=2,000人	9/7(火)~9/10(金) 平日 500人/日×4日=2,000人	アルピコ6階	観光プロモーション課 松本観光コンベンション協会
松本市小中学校教職員 (私立等含む)	7/24(土)~8/8(土) 土・日曜日 360人/日×5日=1,800人	8/21(土)~9/4(土) 土・日曜日 360人/日×5日=1,800人	あずさ会館	学校教育課 ※運営
アルピコホールディングス㈱	7/31(土)~8/22(日) 土・日曜日 250人/日8日=2,000人	8/28(土)~9/19(日) 土・日曜日 250人/日8日=2,000人	松本歯科大	—

## 第6 学校・保育園等

### 1 市教育委員会の対応

市教育委員会において、コロナ対策について情報共有、協議、調整を行った主な内容

市教育委員会の対応

開催日	内 容
令和2年 2月26日	・令和元年度第2回臨時松本市教育委員会にて、松本保健所管内で新型コロナウイルス感染者が確認されたことを踏まえ、小中学校の今後の対応について協議
3月31日	・令和元年度第3回臨時松本市教育委員会にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインを策定
4月16日	・令和2年度第1回臨時松本市教育委員会にて、4月9日から5月6日までの小中学校の臨時休業を決定
7月28日	・令和2年度第3回臨時松本市教育委員会にて、臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂を決定
7月末	・児童生徒の学びを保障する「学びの継続計画」を作成(各校) ※ 断続的な臨時休業が起こりうる状況であることから、次にいつ臨時休業になっても児童生徒の学びを保障するため、一人一台端末(令和2年度調達)等のICT環境を活用した学習支援を準備
8月6日	・令和2年度第4回臨時松本市教育委員会にて、臨時休業から登校再開に至るフローチャート及び新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂を決定
令和3年 6月末～11月	・一人一台端末の利用開始等を踏まえた「学びの継続計画」の見直し及び、オンライン接続訓練※を実施(各校) ※ 休業時のオンライン授業等を想定し、「一人一台端末の持ち帰り」及び学校と各家庭とを「映像と音声(Web会議)」で繋ぐ訓練を実施
8月24日	・令和3年度第4回臨時松本市教育委員会にて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う小中学校及び放課後児童健全育成事業等における対応について決定
9月8日	・令和3年度第5回臨時松本市教育委員会にて、新型コロナウイルス感染拡大に伴う小中学校における対応について決定
11月29日	・令和3年度第6回臨時松本市教育委員会にて、令和4年成人式の新型コロナウイルス感染防止対策の強化について決定
令和4年 1月25日	・令和3年度第8回臨時松本市教育委員会にて、長野県のまん延防止等重点措置適用に伴う市立小中学校における対応について決定

市教育委員会の対応

開催日	内 容
2月18日	・令和3年度第9回臨時松本市教育委員会にて、長野県のまん延防止等重点措置期間延長に伴う市立小中学校における対応について決定
5月12日	・令和4年度第1回臨時松本市教育委員会にて、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等の特例措置及び学校給食費の減額対応の変更について決定
5月24日	・令和4年度第2回臨時松本市教育委員会にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止に対応した学校運営ガイドラインの改訂について決定
12月1日	・令和4年度第5回臨時松本市教育委員会にて、新型コロナウイルス感染症に対応する県の学級閉鎖等の条件緩和に伴う対応について決定

## 2 感染状況(小中学校)

小中学校における休業、学級閉鎖数の状況

### (1) 令和2年度

種別	延べ回数	全学年	学年	学級
中学校	0	0	0	0
小学校	1	1	0	0

### (2) 令和3年度

種別	延べ回数	全学年	学年	学級
中学校	15	9	5	1
小学校	64	16	4	44

### (3) 令和4年度

種別	延べ回数	全学年	学年	学級
中学校	127	0	4	123
小学校	409	1	16	392

### (4) 令和5年度

種別	延べ回数	全学年	学年	学級
中学校	14	0	1	13
小学校	33	0	4	29

### 3 成人式開催の判断と経過

#### 1 令和3年松本市成人式

##### (1) 開催判断

ア 延期 「令和4年松本市成人のつどい」として開催

イ 理由 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため

##### (2) 経過

成人式実行委員の意見：集合開催、1年延期が多数

2. 10. 7 定例庁議で開催方法について協議（2部制、来賓及び主催者出席の縮小、式典時間の短縮、感染防止対策の徹底）

2 2 定例教育委員会で開催判断について協議

3 1 市長一時判断 開催の方向

1 2 延期（中止）を求める内容や開催についての問合せなど市長への手紙3件、電話40件があった。

1 4 県新型コロナ感染症対策室へ事前相談・照会。感染防止策徹底のうえで開催いただきたい回答あり

2 3 市長レクで、令和3年5月9日へ延期することを決定

2 5 令和3年5月9日へ延期することを公開

3. 3. 18 教育長、教育部長と方針を検討

4. 7 課長レク（中止の方針）

9 部長レク（中止の方針）

1 2 市長レクで、新型コロナウイルスの急速な拡大に伴い、令和3年5月9日開催予定の成人式中止を決定  
定臨時教育委員会で成人式中止について協議、決定

1 9 議会経済文教委員協議会で3年5月9日開催予定の成人式中止を報告

#### 2 令和4年松本市成人式

##### (1) 開催について

ア 期日 令和4年1月9日

イ 会場 松本市総合体育館メインアリーナ

ウ 開催方法

感染症対策として、対象者を中学校単位で2つに分け、2部制で開催

(2) 経過

3. 1 1. 2 9 臨時教育委員会で第6波に備え次の内容で感染防止対策の強化を協議し承認  
対象者に感染症予防チェックシート、ワクチン接種証明書などの提出、マスク着用、手指消毒を求める（市ホームページに掲載）
- 1 2. 9 副市長レク。臨時教育委員会で協議し、開催を決定
- 2 1 定例庁議で開催することを報告。抗原検査キットを希望者へ配布
- 2 8 感染症対策の徹底・強化内容を市ホームページに掲載

3 令和4年松本市成人のつどい

(1) 開催について

令和3年松本市成人式延期に伴う代替式典として開催

- ア 期日 令和4年8月14日  
イ 会場 松本市キッセイ文化ホール  
ウ 開催方法

感染症対策として、対象者を中学校単位で2つに分け、2部制で開催

(2) 経過

3. 8. 1 9 教育委員会で成人のつどい（代替式典）開催について協議し、開催に難色を示す意見が多い
9. 2 市長レクで教育委員会（8月19日）結果報告
- 1 0. 1 2 教育長から市長へ直接照会。開催しなくてよい考えが強いことを確認  
※令和3年4月～令和4年1月にかけて、「令和3年成人式を開催してほしい」要望が、市長の手紙8件、課のメール4件あり。  
※令和3年成人式実行委員も全員開催を希望
4. 2 松本市成人のつどい開催（8月14日）を検討することについて決裁
3. 2 4 定例教育委員会で松本市成人のつどいを8月14日に開催することについて協議。反対意見もあったが、賛成で集約
- 2 9 市長レク。開催決定
4. 5 庁議で協議
- 2 1 議会経済文教委員会で協議、承認

- 5. 23 県 医療警報解除、警戒レベル引下げ
- 7. 若年層を中心に感染の拡大  
感染症予防チェックシートの提出、マスク着用、手指消毒を求める（市ホームページに掲載）

#### 4 令和5年松本市ハタチの記念式典

##### (1) 開催について

- ア 期日 令和5年1月8日
- イ 会場 松本市総合体育館メインアリーナ
- ウ 開催方法  
1部制により開催

##### (2) 経過

- 4. 9. 8 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室より、基本的対処方針の変更。感染拡大防止と経済活動の両立を図る
- 10 市も同様の方針。ワクチン接種の推奨  
感染症予防チェックシートの提出、マスク着用、手指消毒を求める（市ホームページに掲載）
- 11. 17 教育委員会で協議。ワクチン接種の呼びかけ、チェックリストの市ホームページ掲載予定を確認

## 4 こども部の対応

こども部で行った家庭保育の協力要請や児童館等の主な対応

### (1) 保育園等の対応

日付	内容
令和2年 2月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省から通知された「保育所等における感染拡大防止のための留意点」に基づき、登園前の体調確認の徹底</li> <li>37.5度以上の発熱があった場合には休園するよう対応（職員も同様）</li> <li>感染者が出た場合には、松本保健福祉事務所と相談の上、臨時休園を検討</li> </ul>
2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年度卒園式、令和2年度入園式の対応について各園、保護者へ通知 （参加園児は卒園児または新入児のみとする）</li> <li>保護者は同居家族のみとし、人数制限を行って実施</li> <li>来賓参加はなしとする （教育委員会の対応と合わせて実施）</li> </ul>
3月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年2月28日付けの長野県知事から保護者へのお願いに基づき、3月2日から4月30日までの間において、家庭での保育が可能な世帯に登園自粛の協力を要請</li> <li>また、やむを得ず緊急事態宣言発令地域へ行く場合は、2週間の自宅待機を依頼</li> <li>家庭保育を実施された園児の保育料及び副食費は、登園を自粛した日数に応じた日割り計算による減額措置を行い還付処理</li> </ul>
5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言の発令に伴い、5月末までの登園自粛を保護者に依頼</li> </ul>
5月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナ陽性者の発生段階にあわせた園内で新型コロナ感染症対策を定め、各園へ周知</li> </ul>
令和3年 8月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所の指示に基づき、園内での新型コロナ陽性者の発生した際、自宅待機・休園・クラス閉鎖等の対応を行う</li> </ul>
令和4年 1月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>まん延防止等重点措置が講じられたことに基づき、1月29日から3月6日までの間において、家庭での保育が可能な世帯に登園自粛の協力を要請</li> <li>家庭保育を実施された園児の保育料及び副食費は、登園を自粛した日数に応じた日割り計算による減額措置を行い還付処理</li> </ul>
6月～	<ul style="list-style-type: none"> <li>保健所と協議し、新型コロナ陽性者の発生ごとに保健所から指示を受け対応していたが、基準となる「松本市立園の新型コロナウイルス対応マニュアル」（私立園等には市の基準の情報提供を実施）を設け、自宅待機、クラス閉鎖を行うよう変更</li> </ul>

日付	内容
令和5年 5月～	・厚生労働省通知、松本市医師会との協議により、新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、濃厚接触者の特定は行わず、陽性者への出席停止期間を設ける
～令和5年 3月	・厚生労働省等からの通知に基づき、家庭保育の協力要請期間を除いて、新型コロナ陽性により登園を停止した期間は、保育料及び副食費は、日割り計算による減額措置を行う

(2) 児童館・児童センター等の対応

年度	施設名	実施状況
令和元～2年度	児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つどいの広場事業の休止 期間：令和2年3月1日から6月22日まで</li> <li>・預かり事業（一般来館）の休止 期間：令和2年3月1日から6月22日まで</li> <li>・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童の預かり）国からの要請に基づき、午前8時～午後7時まで開館</li> <li>・6月2日から開館（健康観察カード、マスク着用）</li> </ul>
令和元～2年度	青少年の居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の居場所の休止 期間：令和2年2月28日から5月31日まで</li> <li>・まちかど保健室の休止 期間：令和2年4月8日から5月7日まで</li> </ul>
令和3年度	児童館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・つどいの広場事業の休止 期間：令和4年1月29日から3月6日まで</li> <li>・預かり事業（一般来館）の利用自粛要請 期間：令和3年8月26日から9月12日まで 令和4年1月29日から3月6日まで</li> <li>・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童の預かり）の利用自粛要請 期間：令和3年8月26日から9月12日まで 令和4年1月29日から3月6日まで</li> </ul>
令和3年度	放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童の預かり）の利用自粛要請 期間：令和3年8月26日から9月12日まで 令和4年1月29日から3月6日まで</li> </ul>
令和3年度	青少年の居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の居場所の休止 期間：令和4年1月17日から3月6日まで ※島立体育館は、レベル4以上の5月、8～9月、12月、1～3月も休止</li> <li>・まちかど保健室の休止 期間：令和4年1月17日から3月6日まで</li> </ul>

年度	施設名	実施状況
令和4年度	児童館	・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童の預かり）の利用料の返金対応 期間：令和4年4月1日から4月30日まで
令和4年度	放課後児童クラブ	・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童の預かり）の利用料の返金対応 期間：令和4年4月1日から4月30日まで
令和4年度	青少年の居場所	・青少年の居場所の休止 島立体育館は、レベル4以上の期間休止 （期間：4月、7月～1月休止。ただし、12・1月の休止は、工事によるもの）

### (3) 給付金等の対応

年度	給付金	内容
令和2年度	子育て世帯への臨時特別給付金（国）	・子育て世帯の生活を支援するための給付 給付額：児童1人あたり1万円 期間：令和2年5月18日～令和2年12月31日 対象者：児童手当支給対象児童 給付児童数：29,863人 給付額：298,630千円
令和2年度	松本市子育て世帯臨時特別給付金	・子育て世帯への臨時特別給付金（国）の受給者から外れた児童への給付 給付額：児童1人あたり1万円 期間：令和2年6月1日～令和2年12月31日 対象者：児童手当受給者等 給付児童数：8,193人 給付額：81,930千円
令和2年度	ひとり親世帯臨時特別給付金（国）	・低所得のひとり親家庭を支援するための給付 給付額：児童1人目5万円、2人目以降3万円加算 減収世帯への追加給付5万円 期間：令和2年7月22日～令和3年2月28日 対象者：児童扶養手当受給者等 給付児童数：3,103人 給付額：332,310千円
令和2年度	松本市就学世帯臨時特別給付金	・ひとり親世帯臨時特別給付金（国）の受給者から外れた児童への給付 給付額：1世帯5万円、2人目以降3万円 期間：令和2年7月22日～令和3年3月31日 給付児童数：1,069人 給付額：45,610千円

年度	給付金	内容
令和3年度	子育て世帯生活支援特別給付金(国)	・低所得のひとり親家庭を支援するための給付 給付額:児童1人あたり5万円 期間:令和3年4月22日～令和4年2月28日 対象者:児童扶養手当受給者等 給付児童数:ひとり親2,812人、その他2,040人 給付額:ひとり親 140,600千円 その他 102,000千円
令和3年度～4年度	子育て世帯等臨時特別給付金(国)	・子育て世帯を支援するための給付 給付額:児童1人あたり10万円 期間:令和3年12月16日～令和4年5月31日 対象者:児童手当受給者等 給付児童数:34,779人 給付額:3,478,290千円
令和4年度	子育て世帯生活支援特別給付金(国)	・食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に給付 給付額:5万円 期間:令和4年6月15日～令和5年3月31日 給付児童数:ひとり親世帯 2,488人 給付額:12,400千円、 その他世帯 2,310人 給付額:115,500千円
令和4年度	松本市子育て世帯臨時特別給付金(1回目)	・学級閉鎖や物価高騰等で影響を受けた、松本市に住民登録のある18歳以下の子どもに給付 給付額:児童1人当たり1万円 期間:令和4年8月19日～令和5年3月31日 給付児童数:37,921人 給付額:379,210千円
令和4年度	松本市子育て世帯臨時特別給付金(2回目)	・学級閉鎖や物価高騰等で影響を受けた、松本市に住民登録のある18歳以下の子どもに給付 給付額:児童1人当たり1万円 期間:令和5年1月27日～令和5年3月31日 給付児童数:37,909人 給付額:379,090千円
令和5年度	子育て世帯生活支援特別給付金事業(国)	・食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に給付 給付額:5万円 期間:令和5年5月8日～令和6年3月31日
令和5年度	子育て世帯生活支援特別給付金(県)	・国の支援制度がない「住民税所得割非課税世帯の子育て世帯に給付 給付額:3万円 期間:令和5年11月1日～令和6年2月29日

(4) その他の対応

ア こんにちは赤ちゃん事業

年度	内容
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止及び感染拡大時期に第三者が家庭医訪問することで保護者の不安になることを防ぐため、民生委員・児童委員、主任児童委員による新生児宅への家庭訪問を中止しプレゼント等を郵送して対応</li> <li>・郵送期間 3月から9月</li> <li>・郵送件数 959件（訪問対象児童数1,679件）</li> </ul>
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上。</li> <li>・郵送期間 1月途中から3月及び8月から10月</li> <li>・郵送件数 754件（訪問対象児童数1,530件）</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同上。</li> <li>・郵送期間 1月途中から6月及び8月から12月</li> <li>・郵送件数 1,445件（訪問対象児童数1,647件）</li> </ul>

イ 要保護児童対策地域協議会への対応

日付	内容
令和2年 5月27日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会（特定妊婦）実務者会議の開催にあたり、会議の構成機関の多くが周産期医療機関であったため、会議当日の朝の検温結果報告を受け、安全を確認した後に、3密に配慮し会議を開催</li> </ul>

ウ 障害福祉サービス事業者等集団指導への対応

年度	内容
令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止の観点から対面での市内の障害福祉サービス事業者等への集団指導の実施を中止</li> <li>・集団指導用資料をホームページへ掲載し事業者等から質問を受けホームページ上で回答集を掲載する形で実施</li> <li>資料掲載日 令和4年2月4日</li> <li>回答集のホームページへの掲載 令和4年3月11日</li> </ul>
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大防止の観点から対面での市内の障害福祉サービス事業者等への集団指導の実施を中止</li> <li>・集団指導用資料の動画をホームページへ掲載する形で実施。</li> <li>資料掲載期間 令和5年3月9日から3月24日</li> </ul>

## 5 感染状況(臨時休園・クラス閉鎖数)

保育園、幼稚園における臨時休園、クラス閉鎖数の状況

施設種別	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	休園 施設数	クラス 閉鎖数	休園 施設数	クラス 閉鎖数	休園 施設数	クラス 閉鎖数	休園 施設数	クラス 閉鎖数
認定こども園	6	0	3	6	10	18	0	1
幼稚園	0	0	1	8	13	30	0	1
保育園	0	0	4	52	21	24	0	1

※ 休園施設数及びクラス閉鎖数は延べ数

※ 小規模保育園は保育園に含む

## 第7 社会経済活動

国の地方創生臨時交付金を主な財源として様々な社会経済活動に対する支援事業を行った。

### 1 生活等支援（給付金、支援金、協力金、減免、猶予等）

#### (1) 特別給付金

【事業名】特別定額給付金事業

【内 容】国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」として対象者  
1人につき10万円を給付

【期 間】令和2年5月1日から令和2年10月7日まで

【実績額】106,124件 23,788,600千円

#### (2) 市民・子ども

##### ア 傷病手当金

【内 容】国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対する傷病手当金の支給

【期 間】令和2年1月1日から令和5年5月7日まで

【実績額】令和2年 2件 73,423円

令和3年 26件 1,487,331円

令和4年 146件 5,358,400円

##### イ 新型コロナウイルス感染症による公営住宅への入居支援

【内 容】新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い仕事や住居等を失った場合に公営住宅へ一時的な入居を受け付ける。

【期 間】令和2年6月1日から令和5年3月31日まで

【実 績】5件

##### ウ 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少者への市営住宅家賃減額措置

【内 容】新型コロナウイルス感染症の影響により収入が一定程度まで減少した世帯を対象に、市営住宅家賃を3分の2減額する。

【期 間】令和2年4月24日から令和5年3月31日まで

【実 績】令和2年度 36件

令和3年度 27件

令和4年度 13件

- エ 子育て世帯への臨時特別給付金（国1万円）  
【内 容】子育て世帯の生活を支援するため給付金を支給するもの  
【期 間】令和2年5月18日から令和2年12月31日まで  
【実 績】給付児童 29,863人
  
- オ 松本市子育て世帯臨時特別給付金（市1万円）  
【内 容】子育て世帯への臨時特別給付金（国）の受給者から外れた子育て世帯を支援するため給付金を支給するもの  
【期 間】令和2年6月1日から令和2年12月31日まで  
【実 績】給付児童 8,193人
  
- カ ひとり親世帯臨時特別給付金（国）  
【内 容】低所得のひとり親家庭を支援するために給付金を支給するもの（児童1人目5万円、2人目以降3万円加算、減収世帯への追加給付5万円）  
【期 間】令和2年7月22日から令和3年2月28日まで  
【実 績】給付児童 3,103人
  
- キ 松本市就学世帯臨時特別給付金  
【内 容】ひとり親世帯臨時特別給付金（国）の受給者から外れた子育て世帯へ給付金を支給するもの（1世帯5万円、2人目以降3万円）  
【期 間】令和2年7月22日から令和3年3月31日まで  
【実 績】給付児童 1,069人
  
- ク 子育て世帯生活支援特別給付金（国5万円）  
【内 容】低所得のひとり親家庭等を支援するため給付金を支給するもの  
【期 間】令和3年4月22日から令和4年2月28日まで  
【実 績】給付児童 4,852人
  
- ケ 子育て世帯等臨時特別給付金（国10万円）  
【内 容】新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯を支援するため給付金を支給するもの

社会経済活動の支援

【期 間】 令和3年12月16日から令和4年5月31日まで

【実 績】 給付児童 34,779人

コ 子育て世帯生活支援特別給付金（国5万円）

【内 容】 食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に給付金を支給するもの

【期 間】 令和4年6月15日から令和5年3月31日まで

【実 績】 給付児童 4,798人

サ 松本市灯油購入費等給付金（市1万円）

【内 容】 原油価格の高騰等による市民の経済的負担の軽減及び市民福祉向上のため、冬季暖房費用等の一部として給付金を支給するもの

【期 間】 令和3年12月27日から令和4年4月14日まで

【実績額】 12,666世帯に対し、1億2,666万円

シ 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金（国10万円）

【内 容】 令和3年度、4年度住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給するもの

【期 間】 令和4年2月2日から令和4年12月13日まで

【実績額】 24,962世帯に対し、24億9,620万円

ス 松本市子育て世帯臨時特別給付金（市1万円）

【内 容】 松本市に住民登録のある18歳以下の子どもに給付金を支給するもの

【期 間】 1回目：令和4年8月19日から令和5年3月31日まで

2回目：令和5年1月27日から令和5年3月31日まで

【実 績】 給付児童 1回目 37,921人

2回目 37,909人

セ 松本市電気料金物価高騰対応分給付金（市1万円）

【内 容】 原油価格の高騰等による市民の経済的負担の軽減及び市民福祉向上のため、夏場の冷房に要する電気料金等の一部として給付金を支給するもの

【期 間】 令和4年9月1日から令和4年12月22日まで

【実績額】 13,985世帯に対し、1億3,985万円

社会経済活動の支援

- ソ 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（国5万円＋市1万円）  
【内 容】令和4年度住民税非課税世帯等に対し、給付金を支給するもの  
【期 間】令和4年12月8日から令和5年3月16日まで  
【実績額】21,789世帯に対し、13億734万円
- タ 長野県・松本市生活困窮世帯緊急支援金（県3万円＋市1万円）  
【内 容】令和4年度住民税所得割非課税世帯等に対し、支援金を支給するもの  
【期 間】令和4年12月20日から令和5年3月14日まで  
【実績額】3,919世帯に対し、1億5,676万円
- チ 新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖に係る学校給食費の減額  
【内 容】特別措置として、R4年4・5月の学級閉鎖のみ、申請不要で給食費を減額（R4 8月支払分で精算）  
【期 間】令和4年4月1日から令和4年5月31日まで  
【実 績】小中学校の学級閉鎖数  
4月：延べ403学級  
5月：延べ147学級
- ツ 子育て世帯生活支援特別給付金（国5万円）  
【内 容】食費等の物価高騰に直面し、影響を受ける低所得の子育て世帯に対して給付金を支給するもの  
【期 間】令和5年5月8日から令和6年2月29日まで
- テ 子育て世帯生活支援特別給付金（県3万円）  
【内 容】国の支援制度がない「住民税所得割非課税世帯」の子育て世帯に対して給付金を支給するもの  
【期 間】令和5年11月1日から令和6年2月29日まで
- (3) 減免・猶予  
ア 徴収猶予  
【事業名】新型コロナウイルスによる徴収猶予の「特例制度」対応  
【内 容】地方税法の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が制度化され、申請により1年間に限り市税の徴収を猶予

社会経済活動の支援

【期 間】 令和2年5月8日から令和3年2月1日まで

【実績額】 250件 23,796千円

イ 市民税・県民税・国民健康保険税の申告期限の延長

【内 容】 感染症拡大防止のため、簡易な申請により申告期限を1か月延長

【期 間】 令和3年3月16日から令和5年4月15日まで

【実 績】 3年間（期間1か月延長）実施

ウ 軽自動車税種別割の減免申請期限の延長

【内 容】 身体障がい者等に対する軽自動車税種別割の減免申請期限を1か月延長

【期 間】 令和2年6月1日から令和4年6月30日まで

【実 績】 3年間（期間1か月延長）実施

エ 身体障害者手帳及び療育手帳（再判定）の取扱い

【内 容】 令和2年3月1日から令和3年2月28日までに再認定（再判定）の期日を迎える方は期日を1年間延長するもの

【期 間】 令和2年4月24日から令和3年2月28日

【実 績】 再認定延長通知対象者91名

オ 精神障害者保健福祉手帳の更新手続きの臨時的な取扱い

【内 容】 令和2年3月1日から令和3年2月28日の間が有効期限を迎える方で、診断書添付が必要な方について、1年間診断書の提出猶予するもの

【期 間】 令和2年4月24日から令和3年2月28日まで

【実 績】 診断書提出猶予申出者56名

カ 自立支援医療（精神通院・更生医療）の受給者証の有効期限延長

【内 容】 令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期限を迎える方は、1年間有効期限を延長するもの

【期 間】 令和2年4月20日から令和3年2月28日まで

キ 保育料等の減額措置による減免

【内 容】 保育園の登園を自粛した日数に応じた保育料及び副食費の減額措置

【期 間】 令和2年3月2日から令和5年3月31日まで

【実 績】 実施施設 市内全園

ク 児童館の利用自粛期間の利用料の減免

【内 容】 児童館（留守家庭児童の預かり）の利用自粛日数等に応じた減額措置

【期 間】 令和2年3月 1日から令和2年6月22日まで

令和3年8月26日から令和3年9月12日まで

令和4年1月29日から令和4年3月 6日まで

令和4年4月 1日から令和5年4月30日まで

【実 績】 実施施設 児童館（留守家庭児童の預かり）全施設

ケ 児童育成クラブの利用自粛期間の利用料の減免

【内 容】 児童育成クラブの利用自粛日数に応じた減額措置

【期 間】 令和3年8月26日から令和3年9月12日まで

令和4年1月29日から令和4年3月 6日まで

【実 績】 実施施設 9施設

コ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料

【内 容】 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税及び後期・介護保険料の減免

【期 間】 令和2年7月15日から令和5年3月31日まで

【実績額】 国保 738件 142,598,800円

後期 63件 4,795,300円

介護 215件 13,746,640円

サ 上下水道料金の支払猶予

【内 容】 感染拡大の影響による失業等減収により、納付困難な者に対し、支払猶予の実施

【期 間】 令和2年3月4日から

【実 績】 73件

シ 消費喚起

「消費応援キャンペーン」

【内 容】 実行委員会を立ち上げ、消費喚起策を実施

・プレミアム商品券（R2：1回）

社会経済活動の支援

- ・キャッシュレスポイント還元 (R2: 2回、R3: 1回)
- 【期 間】・松本プレミアム商品券事業
  - 販売期間: 1次 令和2年7月28日から令和2年8月31日まで
  - 2次 令和2年9月15日から令和2年9月30日まで
- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業 (3回)
  - 還元機関: 令和2年9月17日から令和2年10月31日まで
  - 令和3年2月1日から令和3年2月23日まで
  - 令和3年7月3日から令和3年7月18日まで
- 【実績額】・松本プレミアム商品券事業
  - 販売総額 22億961万円 うちプレミアム分は5億991万円
- ・キャッシュレス決済ポイント還元事業
  - 還元総額 1回目 3億6,774万3,422円
  - 2回目 3億9,888万611円
  - 3回目 4億424万4,635円

ス R3 観光消費促進事業 (まつもと冬割キャンペーン)

【内 容】市独自の宿泊割引による誘客とデジタルクーポンによる観光消費を促進するキャンペーンを実施

対象者: 県内在住者、FDAを利用して来松した県外在住者(計20,000人泊分)

割引内容: ①1泊1名当たりの宿泊料金が6,000円以上の商品が3,000円割引

②市内加盟店舗で使用できるデジタルクーポン(まつもとコイン)2,000円配布

【期 間】令和3年12月1日から令和4年3月31日まで

【実績額】宿泊割引: 17,661人泊

まつもとコイン: 16,478件 30,666,447円

セ R4 観光消費促進事業 (まつもと冬割キャンペーン)

【内 容】市独自の宿泊割引による誘客とデジタルクーポンによる観

光消費を促進するキャンペーンを実施

対象者：全国の旅行者（計 50,000 人泊分）

割引内容：① 1泊1名当たりの宿泊料金が6,000円以上の商品が3,000円割引

② 市内加盟店舗で使用できるデジタルクーポン（まつもとコイン）2,000円配布

【期間】令和4年12月1日から令和5年3月18日まで

【実績額】宿泊割引：48,330人泊

まつもとコイン：46,397件

90,486,647円

## 2 時短要請・事業者支援（給付金、支援金、協力金、減免、猶予等）

### (1) 事業継続支援

#### ア 新規開業家賃補助事業の補助率優遇

【内容】市内で創業した事業者に対する家賃補助の1年目補助率を開業した年度に応じて優遇

（R2年度：6/10、R3年度5/10、R4年度4/10、通常3/10）

【期間】令和2年1月1日から令和5年3月31日まで

（R5年度以降も左記期間中に開業した者の1年目補助が終了するまでは優遇は継続）

【実績額】135件 69,020,847円（優遇対象者の1年目補助額の総額を記載）R5.3.31まで

#### イ 新型コロナウイルス対策特別資金の設置

【内容】年利0.8%（3年間全額利子補給あり）とする事業者の資金繰り支援措置延長に伴う保証料、利子増額分の補助も実施

（R3.2.24～R4.3.31）

【期間】令和2年3月9日から令和3年3月31日まで

【実績額】1,792件 21,775,650千円

#### ウ 新型コロナウイルスによる徴収猶予の「特例制度」対応

【内容】地方税法の一部を改正する法律の施行により、新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例が制度化され、申請によ

り1年間に限り市税の徴収を猶予

【期 間】令和2年5月8日から令和3年2月1日まで

【実績額】猶予件数 216件

猶予金額 342,911千円

エ 松本市新型コロナウイルス対策特別給付金

【内 容】国の持続化給付金の要件を満たす個人事業者・宿泊事業者  
に、市独自の給付金を支給

【期 間】令和2年5月20日から令和3年4月15日まで

【実績額】4,056件 686,270千円

オ 市場施設使用料の納付期限の変更

【内 容】新型コロナの影響で市場施設使用料の支払いが困難な事業  
者に対し、当初の納入期限から6ヶ月間支払いを猶予

【期 間】令和2年5月21日から令和2年9月30日まで

【実 績】支払猶予事業者 3社

カ 松本市新型コロナ対策持続化支援補助金

【内 容】国の「小規模事業者持続化補助金（一般型【コロナ加点分】、  
コロナ特別対応型）」に対する上乗せ補助

【期 間】令和2年9月4日から令和3年3月31日まで

【実績額】236件 16,318千円

ク 公設地方卸売市場家賃支援給付金制度

【内 容】新型コロナの影響で売上げが減少した事業所に対し、家賃の  
一部を給付

【期 間】令和2年12月8日から令和3年3月31日まで

【実績額】6件 1,658,370円

ケ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置とし  
て、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産  
税及び都市計画税の特例措置の創設

【内 容】厳しい経済環境にある中小事業者等に対して、令和3年度に  
限り売上高の減少により、固定資産税及び都市計画税を軽減  
する特例措置を実施

社会経済活動の支援

【期 間】 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

【実績額】 適用件数：1,931件

軽減税額：542,016千円（全額交付金で補填済）

コ 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置として、中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の特例措置の拡充・延長

【内 容】新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するため、固定資産税を軽減する特例措置を実施

【期 間】 令和3年4月1日から

【実績額】 令和3年度 適用件数 3件、軽減税額 2,435千円

令和4年度 適用件数 13件、軽減税額 3,977千円  
（全額交付金で補填済）

サ 「景気変動対策資金（特別）」の拡充

【内 容】 年利を1.6%→0.8%に引き下げ、資金繰り支援を継続

【期 間】 令和3年4月1日から令和5年3月31日まで

R4年度限定で設備資金も設置

【実績額】 1,333件 14,512,620千円

シ 松本市新型コロナウイルス中小企業等特別応援金

【内 容】 特定の制度資金を借りている事業者を対象に、一律10万円を給付

【期 間】 令和3年10月1日から令和4年2月15日まで

【実績額】 1,930件 193,000千円

ス 松本市第6波対応事業者特別支援金

【内 容】 国の事業復活支援金を受給した中小法人又は個人事業者に、10万円の支援金を交付

【期 間】 令和4年3月1日から令和4年9月22日まで

【実績額】 4,110件 411,000千円

(2) 社会福祉施設支援

ア 新型コロナウイルス感染症の対応に伴う障害福祉サービス等の臨時的な取扱い

社会経済活動の支援

【内 容】事前に市村に届出を行い、利用者の居宅等において健康管理や相談支援等できる限りの支援の提供を行った場合は、通常のサービスと同等のサービスを提供しているものと認め、報酬請求の対象としたもの

【期 間】令和2年4月24日から令和5年5月7日まで

【実 績】届出のあった事業所数 69事業所

イ 福祉サービス事業所におけるPCR検査等自主検査費用補助金

【内 容】事業所が自主的に実施したPCR検査、抗原抗体検査等の費用に対して補助金を交付するもの

【期 間】令和3年3月30日から

(補助金交付要綱を一部改正の上、R5も実施)

【実績額】R2 5件 372,000円

R3 28件 7,479,000円

R4 18件 4,686,000円

ウ 社会福祉施設等原油等価格高騰対策支援金

【内 容】価格高騰の影響を受けている社会福祉施設の事業の継続を支援するため、支援金を交付するもの

【期 間】令和4年12月19日から

(R4と同内容でR5も実施予定)

【実績額】R4 6件 260,000円

エ 障害福祉サービス事業所に対するサービス継続支援事業補助金

【内 容】障害福祉サービスの提供を継続するために必要な取り組みに要する経費に対して補助金を交付するもの

【期 間】令和5年3月30日から令和5年5月7日まで

【実績額】R4 2件 10,625,000円

オ 障害福祉サービス事業者等集団指導

【内 容】障害福祉サービス事業者等への対面での集団指導を中止し、集団指導用資料の動画をホームページへ掲載し指導するもの

【実 績】対象事業者数 令和3年279件 令和4年300件

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止

ア 指定管理者制度導入施設の休業補償

社会経済活動の支援

【内 容】新型コロナの影響で休業した施設に対し補償金を交付  
【期 間】令和2年4月18日から令和2年5月22日まで  
【実績額】2施設 12,718,854円

イ 新型コロナウイルス感染防止協力金・支援金（県との協調事業）  
【内 容】長野県における緊急事態措置（R2.4.24～5.6）に伴う休業要  
請等に協力した事業者に対し県・市町村協調による協力金・支援金  
を支給（1事業所当たり県20万、市10万給付）  
【期 間】令和2年4月24日から令和2年5月6日まで  
【実績額】1,392件 139,200千円

ウ 松本市緊急感染拡大防止特別支援金  
【内 容】県の実施要請に準じて1月27日（水）から2月4日（木）まで  
の間に5日間以上の休業又は営業時間の短縮を自主的に行っ  
た事業者に対し1店舗当たり20万円を支給  
【期 間】令和3年1月27日から令和3年2月4日まで  
【実績額】109件 21,800千円

エ 飲食店合同デリバリー・テイクアウト促進事業補助金  
【内 容】10以上の事業者が参加し、デリバリーやテイクアウト事業  
を行う団体へ補助 補助率：10/10、補助上限額：200万円  
【期 間】令和3年2月1日から令和3年3月31日まで  
【実績額】16件 25,792千円

オ 新型コロナウイルスワクチン職域接種事務費補助金  
【内 容】ワクチンの職域接種を行う事業者に対しその費用の一部を  
給付  
【期 間】令和3年10月12日から令和3年12月15日まで  
【実績額】3件 5,743回 3,695千円

(4) 原油価格高騰支援

ア 松本市原油価格高騰対応公衆浴場事業者特別支援金  
【内 容】原油価格の高騰等により経営が圧迫されている公衆浴場事  
業者に対し支援金を支給するもの  
【期 間】令和4年10月26日から令和4年11月21日まで  
【実績額】8事業所に対し、420万円

- イ 松本市貨物運送事業者燃料高騰対策支援事業支援金  
【内 容】原油価格高騰の影響を受けている市内の中小貨物運送事業者に対して事業継続のため支援金を交付。一般又は特定貨物運送事業用の自動車（緑ナンバー）1台あたり30,000円  
貨物軽自動車運送事業用の軽自動車（黒ナンバー）1台あたり10,000円  
【期 間】令和4年12月19日から令和5年2月10日まで  
【実績額】133件（2,063台） 60,090千円
- ウ 松本市私立保育所等原油等価格高騰対策支援事業  
【内 容】原油価格高騰の影響を受けている市内の私立保育所等に対して、安定したサービス提供の維持のため支援金を交付  
【期 間】令和4年4月1日から令和5年3月31日まで  
【実績額】50施設 8,050千円
- (5) 公共交通事業支援  
事業者支援  
【内 容】交通事業者（バス・鉄道・タクシー）の収益が悪化していることを受け「市民の足」を確保するため、一定の公的支援を実施  
【期 間】令和2年2月25日から令和5年5月7日まで  
【実績額】R2：バス、鉄道 156,120,249円  
R3：バス、鉄道 56,140,000円  
タクシー 7,060,000円  
R4：バス、鉄道 88,225,040円
- (6) 観光促進  
地元観光促進事業  
【内 容】市民対象の市内宿泊型旅行商品の造成、販売等を行う旅行業者に助成  
【期 間】令和2年8月1日から令和3年1月31日まで  
【実績額】2団体 9,000,000円
- (7) 減免・猶予  
法人市民税の申告期限の延長  
【内 容】感染症の影響により、期限までに申告ができないやむを得ない理由がある場合、簡易な申請により、その理由が止んだ日から2

か月を限度として延長

【期 間】 令和2年6月1日から継続中

【実 績】 申請件数：437件（令和6年2月末現在）

## 第8 公共施設の対応

### 1 休館・休止対応

対策本部設置期間中における市公共施設の休館・休止や使用制限などの対応状況

期間	主な対応
令和2年 3月4日～3月17日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸館業務の新規受付を中止</li> <li>・閉館:こどもプラザ(つかま・小宮・南郷・波田の4館)、日帰り入浴施設、松本城天守(庭園は無料で入園可)、博物館(松本市立博物館、国宝旧開智学校等)、美術館、図書館(中央図書館、分館)</li> </ul>
3月18日～3月24日	休館・休止延長
3月26日～4月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館、児童センター:放課後児童健全育成事業のみの利用とし、それ以外は休止</li> <li>・こどもプラザ:休館を継続</li> <li>・松本城天守、博物館(分館含む)、美術館、図書館:休館を継続</li> <li>・会館・ホール、観光施設(日帰り入浴施設等):休館を継続</li> <li>・屋内プール、トレーニングルーム:休館を継続</li> <li>・市営葬祭センター:新型コロナウイルス感染者で亡くなられた方の火葬体制の実施(①火葬実施時間、②遺体の収容方法、③来館者数、④待合室利用制限)</li> </ul>
4月7日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当面の間、市有施設の休館・休止を継続</li> </ul>
4月18日～5月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本市勤労者福祉センター、松本市勤労会館休館</li> </ul>
～5月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道の駅「今井恵みの里」食堂休止、道の駅「風穴の里」休館</li> <li>・放課後児童クラブ:開設時間の短縮</li> <li>・屋内外体育施設の使用休止</li> <li>・市営葬祭センター:施設利用制限開始(長野県感染警戒レベルに応じた来館人数の制限、基本的な感染対策)</li> </ul>
5月7日～5月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市有施設の休館を継続</li> </ul>
5月16日～5月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症対策を徹底し、再開に向けた取り組みを進める(県外から人を呼び込む施設は除く)</li> <li>・図書館、まつもと市民芸術館、音楽文化ホール、浅間温泉文化ホール、教育文化センター:開館</li> <li>・屋外体育施設:開場</li> </ul>
6月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館、児童センター、こどもプラザ:開館</li> <li>・松本城、博物館、美術館、観光施設、屋内体育施設:開館</li> </ul>
6月19日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者別ガイドラインを参考に、通常どおり開館</li> </ul>

期間	主な対応
7月10日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者別ガイドラインを参考に「新しい生活様式」を踏まえたうえで感染防災対策を徹底し、通常どおり開館</li> <li>・上高地食堂7月1日～開館、焼岳小屋7月15日～再開、上高地アルペンホテル7月17日～再開、徳沢ロッジ7月17日～再開</li> </ul>
12月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者別ガイドラインを参考に、通常どおり開館</li> </ul>
12月19日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業者別ガイドラインを参考に感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり実施・運営</li> <li>・市営葬祭センター：新型コロナウイルス感染者で亡くなられた方の火葬体制の見直し(火葬件数の変更)</li> <li>・市営葬祭センター：施設利用制限の見直し(待合室での食事禁止を追加)</li> </ul>
令和3年 1月8日～1月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付業務の停止：文化・集会施設(まつもと市民芸術館、音楽文化ホール等)、スポーツ施設(地区体育館等)、公民館等</li> <li>・施設利用の休止：福祉ひろば</li> <li>・市営葬祭センター：施設利用制限の見直し(霊柩車の同乗禁止を追加)</li> </ul>
1月22日～2月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付業務の停止：文化・集会施設(まつもと市民芸術館、音楽文化ホール等)、スポーツ施設(地区体育館等)、公民館等</li> <li>・施設利用の休止：福祉ひろば</li> </ul>
2月5日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規受付業務の再開、感染防止策を徹底したうえで、通常どおり実施・運営</li> <li>・福祉ひろば順次再開</li> </ul>
4月10日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、福祉ひろば：3密や飛沫感染リスクの高い活動の自粛のお願い</li> </ul>
4月22日～5月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、福祉ひろば：3密や飛沫感染リスクの高い活動の自粛のお願い</li> <li>・市営葬祭センター：施設利用制限の見直し(待合室は「まつもと版“新たな会食”のすゝめ」の遵守に変更)</li> </ul>
5月10日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館、福祉ひろば：3密や飛沫感染リスクの高い活動の自粛のお願い</li> <li>・市営葬祭センター：松本地域の感染警戒レベルに合わせた施設利用制限に見直し</li> </ul>
8月12日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染防止対策を講じても感染リスクが高いものは、中止又は延期</li> </ul>
9月3日～9月12日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本城(修学旅行は特例で受入)、アカデミア館、博物館、キャンプ場：休館・休止</li> <li>・日帰り入浴施設、道の駅等：時間短縮、利用人数制限</li> </ul>
9月13日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松本城、アカデミア館、博物館、キャンプ場：再開</li> <li>・日帰り入浴施設、道の駅等：再開</li> <li>・社会教育施設：座席数制限の緩和(Mウイング)、時間・座席数制限等を行い開放(中央図書館)</li> </ul>
10月1日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大声、吹奏楽等制限解除</li> </ul>

期間	主な対応
令和4年 1月15日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則通常開館・開場、必要に応じて利用制限・入場制限</li> <li>・貸館業務の新規予約停止、予約済み案件についても延期や中止の検討を依頼</li> </ul>
1月27日～2月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の一部制限等により感染対策の徹底が可能であれば原則開館・開場</li> <li>・屋内施設等で人との距離が確保できない場面が想定される場合は原則休止</li> </ul>
2月21日～3月6日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用の一部制限等により感染対策の徹底が可能であれば原則開館・開場</li> <li>・屋内施設等で人との距離が確保できない場面が想定される場合は原則休止</li> </ul>
3月7日～	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、全施設を開館（必要に応じて利用制限）</li> <li>・屋内体育施設は、感染対策を徹底した上で再開</li> </ul>
3月19日～4月10日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、全施設を開館（必要に応じて利用制限）</li> </ul>
令和4年 4月11日 ～令和5年 5月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、全施設を開館（必要に応じて利用制限）</li> <li>・市営葬祭センター：新型コロナウイルス感染者で亡くなられた方の火葬体制の見直し（感染防止対策が取れている場合、通常時間内での火葬の実施）（令和4年9月5日）</li> <li>・市営葬祭センター：施設利用制限の見直し（来館人数の制限緩和）（令和4年9月21日）</li> <li>・市営葬祭センター：新型コロナウイルス感染者で亡くなられた方の火葬体制の見直し（時間外火葬を終了、通常時間内での火葬の実施）（令和5年1月8日）</li> <li>・市営葬祭センター：施設利用制限終了（霊柩車の同乗者制限の廃止）（令和5年5月8日）</li> </ul>

## 2 感染症対策

対策本部設置期間中における市公共施設の感染症対策などの対応状況

(施設の休館を除いた感染ピーク時の対応)

施設又は分類	主な対応
松本城	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天守閉館対応、入城者整理、制限及び待機時の間隔確保</li> <li>・来場者に対する密接、密集回避の広報</li> </ul>
美術館(アカデミア館等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> </ul>
博物館、分館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来館者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> </ul>
キャンプ場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> </ul>
青少年教育施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> </ul>
日帰り入浴施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> <li>・入館カードの設置、営業時間の短縮</li> </ul>
道の駅等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営業時間の短縮</li> <li>・新規貸館業務の停止、予約済みのものは延期、中止の検討依頼</li> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> </ul>
図書館、分館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> </ul>
地区体育館、運動場等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・利用制限、入場制限</li> <li>・感染防止のための周知看板設置、予防対策備品の携帯</li> </ul>
福祉ひろば	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> <li>・感染リスクの高い事業及び利用の中止</li> </ul>
公民館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規貸館業務の停止、予約済みのものは延期、中止の検討依頼</li> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・利用制限、入場制限</li> </ul>
会館・ホール	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・入場者の整理、制限</li> </ul>
児童館、児童センター、こどもプラザ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインによる対策実施</li> <li>・3密(密閉、密集、密着)回避の対策実施</li> <li>・利用者の体温、体調確認</li> </ul>
駐車場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者への感染予防対策の周知、協力依頼</li> <li>・感染防止のための周知看板設置</li> </ul>
市営葬祭センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用者への感染予防対策の呼びかけ、協力依頼</li> <li>・施設の来館人数制限、待合室の飲食制限、霊柩車の利用制限</li> <li>・新型コロナウイルス感染症で亡くなられた方の時間外火葬対応</li> </ul>

## 第9 災害時の感染症対策

### 1 避難所対応

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、災害発生時の避難所開設の指針となる「避難所開設・運営ガイドライン」を改正し、以下の内容を追加した。

#### 避難所開設・運営ガイドライン(抜粋)

##### 新型コロナウイルス感染症予防対策

##### (1) 災害時における新型コロナウイルス感染症予防対策の考え方

ア 新型コロナウイルス感染症の流行下における避難所運営に際しては、密閉、密集、密接のいわゆる「3密」の回避を基本事項とし、それを具体化する必要があります。

例えば密集を回避するには、避難所の受入人数を考慮し、あらかじめ指定した指定避難所以外の避難場所・避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの面積を確保する。密接、密閉を回避するには、十分な換気に努めるとともに、世帯間の間隔を2m確保する、発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保をすといった対策が考えられます。

イ 指定緊急避難場所の対応についても、避難所の対策を準用します。

##### (2) 感染拡大防止対策

ア 親戚や友人の家等への避難の検討

市は、避難所が過密状態になることを防ぐため、可能な場合は、親戚、友人の家等への避難を検討するよう、事前に周知します。

イ 避難者の健康状態の確認

(ア) 避難者の健康状態の確認については、受付時健康状態チェックリスト【様式13】を使用し、避難所への到着時に行うこととします。

(イ) 避難生活開始後は、定期的に健康状態について確認します。

ウ 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を徹底します。

エ 避難所の衛生環境の確保

物品等は、定期的に及び目に見える汚れがあるときに、家庭用洗剤を用いて清掃するなど、避難所の衛生環境をできる限り整えます。

オ 十分な換気の実施、スペースの確保等

(ア) 避難所内については、十分な換気に努めます。

(イ) 1人の占有面積は3平方メートル(可能な場合は4平方メートル)を基本とし、概ね次の例示にすることとします。

例1 1人の避難者の場合:縦1.5m横2mとし、3平方メートル確保

例2 2人家族の場合:縦2m、横3mとし、6平方メートル確保

例3 3人家族の場合:縦横3mとし、9平方メートル確保

例4 4人以上の家族の場合:例1～3を組み合わせ、1人3平方メートル確保

(ウ) 家族(世帯)の間隔は2m確保します。なお、パーティションがある場合は、この限りではありません。

(エ) 人と人との間隔は、避難所内の家族間においても、2m(最低1m)確保することを意識します。

(オ) 飛沫感染防止とプライバシー確保のため、パーティション等を使用します。パーティションの高さは、2mを基本とし、2mが確保できない場合は、最低1m確保します。

なお、パーティションが無い場合は、ビニールテープ等にて区画を割り当てるものとします。

(カ) 食事場所は避難スペース内とし、食事の提供にあたっては、手渡しによる接触を極力避けるため、トレーを使用するものとします。

キ 発熱、咳等の症状が現れた者のための専用のスペースの確保等

(ア) 発熱、咳等の症状が現れた者に対する、専用のスペースを確保します。

(イ) その際、スペースは可能な限り個室にするとともに、専用のトイレを確保します。

(ウ) 同じ兆候・症状のある人々を同室にすることについては、新型コロナウイルス感染症を想定した場合には、望ましくありませんが、やむを得ず同室にする場合は、2m以上の高さのパーティションで区切るなどの工夫をすることとします。

(エ) 症状が現れた者の専用のスペースやトイレは、一般の避難者とはゾーン、動線を分けることとします。

(オ) 対応する避難所運営スタッフは、できるだけ限られた人(一人が望ましい)にします。

キ 濃厚接触者の避難

(ア) 指定緊急避難場所等に濃厚接触者が避難して来た場合は、拒否することなく受け入れることとします。

(イ) 市災害対策指揮本部は、大雨、暴風警報の可能性「高」が発表された場合、避難所開設時の参考とするため、市保健所から濃厚接

触者数の情報提供を受けます。これを受け、開設中の全ての避難所（開設が予想される避難所が所在する地域づくりセンター）へ、濃厚接触者数をお知らせします。

(ウ) 濃厚接触者が避難して来た場合は、発熱、咳等の症状が現れた者の対応に準じて、専用スペース及び専用トイレを確保することとします。

(エ) 専用スペース及び専用トイレや独立した動線を確保できない場合は、個室が確保できる避難所へ移送します。

(オ) 体調の悪化時は、保健所へすぐに連絡するようにしてください。

ク 避難者の中で新型コロナウイルス感染症の患者が発生した場合

保健所の調査に協力するとともに、保健所の指導のもと、感染拡大防止策をとることとします。

### (3) 留意事項

ア 新型コロナウイルス感染症の場合は、症状がない軽症者であっても、原則として一般の避難所に滞在することは適当でないことに留意します。

イ 市は、市内の感染者の増加に伴い、自宅療養者が増加した場合、感染者専用の避難場所の開設準備及び増設を検討します。

ウ 飼い主からペットの猫などに感染した事例が報告されています。動物から人への感染例は報告されていませんが、ペットと触れ合った後も手洗い、消毒などの徹底が必要です。

### (4) 避難者が多く、避難所で受入人数を越えた場合

ア 町内公民館の使用

感染症予防対策により、受入可能人数を越えた場合は、町内公民館を臨時的な避難所として使用することについて、町会役員と調整することとします。受入が可能な場合、市は臨時避難所として、指定します。

イ ホテル・旅館等の活用

市は協定に基づき、松本市内旅館組合連合会へ避難者（要配慮者）への宿泊施設の提供を調整します。

## 2 感染症対策物資の調達

公共施設用、指定避難所用の感染症対策物資として調達した主な資機材

品目	数量	調達時期
使い捨て防護服	3,000着	令和2年度
手指消毒液(本/500ml)	2,865本/500ml	令和2年度
マスク	456,550枚	令和2年度
マスク	475,000枚	令和3年度
手袋	68,100双	令和2年度
手袋	1,642箱/500双入り	令和3年度
手袋	387箱/2,500双入り	令和3年度
フェイスシールド	9,766枚	令和2・3年度
フェイスシールド交換用フィルム	8,000枚	令和2年度
ゴーグル	4,000枚	令和2・3年度
キャップ	4,000個	令和2年度
アイソレーションガウン	3,540着	令和2年度
靴カバー	4,000枚	令和2年度
非接触体温計	246台	令和2年度
ゴミ袋	3,620枚	令和2年度
スリッパ	724足	令和2年度
ビニール袋	3,620枚	令和2年度
ペーパータオル	3,575枚	令和2年度
ラップ(本/50m)	362本	令和2年度
液体せっけん(本/250ml)	543本	令和2年度
液体せっけん詰め替え用	358ℓ	令和2年度
蓋付きゴミ箱	181個	令和2年度
空スプレーボトル	362本	令和2年度
次亜塩素酸ナトリウム(本/600ml)	181本	令和2年度
単三電池	724本	令和2年度
段ボールパーティション	15,600枚	令和2年度
プライベートテント	42張	令和2年度
コンテナ	181個	令和2年度

## 新型コロナウイルス感染症に係る経過

(令和2年1月29日から令和5年5月8日まで)

### 令和2年

1. 29 新型コロナウイルス感染症対策本部設置（国）  
長野県対策本部設置
2. 1 「帰国者・接触者外来」・「帰国者・接触者相談センター」の設置の要請、政令で指定感染症と定義（国）
2. 3 退院基準公表（国）
2. 13 国内初感染死亡例（国）
2. 18 退院基準改定（陰性確認1回目の期間変更）（国）
2. 25 「新型コロナウイルス感染症の基本的方針」策定（国）  
松本保健所管内（県内）感染者1例目  
松本市対策本部設置
2. 26 **第1回対策本部会議**  
管内発生状況、感染症対策全般、部局別の取組みについて
2. 27 政府から、小中学校等の一斉臨時休業要請
2. 28 松本市教育委員会 小中学校の臨時休業決定（3月2日～3月18日）
3. 3 **第2回対策本部会議**  
市有施設の休館・休止開始（3月4日～3月17日）
3. 12 **第3回対策本部会議**  
市有施設の休館・休止延長（～3月24日）
3. 13 特措法改正（緊急事態宣言により私権制限可能）（国）
3. 24 **第4回対策本部会議**  
市有施設の開館・再開（3月25日～）
3. 26 本部長指示により、市有施設の休館・休止（3月26日～3月27日）  
指揮本部長通知により、市有施設の休館・休止（3月28日～4月6日）  
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部設置

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症長野県対策本部設置

- 3. 27 一類感染症が国内で発生した場合における情報の公表に係る基本方針公表（国）
- 3. 28 「基本的対処方針」策定（国）
- 3. 30 **第5回対策本部会議**  
市有施設の休館・休止（～4月6日）  
専門者会議設置（医療福祉部会・こども教育部会・経済観光部会）
- 4. 2 宿泊療養・自宅療養の対応準備について提示、退院基準改定（2回の検査の間48・12時間→24・24時間へ）（国）
- 4. 3 **第6回対策本部会議**  
市有施設の休館・休止（当面の間）、貸館業務の予約受付再開（屋内条件付与）  
小中学校の再開決定（4月6日～）  
「発生段階の区分」決定（県）
- 4. 6 県内14例目の感染者（伊那保健所管内）が、3月28日～29日に携帯ショップで勤務していたことを県が公表（約100名来店）
- 4. 7 政府が緊急事態宣言発出（東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡）  
特措法に基づく市対策本部設置  
小中学校の臨時休業決定（4月9日～5月6日）
- 4. 9 専門者会議代表者会議  
医療福祉部会・こども教育部会・経済観光部会
- 4. 14 松本市長、長野県知事及び長野市長テレビ会議  
警戒宣言 レベル2（域内感染発生期）引き上げ
- 4. 15 地域外来・検査センターを医師会等への運営委託できる旨提示（国）
- 4. 16 **第7回対策本部会議**  
市内対策チーム設置方針決定  
屋内施設使用制限（予約済みも含む）  
政府が「緊急事態宣言」の対象地域を全国に拡大
- 4. 17 長野県が「新型コロナウイルス感染拡大防止のための緊急事態措置等」を県民等へ要請
- 4. 20 **第8回対策本部会議**

- 県の要請等を受けて市の対応 外出自粛要請の周知、感染防止  
対策依頼の周知  
職員体制について（業務分類調査、時差出勤、テレワーク）  
屋内外施設の使用制限（予約済みも含む）
- 4. 2 2 庁内対策チーム発足
  - 4. 2 4 長野県が感染者の公表基準を変更（保健所管内 → 自治体）
  - 4. 2 8 県が松本圏域の警戒宣言を解除  
発生段階区分をレベル1に引き下げ
  - 5. 4 政府が全国を対象とした緊急事態宣言の延長を決定
  - 5. 5 **第9回対策本部会議**  
5月7日～15日と5月16日～31日までのそれぞれの市有  
施設の対応を協議  
5月6日までの小中学校の臨時休業を5月31日まで延長
  - 5. 1 2 **第10回対策本部会議**  
5月7日～15日と5月16日～31日までのそれぞれの市有  
施設の対応を決定  
開館・再開方針
  - 5. 1 3 発生届の基準に抗原検査キット追加（国）
  - 5. 1 4 政府が長野県を含む39県の緊急事態宣言を解除  
特別定額給付金受付開始（個人向け、オンライン申請は5月1  
日～）
  - 5. 1 5 県が感染症の「発生段階の区分」4段階を「感染警戒レベル」  
3段階に変更
  - 5. 2 0 松本市新型コロナウイルス対策特別給付金受付開始（事業者向  
け）
  - 5. 2 5 政府が緊急事態宣言解除
  - 5. 2 7 **第11回対策本部会議**  
6月1日以降の市事務事業の新しい生活様式を踏まえた執行方  
針策定  
小中学校の再開（全校登校6月8日～）  
市有施設の開館・再開方針確認（松本城本丸6月6日～）  
長野県全域が感染警戒レベル1に引き下げられたことにより、  
警戒宣言解除
  - 5. 2 9 退院基準改定（2回の陰性確認→発症から14日・症状軽快7  
2時間でも退院可能）、HER-SYS運用開始（国）
  - 6. 1 2 退院基準改定（無症状14日→10日経過で解除）（国）

6. 19 新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）利用開始  
（国）  
市対策方針  
事務事業：新しい生活様式を踏まえ、通常どおり実施  
市有施設：業者別ガイドラインを参考に、通常どおり開館  
全市的イベント：屋内施設収容率50%、1,000人以内  
（～7.10）  
全国的イベント：中止を含めて慎重な対応（～8.1）
6. 25 退院基準改定（核酸増幅法→核酸増幅法又は抗原定量（核酸増幅法等））、発生届基準抗原定量追加（国）
7. 9 長野県新型コロナウイルス感染症等対策条例 公布・施行  
①施策の実施の周知や感染防止策に係る情報提供  
②医療提供体制の強化等  
③感染防止のための県民への協力依頼
7. 10 市対策方針  
事務事業：新しい生活様式を踏まえ、通常どおり実施  
市有施設：業者別ガイドラインを参考に、通常どおり開館  
全市的イベント：屋内施設収容率50%、5,000人以内  
（～8.1）  
全国的イベント：中止を含めて慎重な対応（～8.1）
7. 15 避難所開設・運営ガイドライン改正  
新型コロナウイルス感染症対策
7. 22 政府がGo toトラベル事業開始
7. 29 県が長野県全域を対象に、感染警戒レベル2（域内感染発生期）に引き上げ  
直近1週間の長野県全体における人口10万人当たり新規感染者数が0.4人を超過新型コロナウイルス注意報発令
7. 30 第12回対策本部会議  
市有施設：業者別ガイドラインを参考に、通常どおり開館  
全市的イベント：屋内施設収容率50%、5,000人以内  
（8.1～）  
全国的イベント：中止を含めて慎重な対応（8.1～）
8. 4 県が佐久圏域、上田圏域及び北信圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）  
直近1週間の該当圏域における人口10万人当たり新規感染者数が1.2人を超過

県が感染症の「感染警戒レベル」を3段階から6段階に変更

レベル1：平常時      レベル2：注意報（0.4）      レベル  
3：警報（1.2）      レベル4：特別警報（2.5）      レベル  
5：非常事態宣言（5.0）      レベル6：緊急事態宣言（特措法  
適用） ※10万人あたりの感染者数

- 8. 1 2 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル3に引上げ（警報）
- 8. 1 9 県が佐久圏域及び北信圏域を感染警戒レベル2に引き下げ（注  
意報）
- 8. 2 5 県が佐久圏域及び長野圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警  
報）
- 8. 2 8 県が上田圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報）  
県が北アルプス圏域を感染警戒レベル2に引き下げ（注意報）
- 9. 1 県が諏訪圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
- 9. 1 0 県が佐久圏域、長野圏域を感染警戒レベル2に引き下げ（注  
意報）
- 9. 1 1 東信地域で県下初の宿泊医療施設を運用開始
- 9. 1 2 県が上田圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
- 9. 1 4 県が上田圏域を感染警戒レベル2に引き下げ（注意報）
- 9. 1 5 「新型コロナウイルス感染症に関する検査体制の拡充に向けた  
指針」公表（国）
- 9. 1 6 県が県内全域を感染警戒レベル1に引き下げ（平常時）
- 9. 1 8 市対策方針  
大声を伴わないイベント：屋内施設収容率100%以内（9.  
19～）  
大声を伴うイベント：屋内施設収容率50%以内（9. 19  
～）  
10,000人超施設：収容人数上限50%（9. 19～）  
10,000人以下施設：収容人数上限5,000人（9. 1  
9～）  
全国的イベント：中止を含めて慎重な対応（9. 19～）
- 10. 1 政府がGo toイート事業開始
- 10. 1 4 10/14届け出基準改定（疑似症は入院例に限る）、入院勧  
告対象の限定化（国）
- 10. 1 9 政府がGo to商店街事業開始
- 10. 2 9 政府がGo toイベント事業開始
- 11. 4 県が松本圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）

- 1 1. 8 県が長野圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
- 1 1. 9 県が北信圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
- 1 1. 1 2 県が長野圏域及び北信圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）  
 県が感染警戒レベルの基準について修正  
 レベル1：平常時    レベル2：注意報（2. 0）    レベル3：警報（5. 0）    レベル4：特別警報（10. 0）    レベル5：非常事態宣言（20. 0）    レベル6：緊急事態宣言（特措法適用） ※10万人あたりの感染者数  
 全県及び圏域の基準に「直近1週間の新規感染者数」を追加
- 1 1. 1 4 県が長野圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報）  
 県が全県を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
- 1 1. 2 4 県が全県を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
- 1 1. 3 0 **第13回対策本部会議**  
 松本圏域の感染警戒レベルの現状認識の共有  
 年末にかけての感染対策の継続と過度な自粛とならないよう呼びかけの実施  
 対策方針の見直しの考え方（松本圏域がレベル4）
- 1 2. 2 県が北信圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報）
- 1 2. 4 県が長野圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
- 1 2. 1 2 中信第1宿泊療養施設運用開始
- 1 2. 1 4 政府がG o T o トラベル事業の全国一斉停止を決定（1 2. 2 8～1. 8）
- 1 2. 1 6 政府が各都道府県知事に対しG o T o イート事業のプレミアム付き食事券の新規販売の停止を要請（1 2. 2 8～1. 8）  
 G o T o イベント事業及びG o T o 商店街事業の停止を決定（1 2. 2 8～1. 8）  
 県が山ノ内町の一部地域の酒類を提供する飲食店に対し、新型コロナ特措法に基づく営業時間の短縮や休業を要請（1 2. 1 7～2 3）  
 長野県内感染者1, 0 0 0人を突破
- 1 2. 1 8 **第14回対策本部会議**  
 成人式の開催  
 年末年始の飲食、帰省、初詣、成人式について、感染予防の呼びかけ  
 年末年始の生活困窮者対策

- 1 2. 2 4 県が北信圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
- 1 2. 2 5 国内初ウイルスの変異株が検出（国）
- 1 2. 2 8 全ての国・地域からの新規入国の一時停止（国）

### 令和3年

- 1. 3 県が佐久圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報）
- 1. 5 **第15回対策本部会議**  
松本圏域感染状況の現状認識の共有  
二次医療圏逼迫状況  
警戒レベル引き上げ及び緊急事態宣言に伴う対応  
県が松本圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報）  
県が佐久圏域小諸市を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ  
1. 5～1. 21）
- 1. 7 政府が緊急事態宣言発出（東京、神奈川、埼玉、千葉 ～2. 7）
- 1. 8 **第16回対策本部会議**  
対応方針：感染防止最優先、市有施設の対応方針、職員の取組み、市民への呼びかけ  
市主催の会議、イベント等の原則中止、又は延期  
県が松本市を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）  
（1. 8～1. 21）  
県が新たに医療アラートを設定  
県が全県に医療警報発出
- 1. 11 県が佐久市、軽井沢町及び御代田町を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）（1. 8～1. 24）  
県が上田圏域及び諏訪圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）
- 1. 13 政府が緊急事態宣言区域変更（栃木、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡を追加）
- 1. 14 県が全県に医療非常事態宣言発出（1. 14～2. 3）  
県が南信州圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）
- 1. 16 県が飯田市を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）  
（1. 16～1. 31）  
県が北アルプス圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）
- 1. 19 長野県内感染者2, 000人を突破

1. 20 **第17回対策本部会議**  
 対応方針：感染防止最優先継続、市有施設の対応方針継続  
 市主催の対面式の会議、イベント等の原則中止、又は延期  
県が松本市を感染警戒レベル5の延長（特別警報Ⅱ）（1. 22～2. 4）  
県が松本市の対策強化（飲食店等営業時短要請、協力金支援）（1. 22～2. 4）  
 白馬村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）（1. 22～2. 4）  
 県が小諸市を感染警戒レベル5延長（特別警報Ⅱ 1. 22～当面の間）
1. 24 県が小諸市、佐久市、御代田町、軽井沢町を感染警戒レベル4に引下げ（特別警報Ⅰ）
1. 26 県が上田圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
1. 27 県が諏訪圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
1. 28 県が松本市を除く松本圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
1. 29 県が佐久圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
1. 30 県が飯田市を感染警戒レベル5延長（特別警報Ⅱ 2. 1～当面の間）
2. 2 政府が緊急事態宣言延長&区域変更（～3. 7）  
 （東京、神奈川、埼玉、千葉、岐阜、愛知、京都、大阪、兵庫、福岡）
2. 3 **第18回対策本部会議**  
 感染警戒レベル3（警報）の対応方針  
 フェーズによる段階的対応  
 ・2月末日処【警戒期】：感染症対策に重点を置いた時期  
 ・3月末日処【日常回復期】：通常に戻るための準備期間  
 ・4月以降【通常】：一般的な感染症対策を講じたうえでの対応
- 市有施設の新規受付業務の再開 福祉ひろばの順次再開  
 市主催の対面式の会議、イベント等の原則中止、又は延期  
県が松本市を感染警戒レベル3に引き下げ（警報 2. 5～）  
県が全県の医療アラートを解除  
 県が白馬村を感染警戒レベル5延長（特別警報Ⅱ 2. 5～当面の間）

- 県が飯田市及び南信州圏域を感染警戒レベル3に引き下げ
2. 1 2 県が全県域を感染警戒レベル2に引き下げ（注意報）
2. 1 3 新型インフルエンザ等特別措置法改正施行  
まん延防止等重点措置の創設  
知事の営業時間短縮要請、休業要請の命令 → 行政罰30万円以下の過料  
感染症法改正施行  
入院勧告 → 行政罰50万円以下の過料  
調査拒否や虚偽申告 → 行政罰30万円以下の過料
2. 1 6 県が全県域を感染警戒レベル1に引き下げ（平常時）
2. 1 9 環境保全研究所においてN501Y変異株PCR検査を開始（県）
2. 2 5 退院基準改定（人口呼吸器等治療を行った場合の基準示される）（国）
2. 2 6 **第19回対策本部会議**  
フェーズ【日常回復期】  
まつもと版“新たな会食”のすゝめ（2時間以内、一次会のみ、1m間隔）  
中核市保健所コロナ体制の確認  
政府が緊急事態宣言区域変更（3. 1～3. 7）（東京、神奈川県、埼玉、千葉）
3. 5 政府が緊急事態宣言延長（3. 8～3. 21）（東京、神奈川県、埼玉、千葉）
3. 1 1 県が長野県域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
3. 1 5 県が長野県域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
3. 1 7 県が北信県域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
3. 1 8 県が長野県域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）  
政府が緊急事態宣言解除（～3. 21）（東京、神奈川県、埼玉、千葉）
3. 2 0 県が上田県域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
3. 2 3 県が上田県域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
3. 2 6 県が上田県域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）  
県が全県域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
3. 2 9 **第20回対策本部会議**  
フェーズ【日常回復期】延長（～4月9日）  
ワクチン接種体制

保健所支援体制

県が長野市を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ ～ 4. 9）

- 4. 1 松本市が中核市に移行。松本市保健所を設置
- 4. 5 政府がまん延防止等重点措置指定（以下、別表参照）
- 4. 6 県が佐久圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）  
長野県内感染者3, 000人を突破
- 4. 8 県が長野圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ 4. 8～）  
県が全県域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）  
県が全県に医療警報を発出
- 4. 9 **第21回対策本部会議**  
フェーズ【警戒期】に（～4月末）  
公民館や福祉ひろばにおける3密や飛沫感染リスクの高い活動の自粛のお願い  
高齢者施設の従業員に対する集中的検査
- 4. 12 まん延防止等重点措置（～9/28）  
高齢者へのワクチン接種開始（国）
- 4. 13 県が上伊那圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）
- 4. 14 県が諏訪圏域及び北信圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）
- 4. 16 県が諏訪圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ ～ 4. 29）
- 4. 21 県が長野圏域を感染警戒レベル4に引き下げ（特別警報Ⅰ 4. 22～）  
県が上田圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報 4. 22～）
- 4. 22 県が松本圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ 4. 22～）  
**第22回対策本部会議**  
フェーズ【警戒期】を延長（5月9日まで）  
公民館や福祉ひろばにおける3密や飛沫感染リスクの高い活動の自粛のお願い  
レベル4引上げ日から1カ月間、高齢者福祉事業者PCR自主検査9割補助
- 4. 23 政府が緊急事態宣言発出（4. 25～5. 11）（東京、京

都、大阪、兵庫)

「後方支援医療機関」を23か所指定(県)

- 5. 6 県が諏訪圏域を感染警戒レベル4に引き下げ(特別警報Ⅰ)
- 5. 7 政府が緊急事態宣言延長(5. 12~5. 31)(東京、京都、大阪、兵庫)  
(愛知県、福岡県を追加)
- 市対策方針(5月10日以降)
- フェーズ【警戒期】を延長(5月23日まで)
- 高齢者福祉事業者PCR自主検査9割補助(5月21日まで)
- 長野県内感染者4,000人を突破
- 5. 8 集団接種開始(市内居住の75歳以上が対象)
- 5. 10 県が上伊那圏域及び北信圏域を感染警戒レベル3に引き下げ  
(警報 5. 10~)
- 5. 14 県が上伊那圏域及び上田圏域を感染警戒レベル4に引き上げ  
(特別警報Ⅰ)
- 5. 16 政府が緊急事態宣言拡大(5. 16~5. 31)(北海道、広島、岡山を追加)
- 5. 17 県が北信圏域及び上田圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)
- 5. 20 県が伊那市、駒ヶ根市、箕輪町、南箕輪村及び宮田村を感染警戒レベル5に引き上げ(特別警報Ⅱ)
- 5. 21 県が全圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)  
政府が緊急事態宣言拡大(5. 23~6. 20)(沖縄を追加)
- 5. 24 市対策方針(5月24日以降)
- フェーズ【警戒期】を延長(5月31日まで)
- 5. 28 政府が緊急事態宣言延長(10都道府県対象)(~6. 20)
- 5. 31 市対策方針(6月1日以降)
- フェーズ【警戒期】を延長(当面の間)
- 6. 4 県が全圏域を感染警戒レベル3に引き上げ(警報 6. 5~)
- 6. 8 県が全県に発出している医療警報を解除
- 6. 11 L452R変異株PCR検査に切り替え(県)
- 6. 17 県が全圏域(松本圏域除く)を感染警戒レベル1に引き下げ  
(平常時 6. 17~)
- 6. 20 県が諏訪圏域を感染警戒レベル3に引き上げ(警報 6. 20~)

- 県が上伊那圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報 6. 20～）
6. 21 県が上田圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報 6. 21～）
6. 22 県が上伊那圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報 6. 22～）
6. 23 県が上伊那圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報I 6. 23～）
6. 28 県が松本圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
6. 29 市対策方針（6月29日以降）  
フェーズ【警戒期】を延長（当面の間）
6. 30 市対策方針（7月1日以降）  
フェーズ【日常回復期】へ変更（7月末まで）  
会食の取組みの変更（2時間以内、1m間隔をとれる人数規模）
7. 1 県が松本圏域を感染警戒レベル1に引き下げ（平常時 7. 1～）
7. 5 県が上田圏域を感染警戒レベル1に引き下げ（平常時 7. 1～）
7. 7 県が諏訪圏域及び上伊那圏域を感染警戒レベル1に引き下げ（平常時）
7. 8 政府が緊急事態宣言拡大（7. 12～8. 22）（東京を追加）
7. 9 県が長野圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
7. 10 県が佐久圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
7. 17 県が上田圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
7. 19 ワクチン接種対象年齢を12歳以上に引き下げ（国）
7. 22 県が諏訪圏域及び上伊那圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
7. 25 県が松本圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
7. 26 県が上伊那圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
7. 27 県が諏訪圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）  
県が全圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
7. 29 県が佐久圏域、上田圏域及び長野圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
7. 30 政府が緊急事態宣言延長及び拡大（埼玉県、千葉県、神奈川県）

県、大阪府を追加)

県が諏訪圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

県が全圏域を感染警戒レベル3に引き上げ(警報)

市対策方針(8月1日以降)

フェーズ【警戒期】へ変更(7月末まで)

感染拡大地域への往来はできるだけ控えるよう呼びかけ

会食の取組みの変更(2時間以内、5人以上の会食を避けること)

7. 3 1 県が佐久圏域及び上田圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

8. 1 県が長野圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)  
宿泊療養施設(中信2)開始(県)

8. 2 県が北信圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

8. 5 県が小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町  
及び上田圏域を警戒レベル5に引き上げ(特別警報Ⅱ)  
松本圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

市対策方針(8月6日以降)

学校開放事業の中止

8. 6 県が全県に医療警報を発出

8. 1 1 県が松本市、安曇野市及び塩尻市を警戒レベル5に引き上げ  
(特別警報Ⅱ ~ 8. 2 4)

**第23回対策本部会議**

フェーズ【特別警戒期】に(当面の間)

8月16日~18日まで帰省者を対象に無料PCR検査を実施

県飲食店等営業時短要請、協力金支援(8. 1 4~8. 2 4)

在宅勤務の実施(9. 5までに実施すること)

8. 1 3 県が諏訪圏域を感染警戒レベル5に引き上げ(特別警報Ⅱ)  
南信州圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

8. 1 4 県飲食店等営業時短要請、協力金支援(~8/24)

8. 1 5 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

8. 1 6 県が長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町及び高山村を  
感染警戒

レベル5に引き上げ(特別警報Ⅱ)

8. 1 7 県が上伊那圏域を感染警戒レベル4に引き上げ(特別警報Ⅰ)

8. 1 8 政府が緊急事態宣言延長(8府県対象)(~9. 1 2)

8. 19 県が飯田市、中野市、山ノ内町を感染警戒レベル5に引き上げ  
(特別警報Ⅱ)
8. 20 県が全県域を感染警戒レベル5に引き上げ(特別警報Ⅱ)  
全県に医療非常事態宣言を発出
8. 30 **第24回対策本部会議**  
県の集中対策期間(9月3日~12日)に準じ対策強化  
市有施設の対応  
・休館休止:松本城、アカデミア館、博物館、キャンプ場  
・時短、人数制限:日帰り入浴施設、道の駅など  
イベントの対応  
・同期間の市主催事業の中止、事業者への中止・延期の呼びかけ
9. 8 中信第2宿泊療養施設運用開始
9. 9 政府が緊急事態宣言延長等(9.13~9.30)
9. 10 県が全県域を感染警戒レベル4に引き下げ(特別警報Ⅰ 9.13~)  
全県に医療警報を発出  
**第25回対策本部会議**  
集中対策期間(9月13日~)終了  
フェーズ【特別警戒期】→【警戒機】  
施設の通常再開  
9月内の小中学校の課外活動中止
9. 14 県が全県の医療警報を解除(9.14~)
9. 16 県が諏訪市、茅野市、上田市を感染警戒レベル5に引き上げ  
(特別警報Ⅱ)
9. 27 抗原検査キットの薬局販売解禁(国)  
県が感染警戒レベルを各圏域の感染状況に応じた警戒レベルに切替  
松本圏域はレベル2(注意報 9.27~)  
政府が全国の緊急事態宣言及びまん防解除(10.1~)  
市対策方針(10月1日以降)  
フェーズ【日常回復期】へ変更  
市有施設の制限解除(大声、吹奏楽)  
会食の取組みの変更(人数制限解除)
10. 4 県が上田、長野及び上伊那圏域のレベルを引き下げ
10. 8 市対策方針(10月8日以降)

フェーズ【日常回復期】の継続

社会経済活動の活性化

外出や会食・県内旅行などの行動の促進

- 10. 11 県が松本及び諏訪圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 10. 18 県が上田圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
- 10. 19 県が上田圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 10. 20 県が長野圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 10. 25 県が北信圏域を感染警戒レベル3に引き上げ
- 11. 8 外国人の新規入国の一部再開（国）  
県が北信圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 11. 19 政府がワクチン・検査パッケージ制度要綱を策定
- 11. 25 県が感染警戒レベルの基準変更  
ワクチン接種による新規陽性者に占める入院者及び中等症以上の患者の割合の減少  
医療アラートの発出基準の変更 感染警戒レベルと連動  
特別警報Ⅰ→医療警報、特別警報Ⅱ→医療非常事態宣言

<圏域の感染警戒レベルの人数要件、直近1週間10万人当たり新規陽性者数>

レベル	改正	旧
2	4人	2人
3	10人	5人
4	20人	10人
5	30人	20人
6	まん延防止等重点措置対象区域	

- 12. 1 ワクチン接種（3回目）の開始（国）
- 12. 22 オミクロン株の市中感染（大阪府）を確認（国）
- 12. 24 県が佐久圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）

#### 令和4年

- 1. 2 県が佐久圏域を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）
- 1. 5 県が北アルプス圏域及び長野圏域を感染警戒レベル2に引き上げ（注意報）
- 1. 6 県が全県を感染警戒レベル3に引き上げ（警報）  
佐久圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）

- 1. 7 まん延防止等重点措置（～3／17）
- 1. 8 県が南信州圏域北アルプス圏域を感染警戒レベル4に引き上げ  
（特別警報Ⅰ）  
白馬村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 9 県が飯田市を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 10 県が長野圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）  
大町市及び小谷村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 11 県が松川町、高森町、阿南町、喬木村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 13 県が全県を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）、医療警報発出  
長野市、軽井沢町及び立科町を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 14 濃厚接触者待機期間の見直し（14日→10日）（国）  
県が松本市、佐久市、豊丘村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）  
帰省及び県外への訪問の控え  
会食について：人数制限&ワクチン検査パッケージ  
市対策方針（1月15日以降）  
職員体制について（業務縮小検討、出勤5割削減、会食人数制限）  
市有施設の貸館新規予約停止
- 1. 15 県が岡谷市、原村、安曇野市、須坂市、千曲市を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 16 県が駒ヶ根市、小諸市、茅野市、坂城町を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 17 県が上田市、東御市、下諏訪町、辰野町を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 18 県が中野市、野沢温泉村、南牧村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 19 県が諏訪市、富士見町、小布施町、飯山市、山ノ内町を感染警戒レベル5に引き上げ  
政府がワクチン検査パッケージ一時停止措置  
濃厚接触者の待機要件を14日→10日に変更
- 1. 20 県が松川村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）

- 1. 2 1 ワクチン接種対象者に5歳から11歳までを追加承認（国）  
県が塩尻市及び高山村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 2 2 県が信濃町を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 2 3 県が宮田村を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 2 4 みなし陽性、本人検査結果提示による確定診断可能（国）  
県が政府に対し、まん延防止等重点措置の適用を要請  
御代田町、伊那市及び南木曾町を感染警戒レベル5に引き上げ  
（特別警報Ⅱ）
- 1. 2 5 県が飯綱町を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 1. 2 7 長野県がまん延防止等重点措置の適用開始（～2. 20）  
**第26回対策本部会議**  
市有施設の利用制限（屋内運動施設の休止、感染対策のうえ新規予約再開）  
県の対策 時短要請&協力金支給について  
保健所応援体制の強化  
ワクチン 小児への接種及び高齢者への3回目接種の前倒し
- 2. 1 8 長野県がまん延防止等重点措置の適用延長（～3. 6）
- 3. 4 長野県のまん延防止等重点措置の適用解除（3. 7～）  
市対策方針（3月7日以降）  
松本圏域レベル5に引き下げ（特別警報Ⅱ）  
市有施設の原則開館 保育園：登園自粛のお願い解除 会食：  
人数&時間制限継続  
県の対策 時短要請終了
- 3. 1 7 発生届基準改正（抗原定性検査の検体に唾液を追加）（国）  
基本的対処方針改定（濃厚接触者の特定と出勤制限を一律に求めない方針に転換）（国）
- 3. 1 8 市対策方針（3月19日～4月10日）  
県が上記期間を「感染対策強化期間」として取組みを実施
- 3. 2 9 県が各圏域の感染状況に応じた警戒レベルへ切り替え、医療警報解除  
松本圏域のレベル5の継続（特別警報Ⅱ）  
県が感染警戒レベルの基準変更 全県の警戒レベル廃止  
医療アラートの発出基準の変更 感染警戒レベルと別建て 医療特別警報の創設

感染警戒レベル	改正	旧
2	15人	4人
3	30人	10人
4	60人	20人
5	90人	30人
6	まん延防止等重点措置対象区域	

- 3. 3 1 県が上伊那圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 4. 1 2 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（特別警報Ⅰ）
- 4. 1 4 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 4. 2 0 県が全県に医療警報を発出
- 4. 2 5 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（警報）
- 5. 2 県が佐久圏域を感染警戒レベル4に引き下げ（特別警報Ⅰ）
- 5. 3 県が上伊那圏域を感染警戒レベル4に引き下げ（特別警報Ⅰ）
- 5. 4 県が諏訪圏域及び北信圏域を感染警戒レベル4に引き下げ（特別警報Ⅰ）
- 5. 7 県が佐久圏域及び諏訪圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 5. 1 2 県が北信圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 5. 1 4 県が上伊那圏域を感染警戒レベル5に引き上げ（特別警報Ⅱ）
- 5. 2 3 県が感染警戒レベルの基準を見直し  
医療アラート発出状況による上限レベルの設定（医療ひっ迫状況のレベルへの反映）  
感染警戒レベルのアラート名を廃止  
松本圏域はレベル3
- 5. 2 5 県が木曽圏域を感染警戒レベル2に引き上げ
- 5. 3 0 県が上田圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
- 5. 3 1 県が佐久圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
- 6. 1 県が南信州圏域及び北信圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
- 6. 2 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
- 6. 3 発生届様式改正（必要な事項に最小化）（国）  
県が木曽圏域を感染警戒レベル1に引き下げ  
県がマスク着用について目安を表示（着用が必要ない場面の表示）  
・屋外で近距離での会話をしない場面

- ・夏場の熱中症
- ・未就学児の発達への影響等
- 6. 9 県が諏訪圏域及び上伊那圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
- 6. 10 県が上伊那圏域を感染警戒レベル1に引き上げ
- 6. 16 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル3に引き上げ
- 6. 19 県が佐久圏域を感染警戒レベル3に引き上げ
- 6. 20 県が諏訪圏域を感染警戒レベル1に、北アルプス圏域をレベル2に引き下げ
- 6. 21 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 6. 22 県が南信州圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 6. 24 県が長野圏域及び北信圏域を感染警戒レベル1に引き下げ
- 6. 27 県が南信州圏域を感染警戒レベル2に引き上げ
- 6. 30 県が上伊那圏域を感染警戒レベル2に引き上げ、佐久圏域をレベル2に引き下げ
- 7. 1 県が「信州版新たな会食のすゝめ、信州版新たな旅のすゝめ」を改訂
- 7. 5 県が上伊那圏域を感染警戒レベル3に、長野圏域をレベル2に引き上げ
- 7. 6 県が佐久圏域を感染警戒レベル3に、諏訪圏域をレベル2に引き上げ
- 7. 7 県が長野圏域をレベル3に引き上げ
- 7. 8 県が上田圏域、諏訪圏域及び南信州圏域をレベル3に引き上げ
- 7. 9 県が木曽圏域をレベル2に引き上げ
- 7. 10 県が北信圏域をレベル2に引き上げ
- 7. 13 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル2に、北信圏域をレベル3に引き上げ
- 7. 20 県が医療警報を発出し、松本圏域を含む8圏域をレベル4に引き上げ  
市対策方針（7月21日以降）  
 これまでの対策を継続  
 医療機関のひっ迫を避けるため、重症化リスクの低い方は外出を控え、症状が続く場合、医療機関へ相談のうえ受診することを推奨
- 7. 21 発熱外来における抗原定性検査キットの配布等（国）  
 県が北アルプス圏域を感染警戒レベル3に引き上げ
- 7. 22 発生届出の簡略化、健康観察の簡略化・迅速化、濃厚接触者の

- 待機期間の見直し（7日→5日）（国）
7. 2 3 県が木曽圏域を感染警戒レベル3に北アルプス圏域をレベル4に引き上げ
7. 2 8 県が全県に医療特別警報を発出  
市対策方針（7月29日以降）  
保健所からスマホを用いたSMS健康観察を実施し、積極的疫学調査は実施しない  
陽性者の同居人に症状が出た場合、医師の判断により、みなし陽性の届出を可能とする  
県が木曽圏域を感染警戒レベル4引き上げ
7. 3 0 自ら検査した結果の登録により療養を開始する仕組みの導入等（国）
8. 4 発生届の更なる簡略化可能（国）
8. 8 県が全県に医療非常事態宣言を発出  
全圏域をレベル6に引き上げ  
若年輕症者登録センターの設置  
みなし陽性の導入  
事業所への従業員に対する陰性証明等の提出を求めないよう要請
8. 2 4 県が全県にB A. 5対策強化宣言を発出（～9月4日）  
入院患者を増やさないことへの協力要請（感染リスクの高い行動は慎重に）  
外来診療の負担軽減への協力要請（若年輕症者登録センターの活用）  
事業者への協力要請（リモートワークの推奨、イベントの中止検討）
8. 2 5 発生届の限定化（国への届出制）（国）
9. 4 県がB A. 5対策強化宣言を終了（9月5日～）  
医療非常事態宣言の継続  
入院患者の抑制 外来診療の負担軽減
9. 7 療養期間の見直し（10日→7日）（国）
9. 1 3 県が全県に発出していた医療非常事態宣言を解除し、医療特別警報に切り替え  
各圏域の感染状況に応じたレベルに変更  
松本圏域を含む全圏域を感染警戒レベル5に引き下げ（木曽圏域はレベル2）

9. 1 6 県が木曽圏域を感染警戒レベル3に引き上げ
9. 2 2 県が全県に発出していた医療特別警報を解除し、医療警報に切り替え  
松本圏域を含む全圏域を感染警戒レベル4に引き下げ（木曽圏域はレベル3）  
市対策方針  
 全国一律全数届け出の見直しに伴う保健所の対応の変更（9月26日以降）
- 発生届の対象者は以下のとおり
    - ・65才以上
    - ・重症化リスクのある者
    - ・入院を要する者
    - ・妊婦
  - 発生届対象外の対応
    - ・自身により定められた期間を自宅療養し、外出を自粛
  - 陽性者オンライン登録窓口対象年齢拡大
    - ・18才～49才 → 中学生～64才
  - 感染者数の公表方法の変更
    - ・オンラインブリーフィングの廃止
    - ・市内居住感染者数から、市内医療機関から届け出のあった陽性者数へ変更
9. 2 6 全数届出の見直し（全数把握→4類系へ重点化）（国）
9. 3 0 県が木曽圏域を感染警戒レベル2に引き下げ
10. 4 県が全県に発出していた医療警報を解除 医療アラートは未発出  
松本圏域を含む全圏域を感染警戒レベル3に引き下げ（木曽圏域はレベル2）
10. 2 1 県が全県に医療警報を発出  
松本圏域を含む全圏域を感染警戒レベル4に引き上げ（木曽圏域はレベル2）
10. 2 6 県が木曽圏域を感染警戒レベル3に引き上げ
10. 2 8 県が感染警戒レベル及び医療アラートの基準の見直し  
 感染警戒レベルの段階削減（6段階→5段階）  
 新規陽性者数基準の引上げ（現行から2.5倍）  
 発熱外来のひっ迫によるレベル引上げの導入  
 県が木曽圏域をレベル4に引き上げ
11. 1 県が長野圏域を感染警戒レベル4に引き上げ
11. 2 県が上伊那圏域を感染警戒レベル4に引き上げ

- 1 1. 4 県が全県に医療特別警報を発出  
松本圏域を含む8圏域を感染警戒レベル5に引き上げ
- 1 1. 7 県が上伊那圏域を感染警戒レベル5に引き上げ・木曽圏域をレベル3に引き下げ
- 1 1. 1 4 県が全県に医療非常事態宣言を発出
- 1 1. 1 7 COCOA機能停止アプリ配布(国)
- 1 1. 2 1 県が木曽圏域をレベル4に引き上げ
- 1 2. 1 県が木曽圏域をレベル5に引き上げ

## 令和5年

- 1. 1 7 県が「信州版新たな会食のすゝめ、信州版新たな旅のすゝめ」を改訂  
・黙食の推奨を抹消 ・行動歴のメモ推奨を抹消
- 1. 2 0 県が木曽圏域をレベル4に引き下げ
- 1. 2 3 県が佐久圏域をレベル4に、木曽圏域をレベル3に引き下げ
- 1. 2 4 県が北アルプス圏域及び長野圏域をレベル4に引き下げ
- 1. 2 7 政府が5月8日にコロナの感染症法5類へ移行の方針を決定  
県が上田圏域をレベル4に引き下げ
- 1. 3 0 県が諏訪圏域、南信州圏域及び松本圏域をレベル4に引き下げ
- 1. 3 1 県が医療非常事態宣言を解除し医療特別警報に切り替え  
上伊那圏域をレベル4に、長野圏域をレベル3に引き下げ
- 2. 1 県が佐久圏域をレベル3に、木曽圏域を小康期に引き下げ
- 2. 2 県が北信圏域をレベル4に、北アルプス圏域をレベル3に引き下げ
- 2. 6 県が諏訪圏域及び松本圏域をレベル3に引き下げ
- 2. 7 県が上田圏域及び北信圏域をレベル3に引き下げ
- 2. 8 県が上伊那圏域をレベル3に引き下げ
- 2. 1 0 県が医療特別警報を解除(医療アラートは発出なし)
- 2. 1 3 県が北アルプス圏域を小康期に引き下げ
- 2. 1 5 県が上伊那圏域及び長野圏域を小康期に引き下げ
- 2. 1 6 県が南信州圏域をレベル3に引き下げ
- 2. 2 1 県が上田圏域を小康期に引き下げ
- 2. 2 4 県が松本圏域を小康期に引き下げ
- 2. 2 7 県が諏訪圏域を小康期に引き下げ
- 3. 6 県が佐久圏域を小康期に引き下げ
- 3. 7 県が南信州圏域を小康期に引き下げ

- 3. 1 3 マスク着用について医療機関等以外は個人の判断による着用に変更（国）
- 3. 2 0 県が北信圏域を小康期に引き下げ
- 3. 3 0 県が令和5年3月30日以降の対応方針を決定
  - ・5月7日までは現状の対応を継続
  - ・5月8以降は不要となる対応は終了
- 4. 1 8 令和5年度第2回定例庁議において、松本市新型コロナウイルス感染症対策本部は、5月7日をもって廃止することを決定
  - ・あわせて新型コロナウイルス対策チームの解散について決定
- 4. 2 0 県が木曽圏域及び北信圏域をレベル3に引き上げ
- 4. 2 6 県が南信州圏域をレベル3に引き上げ
- 5. 1 県が北信圏域を小康期に引き下げ
- 5. 2 県が木曽圏域を小康期に引き下げ
- 5. 7 政府、長野県が対策本部を廃止  
松本市新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止
- 5. 8 感染症法の位置付け5類へ変更（国）  
新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において5類感染症に位置づけ

## 資料2

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する松本市議会の取組み

#### 1 基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症のリスクはいまだに存在しており、ウイルスとの共存を図るために、「新しい生活様式」の定着と経済活動の両立に向けた取組みを松本市議会としても推進します。

#### 2 市議会の連絡調整体制整備

特措法第34条第1項の規定による市町村対策本部が設置されたことを踏まえ、市議会における新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事務を所管する連絡調整体制（名称 松本市議会新型コロナウイルス感染症対策本部）を次のとおり設置しました（令和2年4月14日設置）。

##### (1) 体制

より迅速な対応を可能としつつ、議会内での感染防止の観点から、正副議長、正副議会運営委員長並びに正副議長及び正副議会運営委員長の属する会派以外の会派の代表をもって組織しました（令和2年度：5名、令和3・4年度：6名）。

##### (2) 所管事項

市議会における新型コロナウイルス感染症対策の総合的な推進に関する事項等

##### (3) 整備方法

新型コロナウイルス感染症の対応がある程度長期にわたることが想定されるため、及び将来的に他の感染症に対しても対応できるようにするため、連絡調整体制については、松本市議会新型インフルエンザ等対策本部設置規程（松本市議会訓令甲第3号 令和2年4月14日施行）により整備しました。

##### (4) 議会对策本部所掌事項に新型インフルエンザ等対策に係る議会から執行機関等への意見、要望等の検討に関する事項を加えました（令和3年3月3日改正）。

### 3 市議会としての危機管理方針

- (1) 市がコロナウイルス対策本部会議を設置したことを受け、松本市議会としても平成26年4月に地震や風水害の備えとして策定した「大規模災害発生時の松本市議会議員行動マニュアル」に準じた対応を行います（健康状態の報告、情報提供等）。
- (2) マスク着用は、国の「マスク着用の考え方の見直し等について」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定：令和5年2月10日）に基づき、個人の判断を基本とします。
- (3) 本会議や委員会等の開催時に、議員及び理事者において発熱等の風邪症状が見られる場合は、出席の自粛を要請します。
- (4) 議員及び議会事務局職員は、感染の予防に努めます。
  - ア 感染防止のため、人と人との距離の確保、手洗い等の手指衛生、換気等を励行します。
  - イ クラスタ（集団）発生のリスクをより高めてしまう、3つの条件（三つの密）が同時に揃う場所を回避します。

・換気の悪い密閉空間
・不特定多数が集まる密集場所
・間近で会話や発声をする密接場面
  - ウ 発熱等の風邪症状が見られるときは、外出を控え自宅で療養します。
  - エ 議会棟を訪問する関係者に対して、感染予防対策を確実に実施するよう周知徹底します。
- (5) 議員及び議会事務局職員は、本人が感染した場合及び濃厚接触者になった場合は、議会事務局へ申し出るものとします。
- (6) 議員の感染状況については、重大な事案を除き、プレスリリース及び市議会ホームページの掲載は行いません。他の議員への連絡については、本人が感染した場合のみ、当該議員名、陽性判明日を会派代表及び無所属議員に連絡します。
- (7) 議員、理事者又は議会に携わる市職員に新型コロナウイルスの患者が発生した場合は、議会運営委員会において議会日程や対応等の検討を行います。
- (8) 新型コロナウイルス感染防止を徹底する観点から、出張及び私的な

往来については、原則、市職員に準じた対応をします。

ア 新型コロナウイルスの感染状況も考慮するとともに、基本的な感染防止対策を徹底しながら、行います。

イ 新型コロナウイルスの感染状況に大きな変動があった場合は、対策本部会議の検討を経て、議会運営委員会において改めて対応を検討します。

#### 4 会議等の開催時における予防策について

##### (1) 会議における基本的な対応

ア 議員及び議会事務局職員は、個人感染予防策を実施します。

イ 机や手すり等の消毒を行います。

ウ 会議の状況により、短時間で休憩をとることが難しいことが想定される場合は、新しい生活様式における熱中症予防行動に基づき、議員、職員及び傍聴者についても、協議の支障とならないよう配慮しながら定期的な水分補給（水の持ち込み）を会議規則、委員会条例の規定に基づき議長及び委員長の判断により認めることとします。

##### (2) 本会議の対応

会議開催中、換気のため常時議場の扉を開放します。

##### (3) 委員会、協議会及び部会の対応

ア 常時又は、1時間ごとの窓開け（換気）、並びに可能な範囲で入口等を開放します。また、出席者、傍聴者等の服装等による寒暖の調整は、議長、委員長、部会長等の判断により認めることとします。

イ 理事者の出席者が多数となる場合は、会場について配慮します。

##### (4) 会議傍聴の対応

ア 傍聴を希望する方については、受付時の手指消毒、検温、可能な限りの席間の確保をお願いします。

イ 感染予防策に関する掲示を行います。

ウ 本会議については、インターネット中継の利用もご案内します。

**※ 議員協議会室、委員会室での飛沫防止パネルの使用等に関する  
松本市保健所長見解（令和4年10月4日）**

下記4点について徹底したうえで、飛沫防止パネルの使用をやめることは問題ないとする。

- 1 室内の換気
- 2 不織布マスクの着用及び入室時の手指消毒
- 3 マイクを使い回す場合の消毒
- 4 座席間の距離をできる限り確保する。

## 5 会派等の政務活動について

- (1) 会派・議員としての活動（調査研究・行政視察等）については、市議会としての危機管理方針を考慮しながら、相手方との調整の上、実施主体の判断により実施できることとします。

## 6 行政視察及び議会行事の実施について

- (1) 行政視察の実施

行政視察については、相手方と調整の上、新型コロナウイルスの感染状況、行程等に注意しながら、実施できることとします（令和4年10月から再開）。

※県内の視察であり、全県の感染警戒レベル1の場合、相手方との調整の上、実施主体の判断で現地への視察を実施可能（令和2年11月20日から令和4年10月4日まで対応）

- (2) 行政視察の受入れ

新型コロナウイルスの感染状況に応じて、相手方と調整の上、本市への訪問による行政視察の受入れを再開することとします（令和4年10月から再開）。

※議会改革・議会運営に関する内容に限り、オンラインによる行政視察を受け入れます。但し、県内議会については、全県の感染警戒レベル1の場合、視察内容を制約せず、本市への訪問による行政視察受入れを再開（令和2年11月20日から令和4年10月4日まで対応）

- (3) 飲食を伴う議会行事

基本的な感染症対策を徹底しながら実施し、又は参加することとし

ます。

(4) 議員研修会等各種議会行事

基本的な感染防止対策を徹底しながら実施できることとします。

※ 上記の(1)~(4)については、新型コロナウイルスの感染状況に大きな変動があった場合は、対策本部会議の検討を経て、議会運営委員会において実施の適否を検討します。

※ 松本市議会の感染症対策への松本市保健所長の見解

(令和4年7月21日)

1 行政視察の実施

- (1) 医療警報が出されてはいるが、県が県外への往来を明示して制限していないことから、視察以外の行動（移動や食事等）についても基本的な感染対策を徹底し、混雑した場所や感染リスクが高い場面・場所を避けるとともに、相手方が許可している基本的な感染対策を行っている場所での視察は基本的には問題ないと考えられる。

今後は感染警戒レベルというよりも、往来制限が明示される場合の視察であるとか、視察先地域の感染状況を勘案しながら往来制限のある地域、緊急事態宣言・まん延防止等重点措置等の対象地域へは視察を控えることが考えられる。

- (2) 現在、経路が特定できない感染も少なくないことから、委員会単位など集団で行動した場合、集団からクラスターが発生するリスクは高い。

2 飲食を伴う行事

市が示している市民・事業者へのお願いを厳守することが必要

○ 市民・事業者へのお願い（飲食の場面）

- (1) 会話の際はマスクを着用
- (2) 人数や時間の制限はなし
- (3) 「信州の安心なお店」の利用を
- (4) より安心な会食のためワクチン3回接種や事前の検査を検討

## 7 議会日程及び議会行事の実施状況

- (1) 委員協議会の開催日程見直し  
概要説明は、1日1委員会とし、各月の委員協議会は同時開催を避け、できる限り午前午後に分散
- (2) 現地への常任委員会行政視察の実施（令和2・3年度は中止。令和4年10月から実施）
- (3) 藤沢市議会及び高山市議会との親善交流の中止（令和4年度まで中止）
- (4) 姫路市議会との親善交流の実施（令和4年度）
- (5) 現地への議会運営委員会行政視察の中止（令和4年度 オンラインによる対応に切替え）
- (6) 管内視察の実施について  
令和3年・4年度は庁用バスにより、理事者は同乗せず、休憩や換気を行うなど十分な感染症対策を徹底し、実施する。令和2年度は中止

## 8 定例会・臨時会等会議開催における判断基準・対応

議案の審議を最優先とします。

- (1) 本会議（議場）

感染時期	対応		
	議員	議会事務局職員	傍聴人の対応
一般質問前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問については、議会運営委員会で協議の上、中止</li> <li>・議事日程は、議会運営委員会で協議し、議案審議に必要な日程のみへ変更</li> <li>・当該議員・職員は欠席</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限りの席間確保のお願い</li> <li>・本会議はインターネット中継の利用もご案内</li> <li>・傍聴者への検温、手指消毒のお願い</li> </ul>

一般質問中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般質問については、議会運営委員会で協議の上、実施分までで中止</li> <li>・議事日程は、議会運営委員会で協議し、議案審議に必要な日程のみへ変更</li> <li>・議場及び関係施設の消毒を実施</li> <li>・当該議員・職員は欠席</li> <li>・濃厚接触者は欠席</li> </ul>	
-------	---	--

(2) 常任委員会等（議員協議会室、委員会室）

感染時期	対応		
	議員	議会事務局職員	傍聴人の対応
開催前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該議員は欠席</li> <li>・その他の議員のみで効率的に審査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該職員は欠席</li> <li>・その他職員で対応。必要に応じて他課の職員に応援を依頼</li> <li>・理事者側へは必要最小限の出席者を依頼</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限りの席間確保のお願い</li> <li>・傍聴者への検温、手指消毒のお願い</li> </ul>
開催中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該議員・濃厚接触者は欠席</li> <li>・その他の議員のみで効率的に審査</li> <li>・議案審議に必要な日程のみへ変更</li> <li>・関係施設の消毒を実施</li> <li>・感染者及び濃厚接触者は保健所、医療機関の指示を遵守したうえで、オンラインによる出席については、議長又は委員長と相談します。</li> </ul>		

※この判断基準及び対応は、感染者及び濃厚接触者を除いて、定足数を満たすことを想定したもの

(3) 議事を運営する者が感染した場合(地方自治法、委員会条例に規定)

- ア 議長が感染→副議長が議事を運営
- イ 議長及び副議長が感染→仮議長を選挙し、議事を運営
- ウ 委員長が感染→副委員長が委員長の職務を実施
- エ 委員長・副委員長が感染→年長の委員が委員長の職務を実施

(4) 仮議長選任の考え方・・・地方自治法第106条第2項

ア 議長・副議長ともに事故等により議会を欠席した場合、出席議員のうち年長の議員が臨時議長を務め、仮議長の選挙を行います(地方自治法第107条)。

イ 仮議長選挙の方法

投票、指名推選による方法が考えられますが、仮議長の選挙が感染症への対応として本会議の運営に支障とならないための暫定的な措置であることから、次のとおりとします。

(ア) 議会運営委員会において仮議長候補者を内定

議長先任者→副議長先任者→出席議員のうちの年長者の順位で内定(議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の正副委員長を除く。)

(イ) 選挙の方法は、本会議において臨時議長による指名推選によるものとします。

(ウ) その他必要な事項については、議会運営委員会で協議します。

(参考)

○地方自治法から抜粋

第百六条 普通地方公共団体の議会の議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、副議長が議長の職務を行う。

2 議長及び副議長とともに事故があるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行わせる。

3 議会は、仮議長の選任を議長に委任することができる。

○松本市議会委員会条例から抜粋

(委員長の職務代行)

第12条 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長

の職務を行う。

- (5) 議会運営委員会委員が感染者又は濃厚接触者となり、出席できない場合の対応

代理の議員が出席し、集約に参加できることとします。

- (6) 感染症拡大防止のための会議開催基準

ア 開催を優先する会議

(ア) 本会議（一般質問を除く。）	(イ) 付託案件を審査する委員会
(ウ) 議員協議会	(エ) 委員会及び委員協議会

イ 状況により開催の中止又はオンライン会議等を検討する会議等

(ア) 本会議（一般質問）	(イ) 議会基本条例施策推進組織
(ウ) 正副委員長等のレクチャー	(エ) 松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

ウ 本会議の開催

- (ア) 採決時を除く議場の出席者を極力減らすこととし、定足数を超える程度の出席となるよう各会派等の協力を依頼します（令和4年12月定例会まで実施）。

※一般質問を実施する場合の議場出席者については、一般質問の質問

者及び発言順が確定ししだい、あらためて議会運営委員会へ協議します。

・令和2年6月定例会

会派等名	質問時間	質問形式等
開明	@12分×8人=96分	・質問形式：一括質問 一括答弁方式 ・議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。 ・会派内時間調整あり
政友会	@12分×6人=72分	
誠の会	@12分×5人=60分	
公明党	@12分×4人=48分	
日本共産党松本市議団	@12分×4人=48分	
無所属	@12分	

・令和2年9月定例会

会派等名	質問時間	留意点等
開 明	@12分×8人=96分	・質問形式：一括質問 一括答弁方式、件名ごと一括方式 ・議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。 ・会派内時間調整あり
政 友 会	@12分×6人=72分	
誠 の 会	@12分×5人=60分	
公 明 党	@12分×4人=48分	
日本共産党松本市議団	@12分×4人=48分	
無 所 属	@12分	

・令和2年12月定例会

会派等名	質問時間	留意点等
開 明	@12分×8人=96分	・質問形式：一括質問 一括答弁方式、件名ごと一括方式、一問一答方式、2回目から一問一答方式 ・議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。 ・会派内時間調整あり
政 友 会	@12分×6人=72分	
誠 の 会	@12分×5人=60分	
公 明 党	@12分×4人=48分	
日本共産党松本市議団	@12分×4人=48分	
無 所 属	@12分	

・令和3年2月定例会から令和3年9月定例会まで

会派等名	質問時間	留意点等
開 明	@12分×8人=96分	・質問形式：一括質問 一括答弁方式、件名ごと一括方式、一問一答方式、2回目から一問一答方式
政 友 会	@12分×6人=72分	
誠 の 会	@12分×5人=60分	
公 明 党	@12分×4人=48分	
日本共産党松本市議団	@12分×4人=48分	

無所属	@12分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。</li> <li>・会派内時間調整あり</li> </ul>
-----	------	---

・令和3年12月定例会

会派等名	質問時間	留意点等
開明	@15分×7人=105分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問形式：一括質問一括答弁方式、件名ごと一括方式、一問一答方式、2回目から一問一答方式</li> </ul>
政友会	@15分×6人=90分	
誠の会	@15分×4人=60分	
公明党	@15分×4人=60分	
日本共産党松本市議団	@15分×4人=60分	
無所属	@15分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。</li> <li>・会派内時間調整あり</li> </ul>

・令和4年2月定例会

会派等名	質問時間	留意点等
開明	@12分×7人=84分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・質問形式：一括質問一括答弁方式、件名ごと一括方式、一問一答方式、2回目から一問一答方式</li> </ul>
政友会	@12分×6人=72分	
誠の会	@12分×4人=48分	
公明党	@12分×4人=48分	
日本共産党松本市議団	@12分×4人=48分	
無所属	@12分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。</li> <li>・会派内時間調整あり</li> </ul>

・ 令和4年6月定例会、令和4年9月定例会

会派等名	質 問 時 間	留意点等
開 明	@15分×6人=90分	・ 質問形式：一括質問 一括答弁方式、件名ごと一括方式、一問一答方式、2回目から一問一答方式 ・ 議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行う。 ・ 会派内時間調整あり
政 友 会	@15分×6人=90分	
誠 の 会	@15分×4人=60分	
公 明 党	@15分×4人=60分	
日本共産党松本市議団	@15分×4人=60分	
無 所 属	@15分	

・ 令和4年12月定例会

会派等名	質 問 時 間	留意点等
開 明	15分+@15分×6人=105分	・ 通常時間に戻すもの
政 友 会	15分+@15分×6人=105分	
誠 の 会	15分+@15分×4人=75分	
日本共産党松本市議団	15分+@15分×4人=75分	
公 明 党	15分+@15分×3人=60分	
無 所 属	@15分	

・ 令和5年2月定例会

会派等名	質 問 時 間	留意点等
開 明	15分+@15分×6人=105分	・ 通常時間に戻すもの
政 友 会	15分+@15分×6人=105分	
誠 の 会	15分+@15分×4人=75分	
日本共産党松本市議団	15分+@15分×4人=75分	
公 明 党	15分+@15分×3人=60分	
無 所 属	@15分	

(カ) 議案質疑について

議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行います。感染症の拡大防止の観点から、質疑・答弁のより一層の簡明化に努めます。

(キ) 議場外（会派控室等）で待機する際は、会派控室のパソコン又は統一タブレットにより本会議の生中継を視聴し、進捗状況を確認しながら、再入場に備えます（令和4年12月定例会まで実施）。

(ク) 感染症の拡大防止の観点から、質疑・答弁のより一層の簡明化に努めます。

(ケ) 会議録署名議員の決定は、感染症の拡大防止の観点から先例を原則としつつ、議長において、席間に配慮して指名します。

※先例：会議録署名議員の決定は、すべての議事に先立って行い、議長の指名により議席順に1会期3名を指名する。

※ 一般質問に係る松本市議会の感染症対策への松本市保健所長の見解

（令和4年5月20日）

(1) 席間を確保し、出席者を限定するなどしっかり対策をいただいているので、引き続きの対策が望ましい。

(2) 換気をしっかり行ってほしい。

エ 本会議以外の会議の開催

(ア) 原則、議員協議会室において開催します。

(イ) 委員会室での開催は極力控えることが望ましいが、会場の確保が困難で、短時間で会議終了が見込まれる場合は、換気、席間等に十分配慮の上、開催します。

(ウ) 議事運営

・ 理事者からは市政の懸案事項について適切な時期に適切な協議及び報告がなされることを前提として、感染症の拡大防止のため、効率的な議事運営に努めます。

・ 感染症の拡大防止の観点から、質疑・答弁のより一層の簡明化に努めます。

オ 理事者及び議会事務局の会議出席者

出席又は事務連絡のため、委員会室等で待機する際は3密を避け、

換気を行い、可能な限り席間を確保します。

カ オンライン会議の先行実施（令和2年9月28日 議会運営委員会）

議会行事、委員会の調査研究テーマに係る取組等オンライン会議の実施に支障がないものについては、実施主体の判断により、オンライン会議を先行実施することとしました。

キ 非常時における委員会条例、会議規則及び委員会傍聴規則による対応（令和3年2月定例会改正、令和4年2月定例会改正）

(ア) 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点から、又は大規模な災害が発生したことにより、委員会の招集場所への参集が困難と判断される実情がある場合において、議会の機能維持の観点から必要があると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンライン」という。）を活用した委員会（以下「オンライン委員会」という。）を開会することができる。

(イ) (ア)は委員長及び副委員長の互選を行う委員会には適用しない。

(ウ) オンライン委員会が開会される場合において、委員会の招集場所への参集が困難な委員、理事者説明者、公述人、参考人、委員外議員、請願紹介議員及び請願・陳情の趣旨説明者は、あらかじめ委員長の許可を得て、当該招集場所以外の場所からオンラインによって当該委員会に参加することができる。

(エ) 前項の規定によりオンラインで委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなして委員会条例の規定を適用する。

(オ) オンライン委員会は、秘密会とすることができない。

(カ) 傍聴者は、委員長の許可を得て水分を摂取できる。

(キ) 委員協議会についても準用する。

## 9 執行機関からの情報収集等について

(1) 松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料・会議内容等について、会議終了後速やかに、議会事務局から全議員（統一タブレット端末）に対し、電子メールで送付します。

(2) 執行機関への問合せ、要望等について

各議員による個々の問合せ、要望等は、執行機関の迅速な新型コロナウイルス感染症対策に影響を与えかねないことから、原則として議会事務局で集約し、議会事務局から各所管に持ち込みます。

(3) 情報共有に係る取扱い

刻々と変化する状況に適切に迅速に対応するための松本市議会新型コロナウイルス感染症対策本部であることから、執行機関からの情報収集等や各議員からの問合せ、要望等については、松本市議会新型コロナウイルス感染症対策本部において集約を行い、内容については全議員で共有します。

## 10 議会人事について

令和2年度は感染症の拡大防止のみならず、常任委員会等においては感染症に係る各所管事項についての理事者側からの協議等により迅速に対応する必要があることから、後任者を選任せず、現行の体制を継続しました。

## 11 今後検討していく事項

(1) 本会議の参集場所（代替場所）の検討

ア 議員は、招集の当日会議定刻前に議事堂に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。（松本市議会会議規則第1条）

イ 会議規則に「有事の際は議長が別に指定する場所又は場に参集する。」といった規定の追加

ウ 代替場所として物理的な場所、又はウェブ上の場所の確保

## 12 新型コロナウイルス感染症対策に係る緊急要望

（令和3年8月25日実施）

市有施設、特に来庁者、施設利用者が多く、市民の危機管理の拠点となる市役所庁舎については、以下により感染防止策を更に強化すること。

(1) 換気対策について、換気が不十分な会議室等にCO<sub>2</sub>センサーやサーキュレータを設置するなどの緊急の対策を行うとともに、換気設備の設置工事など建物の換気機能を向上させるための恒常的な対策を行

うこと。

- (2) 来庁者、施設利用者の感染防止を徹底するため、玄関等に、据置型の非接触型体温計、自動式等非接触型の手指消毒装置など感染防止機器を設置すること。
- (3) 対策に当たっては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の有効な財源の活用を検討されたい。

### 13 議会における今後の新型コロナウイルス感染症に係る対応について

(令和5年5月12日 議会運営委員協議会決定)

- (1) 改選後の新たな議会对策本部の設置は行わないものとします。
- (2) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に対する松本市議会の取組み」の取扱いについて
  - ア 5月12日付けで廃止とします。
  - イ 次の4点については議会運営委員会（協議会）申合せとして継続することとします。
    - (ア) 会議におけるマスク着用について、個人の判断を基本とすること。（第3項第2号関係。厚生労働大臣公表文書を踏まえるもの）
    - (イ) 委員協議会の開催日について、概要説明は1日1委員会とし、各月の委員協議会は同時開催を避けてできる限り午前午後に分散すること。（第7項第1号関係。議員による傍聴機会の確保に資するもの）
    - (ウ) 一般質問及び議案質疑について、議員は質問席で質問し、理事者の答弁は自席で行うこと。（第8項第6号ウ(イ)及び(カ)関係。スムーズな移動による議論充実等の観点から取扱いを継続するもの）
    - (エ) 本会議以外の会議の開催場所について、特段の事情がない限り議員協議会室を第1選択とすること。（第8項第6号エ(ア)関係。音響設備が充実し、傍聴等のスペースが十分に確保できる議員協議会室を優先的に使用するもの）

## シリーズ

ウィズ/ポストコロナ時代における都市政策  
新型コロナウイルス感染症対応から考える都市自治体の危機管理

# 松本医療圏における新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の構築

松本市保健所長 塚田 昌大

松本医療圏では、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制を確保するため、管内陽性者数に応じた病床拡充、重症度に応じた機能分担、感染症以外の救急医療維持のための機能分担の視点を盛り込んだ松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画を策定し運用している。

この体制構築にあたっては、圏域全体で、大規模災害を想定して医療体制を議論し、築き上げてきた地域の医療関係者と行政の協議として設置されている松本広域圏救急・災害医療協議会が大きな役割を果たした。

この体制整備を通じ、住民の命と健康を守ると同じ思いを共有しながら、日頃から顔の見える関係で議論ができる体制の存在が、災害時と同様に感染症対策においても重要であることが改めて認識された。

## 1. はじめに

新型コロナウイルス感染症との戦いは、第1波から第6波までの感染流行を経験し、現状でも多くの陽性者が判明し続けている状況であり、2年を経過する現時点においても先が見通せる状況にはない。行政にとっても、医療者にとっても、感染拡大を最小限にしていくことが最大のミッションであることは変わらないが、最も重要となるのは、感染者の命と健康を守ることである。このミッションを果たすためには、地域における医療提供体制の安定的な確保が求められている。

松本医療圏では、医療関係者と行政が連携を取り、流行状況に応じた病床確保と機能分担が協議され松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画（以下、調整計画という）を策定し運用している。この計画を運用し、住民の命と健康を守るための医療を、関係者の努力により提供してきている。筆者は、2019年より県から松本市保健所設立のため公衆衛生医師として松本市に派遣されていたため、県および市保健所の立場から、調整計画の策定および運用に関わってきた。この立場から、当圏域の調整

計画の策定経過と運用について解説する。

## 2. 松本医療圏について

長野県では、10の2次医療圏を設定しており、松本医療圏は、長野県のほぼ中央に位置している。3市5村で構成され、対象人口は約42万人であり、人口規模としては県内で2番目に大きな医療圏である。医療圏内には入院医療機関が26病院あり、総病床数は5,028床（一般3,385床、療養441床、精神1,175床、結核21床、感染症6床）となっている。

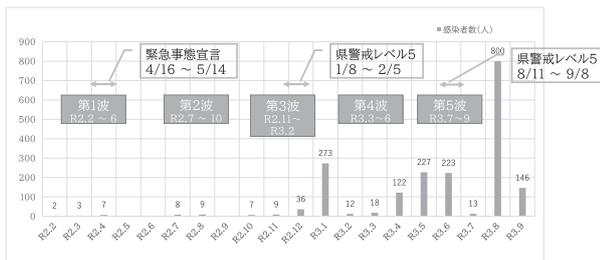
また、医療圏内には、信州大学医学部附属病院、長野県立こども病院、高度救命救急センターを保有する民間病院など3次医療レベルの高度専門医療機関が複数存在するなど、長野県内でも医療提供体制は恵まれている医療圏であり、各種疾患の患者を全県レベルで受け入れ対応している。医療関係団体としては、医師会、歯科医師会、薬剤師会のいわゆる三師会が地区ごとにそれぞれ3団体が構成されている。

行政として感染症対策の主体となる保健所は、当初は県松本保健所が中心であったが、2021年4月

より松本市が中核市に移行し松本市保健所が設置されたことにより、現在は、圏域を2保健所が管轄しており、両者で協働して医療圏内の医療提供体制を調整している。

### 3. 松本医療圏における新型コロナウイルス感染症の流行状況

図1 松本医療圏の発生期別感染者数



出典：松本市保健所（2021）

2019年12月の中国湖北省武漢での新型コロナウイルス感染症の報告以来、世界的に未曾有の感染拡大が現時点でも続いているが、松本医療圏においては、2020年2月に管内初めての陽性者を経験した。それ以降、全国の流行に合わせて感染拡大が見られてきた。図1に、松本医療圏における流行状況を提示したが、医療圏としては、幸い全国的な第1波、第2波では、大規模感染を経験することなく経過した。一方で、第3波以降、全国的な感染拡大と一致し、圏域内においても地域流行が確認された。

### 4. 松本医療圏における当初の医療提供体制

#### (1) 感染症指定医療機関である松本市立病院での陽性者受け入れの開始

長野県では、2次医療圏ごとに第二種感染症指定医療機関が指定されており、当医療圏においては、松本市立病院が平成13年より6床の指定を受けていた。このため、当圏域での新型コロナウイルス感染症の入院医療体制については、当初から松本市立病院を核に構築されてきた。

松本市立病院は、199床を有する公立病院であり、立地的には、松本市の西部に位置し松本市街地からは若干離れており車で30分ほどの位置になるが、感染症指定医療機関であると同時に産科小児科や2次救急輪番病院などの政策医療を担っている。

初期段階においては、松本市立病院が、感染症指定医療機関として帰国者接触者外来を設置するとともに、感染症指定病床6床を運用し陽性者の入院受け入れを行うなど、同病院へ陽性者を集約することが関係者間の基本的なコンセンサスであった。2020年2月のダイヤモンド・プリンセス号からの陽性者の受け入れが1例目となり、その後、2月下旬に当圏域内において県内初の陽性が判明した患者の入院を皮切りに同年2月から3月まで5名の陽性者の受け入れが松本市立病院でおこなわれてきた。

#### (2) 初期体制の課題

初期段階においては、松本市立病院に陽性者の受け入れを集約してきたが、この間に同病院の受け入れについて課題が見えてきた。

1つ目の課題としては、同病院には、感染症専門医や呼吸器内科専門医など感染症や呼吸器管理の専門の医師が不在の中、院内の内科、外科、救急科等の医師がチームを組んで入院診療をおこなっていたが、症状が重症化し専門的な呼吸器管理が必要な症例では対応が厳しくなる状況があった。実際に、当時は、中等症から重症化の恐れのある患者については、約1時間30分の移動が必要となる県内唯一の第一種感染症指定医療機関である長野県立信州医療センター（須坂市）へ搬送し治療される症例もあった。

2つ目の課題としては、当時は退院基準としてPCR検査にて2回の陰性確認が求められていたため入院が長期になる傾向にあり、6床が常に満床に近い運用であった。さらに、疑似症受け入れや帰国者接触者外来などの市立病院の負担が増加してきたとともに、圏域内における陽性者増加時の医療提供体制に対する懸念があり、圏域全体として議論が求められた。

### 5. 松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画の策定経過

#### (1) 病院長会議（新型コロナウイルス感染症対応に係る打ち合わせ会議）の設置

圏域内において松本市立病院のみでの受け入れの課題が見えてきた中、医療圏内での新型コロナウイルス感染症における医療提供体制の確保について実

務的な協議をする目的で、病院長会議（新型コロナウイルス感染症対応に係る打ち合わせ会議）が設置され、2020年2月5日に第1回の会議が開催された。この会議は、県松本保健福祉事務所（松本保健所）が事務局となり、圏域内の主要な医療機関（8病院：いずれも2次輪番病院）の病院長と管内3医師会長を構成員として組織された。

この会議体は、のちに後述する松本広域圏救急・災害医療協議会の部会として正式に位置づけられ、現在に至るまで圏域内の感染状況の共有や病床確保の調整などウェブ会議等で適宜開催されており、流行状況に応じた圏域全体の病床を調整するための重要な会議体となっている。

## （2）病院長会議における議論経過

会議設置時には、松本市立病院からは重症者への対応の課題や感染症指定病床が常に満床近い運用をしている状況から、圏域内の他病院への発熱外来の設置や入院受け入れの要望意見が出された。このような松本市立病院からの意見に対して、参加した他病院からは、公立病院の役割として、感染症指定医療機関である松本市立病院に感染患者を集約すべきであるとした意見や、通常診療や救急医療提供の維持も重要であることから陽性者受け入れに対する難色を示す意見が大半を占めた。

中には、松本市立病院を野戦病院化し全病棟で診るべきではないかといった強い意見も出されていた。松本市立病院としては、6床以上の受け入れについては、他の診療への影響やスタッフの負担など病院として拡充は難しいとの立場で、数回の会議では議論が平行線をたどり結論が見いだせない状況が続いた。

## （3）圏域全体での協力体制構築へ

当初は課題解決に向けた方向性が見えない状況が続いたが、この間、各医療機関において圏域の医療確保の観点から検討を続けていただいた。その結果、2020年4月に、松本市立病院が最大1病棟分の37床を確保する旨の表明が出された。この表明をきっかけに、圏域内の議論が進み、圏域内の体制整備が進められることになった。

議論の結果、①松本市立病院のみで対応してきた

発熱外来の設置医療機関を拡大するとともに、松本市立病院の発熱外来へ医師会からの応援体制を組むこと ②懸念であった重症患者受け入れについては、結核病床を保有し呼吸器内科医が複数在籍し呼吸器管理が可能である国立病院機構まつもと医療センターが受け入れること ③松本市立病院の負担軽減のために、感染症以外の患者受け入れについては、他病院が積極的に受け入れる、2次救急輪番の引継ぎをすること ④救急医療体制の維持のために救命救急センターを保有している民間病院での陽性者受け入れは最終段階にすることが整理された。

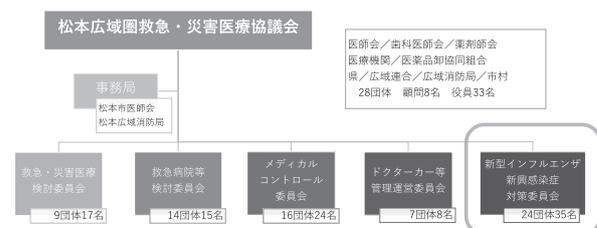
## （4）松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画の策定

病院長会議における議論は、松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画として整理され、2020年4月25日に開催された松本広域圏救急・災害医療協議会において承認された。これにより圏域内の医療機関、医師会、行政（県保健所、3市5村）の連携による新型コロナウイルス感染症に対する医療体制が確立された。

調整計画では、松本市立病院での患者受け入れを軸として、流行状況に応じた圏域全体での病床確保と重症度に応じた医療機関の機能分担、新型コロナウイルス感染症対応以外の救急受け入れの確保の方針が定められ、松本医療圏において地域の流行状況（入院患者数）と重症度に応じた医療機関の機能分担が明確となり、ここに全国からも注目された「松本モデル」が成立することとなった。

## 6. 松本広域圏救急・災害医療協議会

図2 松本広域圏救急・災害医療協議会



出典：松本市保健所（2021）

当医療圏は、糸魚川・静岡構造線断層帯の直上にあることから、大地震が発生する可能性が高いこと

が指摘されている。このために大規模災害に備えた医療提供体制を圏域の医療関係者と行政が連携して体制整備する場として、2005年に松本広域圏救急・災害医療協議会が発足し、災害あるいは救急に関する医療提供体制を確保するための協議の場が設置されてきた。この協議会は、顧問に各市村長、会長を松本市医師会長、副会長を塩筑医師会長、安曇野市医師会長とし、医療機関や行政関係者などの28団体から構成され、医師会のリーダーシップのもとに運営されている。

現在、災害時の医療体制を検討する救急・災害医療検討委員会に加え、2次輪番体制やメディカルコントロールなど救急体制に関する委員会が3つ設置されている。また、新型インフルエンザを想定した新型インフルエンザ新興感染症対策委員会も設置され、感染症対策についても協議できる場になっている。

当初は、新型コロナウイルス感染症の医療体制については、新型インフルエンザ新興感染症対策委員会が意思決定の場の役割を果たしていたが、より迅速な協議と意思決定が必要なために、前述の病院長会議を、改めてこの協議会に位置付けて体制整備が進められてきた。

当圏域においては、この協議会の下、救急や災害時などの医療体制を圏域全体での医療機関、医師会等の機能分担による体制整備として議論できる素地があることや、この協議会をはじめ医師会長や病院長等が日頃より意見交換をしやすい環境にあることは、同協議会の大きな存在意義であったと考えられる。

今回の新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の構築にあたって、この協議会が存在し、医療関係者と行政でコンセンサスが速やかに図れる体制があったことは、調整計画をまとめ圏域として統一的な医療提供体制を確保する上で、当圏域の強みであった。

## 7. 松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院調整計画の実績

2020年4月に策定された調整計画は、全国的な第3波となった2020年12月から2021年1月までの圏域内での感染拡大時に本格的に運用された。この感染拡大時には、高齢者施設での集団感染が相次ぎ、医療機関に負担の大きい高齢者の入院が増加したこと、また複数の入院受け入れ医療機関において院内感染が発生し一時的に病床運用を休止したことなどの困難な状況があったが、策定されていた調整計画に基づき患者数に応じた病床拡大、入院患者調整あるいは救急医療を維持することが可能であった。

その後、陽性者数がさらに増加した第4波、第5波においても、調整計画を原則として運用が行われ、比較的円滑な入院調整が可能であった。また、各流行を経験する中で調整計画も見直しが図られてきたので、現在の計画の概要について説明する。

調整計画では、①圏域内の流行状況に応じた各医療機関における病床確保 ②重症度に応じた機能分担 ③新型コロナウイルス感染症以外の救急医療等の維持（感染症対応と一般医療維持の機能分担）を

図3 松本医療圏新型コロナウイルス感染症入院病床調整計画

松本広域圏救急・災害医療協議会(R3.4.16)

	医療機関	STEP 1 (散发期)	STEP 2 (漸増期)	STEP 3 (急増期)	STEP 4 (爆発期)
入院の必要ない患者(軽症者・症状軽快者・無症状病原体保有者等)	県宿泊療養施設				→
	医師会(オンコル医)				→
軽症 中等症Ⅰ(呼吸不全なし) 中等症Ⅱ(呼吸不全あり)	松本市立病院	10床	16床	37床	
	安曇野赤十字病院			8床	
	松本協立病院			3床	
重症(人工呼吸器対応)	まつもと医療センター	3床 *中等症Ⅱ以上	11床 *軽症~重症	15床 *軽症~重症	
	信州大学附属病院	全県運用			
重症(透析患者)	相澤病院	3床		重症3床+中等症15床 *一般患者の中等症Ⅱ以上	
重症(小児)	県立こども病院	全県運用			

出典：松本広域圏救急・災害医療協議会(2021)

骨格とし、圏域内で陽性が判明し入院が必要な患者は、松本医療圏内の7病院（松本市立病院、国立病院機構まつもと医療センター、松本協立病院、安曇野赤十字病院、相澤病院、信州大学医学部附属病院、長野県立こども病院）において受け入れることとしている。

### ① 圏域内の流行状況に応じた各医療機関における病床確保

調整計画（図3）では、入院患者数に応じて松本市立病院の段階的な拡充（6床⇒16床⇒37床）をベースとして、圏域内の受け入れ体制をSTEP 1～4に区分し、各ステップに応じて、各医療機関が受け入れ病床の開設や拡充を行うこととしている。

### ② 重症度に応じた機能分担

同様に、各ステップにおいて重症度に応じた病床の機能分担をすることとしている。基本的には軽症から中等症Ⅱまでの患者は、松本市立病院で受け入れ、中等症以上の重症度の高い患者は、国立病院機構まつもと医療センターで受け入れることとしている。

このほか、軽症から中等症Ⅰまでの比較的軽症な患者の受け入れは、安曇野赤十字病院や松本協立病院で、人工呼吸器管理等の重症対応が必要な患者については、全県対応として信州大学医学部附属病院や相澤病院で、小児の場合は長野県立こども病院での受け入れを調整することとしている。

また、高齢者等、感染隔離期間を過ぎたのちもリハビリ等の継続的な入院が必要な患者に対しては、圏域内の4病院が後方支援病院として患者を受け入れる体制としている。

医師会には、宿泊療養施設のオンコール医を当番制で担っていただいている。

### ③ 新型コロナウイルス感染症以外の救急医療等の維持（感染症対応と一般医療維持の機能分担）

新型コロナウイルス感染症以外の救急医療等を最大限維持するために、高度救命救急センターの指定を受けている相澤病院における感染者受け入れは最小限として、他医療機関における感染者受け入れが困難になった際に感染者受け入れを行うこととして、新型コロナウイルス感染症対応と一般医療の確保の側面からも機能分担する形をとっている。

調整計画の運用については、現在も流行状況に応じて情報共有を兼ねながら病院長会議を開催し、関係医療機関、医師会、県松本保健所、松本市保健所と協議しながら進めている。

また、調整計画に基づく日々の陽性患者の入院調整は、県松本保健所と松本市保健所で共同して設置している松本広域圏 COVID-19 患者調整合同本部で行っている。この合同本部では、基本的に陽性判明者全例に対して入院要否の判断するための振り分け診察の受診調整をし、その結果、入院が必要な患者については、医療機関への入院調整を行っている。また、入院不要あるいは隔離期間中だが早期に退院が可能である患者については宿泊療養施設等への療養調整をおこなっている。

合同本部を設置することで、2つの保健所が1つの圏域内にあることによる調整の混乱を防ぎ、効率的な受診調整を行うとともに、常に情報共有することで圏域として統一した対応が可能となっている。

## 8. まとめ

松本医療圏では、圏内医療機関、医師会等の医療関係者をはじめとした多くの皆様の地域の住民の健康を守るという熱い思いと自らの感染リスクを負いながらも患者に向き合う並々な努力をしていた中で、今回の新型コロナウイルス感染症に対して地域を挙げた医療提供体制が構築されてきた。この体制構築にあたっては、大規模災害を想定した医療体制を議論し築き上げてきた松本広域圏救急・災害医療協議会が大きな役割を担っていた。

これまでの経過を振り返ると、地域の医療関係者と行政が、住民の命と健康を守るという同じ思いを共有しながら、日頃から顔の見える関係があり議論できる体制があることが、災害時と同様の体制が求められる感染症対策においても重要であることが改めて認識された。

## 9. 謝辞

松本医療圏において、新型コロナウイルス感染症対策に携わっていただいている医療機関、医師会（松本市医師会、塩筑医師会、安曇野市医師会）をはじめとする医療関係者の皆様の御協力に対して深く感謝申し上げます。

資料4

		感染者数	国の動き	県の動き	市の動き	市の体制
令和3年4月	第4波		○4/12高齢者へのワクチン接種開始	○4/23「後方支援医療機関」を23か所指定	○2/17医療従事者の初回接種開始 ○2/24ワクチン接種コールセンター開設 ○4/1松本市保健所開設 ○4/28～8/18高齢者施設巡回接種開始：1・2回目	○3/29保健予防課庁内職員応援2人配置（保健師2） ○4/1受診相談センター設置（民間委託） ○4/1陽性者相談窓口設置（健康相談等） ○4～5月健康づくり課新型コロナワクチン接種業務と兼務で4名配置
5月					○5/8～11/21集団接種実施（市内居住の75歳以上から順次開始） ○5/24一部医療機関で個別接種開始	○5/24健康づくり課新型コロナワクチン接種担当設置に伴い健康づくり課職員4名と兼務辞令で1名配置
6月				○6/11L452R変異株PCR検査に切り替え	○6/21個別医療機関接種開始 ○6/22～8/1集団接種実施	○6/1健康づくり課新型コロナワクチン接種担当設置に伴い健康づくり課職員9人、会計年度任用職員9人配置
7月	第5波		○7/19ワクチン接種対象年齢を12歳以上に引下げ			
8月				○8月 宿泊療養施設（中信2）開始 ○8/6全県に医療警戒を発出 ○8/14県飲食店等営業時短要請、協力金支援（～8/24）	○8月 抗体中和療法開始 ○8/28～11/4集団接種実施	○8/23保健予防課庁内応援6人（事務）
9月			○9/27抗原検査キットの薬局販売解禁	○9/8中信第2宿泊療養施設運用開始	○9/4～11/21 12～15歳接種実施	
10月						
11月			○11/8外国人の新規入国の一部再開	○11/25感染警戒レベルの基準変更 ○11/25医療アラートの発出基準変更、感染警戒レベルと連動		
12月		○12/1ワクチン接種（18歳以上3回目）の開始 ○12/22オミクロン株の市中感染（大阪府）を確認			○12/21庁議にて市内応援体制の見直しを協議	
令和4年1月	第6波		○1/14濃厚接触者待機期間の見直し（14日→10日） ○1/21ワクチン接種対象者に5歳から11歳までを追加承認 ○1/24みなし陽性、本人検査結果提示による確定診断可能	○1/27まん延防止等重点措置（～3/28）	○1/19 1次医療機関での振り分け診療実施を依頼 ○1/26～2/26高齢者施設巡回接種：3回目	○1/7保健予防課庁内応援職員17人配置（保健師6、兼務・併任11） ○1/27保健予防課庁内応援職員34人配置（保健師8、日替8、兼務・併任18）
2月					○2月 医療機関による自宅療養者への電話診療と薬の処方開始（市内83か所） ○2/1MyHer-SYSの健康観察対応開始、疫学調査・検査対象者の重点化、施設における調査の重点化 ○2/15～R5/3/31集団接種（12歳以上）実施	○集団接種会場等運営業務を委託
3月			○3/2ワクチン小児（5～11歳）初回接種開始 ○3/17発生届基準改正（抗原定性検査の検体に唾液を追加） ○3/17基本的対処方針改定（濃厚接触者の特定と出勤制限を一律に求めない方針に転換）	○3/18「感染対策強化期間」として取り組みを実施（3/19～4/10） ○3/29感染警戒レベルの基準変更、全県の警戒レベル廃止 ○3/29医療アラートの発出基準変更、感染警戒レベルと別建て、医療特別警戒の創設		
4月			○4/29ワクチン12～17歳の3回目接種開始		○4/2～7/31集団接種（5～11歳）実施	
5月				○5/23感染警戒レベルの基準を見直し、医療アラート発生状況による上限レベルの設定	○5/30保健予防課庁内応援体制の見直しを報告	
6月			○6/3発生届様式改正（必要な事項に最小化） ○6/3ワクチン60歳以上、基礎疾患を有する者等への4回目接種開始	○6/3マスク着用について目安を表示		○6/1保健所業務の一部民間委託（応援職員解消）
7月			○7/21発熱外来における抗原定性検査キットの配布等 ○7/22発生届出の簡略化、健康観察の簡略化・迅速化、濃厚接触者の待機期間の見直し（7日→5日） ○7/30自ら検査した結果の登録により療養を開始する仕組みの導入等		○7/16～8/27高齢者施設巡回接種：4回目 ○7/22 医療従事者及び高齢者施設等従事者への4回目接種開始 ○7/29みなし陽性適用開始	
8月		第7波	○8/4発生届の更なる簡略化可能 ○8/25発生届の限定化（国への届出制）	○8/24全県にBA. 5対策強化宣言を発出（～9/4）	○8/1全数調査の見直し（全数調査→入院必要な方又は重症化リスクのある方へ重点化）	○8/10陽性者オンライン登録窓口設置（Web申請等開始）
9月	○9/6ワクチン小児（5～11歳）の3回目接種開始 ○9/7療養期間の見直し（10日→7日） ○9/26全数届出の見直し（全数把握→4類系へ重点化）			○9/20初回接種完了した12歳以上のオミクロン株対応2価ワクチン接種開始（令和4年秋開始接種）		
10月		○10/11水際対策の大幅に緩和。入国者数の上限撤廃 ○10/21ワクチン5回目接種開始（初回接種後の接種間隔が5か月から3か月に短縮）		○10/9～3/26集団接種（5～11歳）実施		
11月		○11/14ワクチン乳幼児（生後6か月～4歳）接種開始 ○11/17COCA機能停止アプリ配布		○11/19PCR検査センター休止 ○11/19～12/22高齢者施設巡回接種：5回目		
12月				○12/4～3/5（6日）集団接種（生後6か月～4歳）実施		
令和5年1月	第8波					
2月						
3月			○3/13マスク着用について医療機関等以外は個人の判断による着用に変更 ○3/26ワクチン初回接種完了した小児のオミクロン株対応2価ワクチン接種開始		○3/31PCR検査センター廃止	
4月						○4/1新型コロナウイルスワクチン接種担当をワクチン接種担当に統合。
5月			○5/8感染症法の位置付け5類へ変更		○5/8令和5年春開始接種開始	

新型コロナウイルス感染症対策の記録

令和6年3月

松本市新型コロナウイルス感染症対策本部

松本市危機管理部危機管理課

〒390-8620

松本市丸の内3番7号

電話0263-34-3000（代表）

ファクス0263-33-1011

E-mail:kikikanri@city.matsumoto.lg.jp